

産業社会と知的財産〔上〕

大阪工業大学 知的財産学部

教授 大塚 理彦

講義：平成 27 年 4 月 10 日～平成 27 年 7 月 24 日

第一版：平成 26 年 7 月 18 日

第二版：平成 27 年 3 月 23 日

はしがき

知的財産学部1年次における「産業社会と知的財産」の講義を念頭において作成した。

平成26年7月18日

大阪工業大学大学院 知的財産研究科
教授 大塚 理彦

第二版はしがき

特別講義を追加し、学生によるプレゼンを廃止した。各回の先頭に学修のポイントをおいた。重要事項と引用部分を枠で囲むことにより明確化した。レジュメ本体と小テストを分離した。

第3回について、「立体商標」「新しいタイプの商標」に関する説明を追加し、「コーポレート・アイデンティティ」「ブランド」「具体例」に関する説明を削除した。

第4回について、「表現性」「創造性」「学芸性」「応用美術」「著作権の主体」「引用」に関する説明を追加し、「スターデジオリ 事件」「私的録音録画補償金」「インターネットの普及」「クリエイティブ・コモンズ」に関する説明を削除した。

第5回について、第11回の内容を第5回に移動し、第5回の内容のうち「知的財産制度」から「学説」を削除し、「プロパテント政策」から「米国」「日本」を削除し、「科学と技術」「技術と経済・経営」を削除した。

第10回について、「私見」を追加し、「発明届出書・発明提案書」「特許調査(技術動向調査)」に関する説明を削除した。

第14回について、第12回の内容を第14回に移動し、「ハーグ協定のジュネーブ改正協定」に関する説明を追加し、「最後の最後に」を削除した。

平成27年3月23日

大阪工業大学大学院 知的財産研究科
教授 大塚 理彦

目次

はしがき	i
第二版はしがき	i
目次	ii
1. 知的財産とは何か	1
1-1. 自己紹介	2
1-2. ガイダンス	3
1-2-1. ねらい	3
1-2-2. 計画	3
1-2-3. 特別講義	3
1-2-4. 学び方	4
1-2-5. 評価	7
1-3. 知的財産とは何か	8
1-3-1. 知的財産の時代	8
1-3-2. 定義	11
1-3-3. 無体物	11
1-3-4. その他の特徴	13
1-3-5. 工業社会から情報社会へ	13
1-4. 知的財産法	15
1-4-1. 概要	15
1-4-2. 分類	16
1-4-3. 正当化根拠	17
1-5. 知的財産人材	18
2. 発明と特許	21
2-1. 発明とは何か	22
2-1-1. 身の回りの発明	22
2-1-2. 発明の定義	22
2-1-3. 具体例	27
2-2. 審査	29
2-2-1. 産業利用可能性	29
2-2-2. 新規性	31
2-2-3. 進歩性	32
2-3. 職務発明	33
2-3-1. オリンパス光学工業事件	33
2-3-2. 青色発光ダイオード事件	34
2-3-3. 日立製作所事件	36
2-4. 意匠	37
2-4-1. 概要	37
2-4-2. 意匠とは何か	39
2-4-3. 審査	41
3. 商標の役割	43
3-1. 商標とは何か	44
3-1-1. 商標の定義	44
3-1-2. 立体商標	45
3-1-3. 新しいタイプの商標	47

3-1-4. 機能.....	51
3-2. 審査.....	51
3-2-1. 自他商品役務識別力.....	52
3-2-2. 公益的私益的不登録事由.....	54
3-3. 地域団体商標.....	56
3-4. 歴史.....	58
3-5. 不正競争防止法.....	59
3-5-1. 概要.....	59
3-6-2. 裁判例.....	60
4. 著作権を考える.....	64
4-1. 著作権とは何か.....	65
4-1-1. 著作物の定義.....	65
4-1-2. 表現性.....	65
4-1-3. 創作性.....	66
4-1-4. 学芸性.....	67
4-1-5. 著作権法の構成.....	68
4-2. 応用美術.....	69
4-3. 著作権の主体.....	72
4-3-1. 創作者主義.....	72
4-3-2. 職務著作.....	72
4-3-3. 映画の著作物.....	72
4-4. 引用.....	74
4-5. 歴史.....	75
5. 経済・技術と知的財産.....	76
5-1. 知的財産制度.....	77
5-1-1. 人工的権利.....	77
5-1-2. 正当化根拠.....	77
5-2. プロパテント政策.....	79
5-3. 現代の技術開発.....	81
5-4. 知財戦略.....	83
5-4-1. 医薬品産業(一製品少数特許型).....	83
5-4-2. エレクトロニクス産業(一製品多数特許型).....	85
5-4-3. インテルの事例.....	88
5-4-4. アップルの事例.....	89
6. 特許制度の歴史(ヴェネツィア・英国).....	91
6-1. ヴェネツィア共和国.....	92
6-1-1. 特許制度の起源.....	92
6-1-2. ルネサンス.....	93
6-1-2. ヴェネツィア共和国.....	94
6-1-3. 特許制度.....	95
6-2. 英国.....	97
6-2-1. 英国専売条例.....	97
6-2-2. 産業革命.....	99
6-2-3. 紡績機.....	100
6-2-4. 蒸気機関.....	102
7. 米国の特許制度.....	107
7-1. 略史.....	108
7-2. 白熱灯.....	110

7-2-1. エジソン	110
7-2-2. 組織による発明	111
7-3. 無線	112
7-3-1. マルコーニ	112
7-3-2. クロスライセンス	113
7-4. 航空機	115
7-4-1. ライト兄弟	115
7-4-2. カーチス	117
7-4-3. パテントプール	118
A. 付録	119
A-1. 法令の調べ方(一例)	120
A-2. 特許公報の調べ方(一例)	122
A-3. 裁判例の調べ方(一例)	124

1. 知的財産とは何か

学修のポイント

この授業の全体像を把握する。
自ら学ぶ姿勢を身につける。

定義をおさえる。

知的財産 : 財産的価値のある情報

知的財産法 : 知的財産を保護する法律

知的財産権 : 知的財産を保護するために知的財産法によって規定される権利

物と情報の比較によって理解する。

物 : 有体物、所有権による保護

情報 : 無体物、知的財産権による保護

知的財産法の種類と分類を整理する。

種類

①特許法

②実用新案法

③意匠法

④商標法

⑤著作権法

⑥不正競争防止法

分類

①産業財産法と著作権法

②創作法と標識法

③権利付与法と行為規整法

1-1. 自己紹介

表 1 自己紹介

年	事項
1987 年	神戸大学大学院工学研究科博士前期課程修了(工学修士)
	松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)入社
	情報機器の研究開発業務
1996 年	映像信号処理 LSI の研究開発業務
2003 年	研究開発部門における知財戦略業務
	他社特許出願状況の調査分析・リスク回避
	自社特許出願戦略の策定
2005 年	デジタルカメラの知的財産業務
	事業拡大に伴う知財力不足
	特許権利化・ライセンスを中心に意匠・商標まで広く担当
2010 年	IT 関連研究所の知的財産業務
	特許権利化を中心に
	共同研究開発契約・秘密保持義務契約・著作権関連契約等を担当
2012 年	神戸大学大学院法学研究科博士後期課程修了(博士(法学))
2014 年	大阪工業大学大学院知的財産研究科教授

パナソニック株式会社在職中に研究開発業務から知的財産業務に変わりました。昨年より大阪工業大学大学院に着任しました。家族は家内と大学生の長男、長女の4人です。好きなものは車、バイク、自転車の乗り物系と映画、音楽、読書の鑑賞系です。

研究室 : 1号館9階
 メールアドレス : michihiko.otsuka@oit.ac.jp

1-2. ガイダンス

1-2-1. ねらい

知的財産の専門家としての第一歩を踏み出す。

- ①知的財産とは何かを理解する。
- ②知的財産を保護する法律の体系を理解する。
- ③知的財産の保護に関する歴史的な変遷を学ぶ。
- ④知的財産に関する知識の必要性を理解する。

1-2-2. 計画

表 2 計画

回	テーマ
第 1 回	知的財産とは何か
第 2 回	発明と特許
第 3 回	商標の役割
第 4 回	著作権を考える
第 5 回	経済・技術と知的財産
第 6 回	世界・英国の特許制度
第 7 回	米国の特許制度
第 8 回	日本における特許制度の歴史
第 9 回	現代日本の経済発展と特許
第 10 回	技術開発から特許出願まで
第 11 回	特別講義(1)
第 12 回	特別講義(2)
第 13 回	特別講義(3)
第 14 回	知的財産の国際的動き
第 15 回	知的財産法の体系と学部で学ぶべきポイント

1-2-3. 特別講義

産業社会において知的財産に携わる専門家の講義を通して、知的財産の役割や意義を理解します。シラバス上は第 11 回から第 13 回の 3 回としていますが、4 回行う可能性があります。各回、それぞれの産業分野において知的財産に携わる仕事をしている専門家の講義を聞きます。

1-2-4. 学び方

①知的財産に関するニュースにアンテナを張ってください。

特許庁 メールマガジン配信サービス

<http://www.jpo.go.jp/torikumi/hiroba/magazine.htm>

特許庁 新着情報配信サービス

<https://www.jpo.go.jp/jponews/top.html>

日本経済新聞 無料電子版登録会員

<http://www.nikkei.com/r123/>

パテントサロン メールマガジン日刊知財

<http://www.patentsalon.com/mag/index.html>

②授業において気になったことについて調べてください。

配布資料には、講義に必要な最低限の素材しか収載されていません。皆さんが講義を通じて学んだこと、考えたこと、疑問に思うこと等をノート又は配布資料の余白に記載する習慣をつけてください。

特許庁(特許・実用新案・意匠・商標について)

<http://www.jpo.go.jp/indexj.htm>

特許情報プラットフォーム (特許・実用新案・意匠・商標の検索)

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

文化庁(著作権について)

<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/index.html>

公益社団法人著作権情報センター(著作権について)

<http://www.cric.or.jp/index.html>

経済産業省(不正競争防止法について)

<http://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/>

独立行政法人日本貿易振興機構(模倣品・海賊版対策について)

<http://www.jetro.go.jp/theme/ip/>

裁判所(裁判例の検索)

<http://www.courts.go.jp/>

日本弁理士会(弁理士について)

<http://www.jpaa.or.jp/>

日経 BP 知財 Awareness(知的財産に関する情報)

<http://chizai.nikkeibp.co.jp/chizai/index.html>

パテントサロン(知的財産に関するニュース)

<http://www.patentsalon.com/>

近畿知財戦略本部(近畿における中小企業の知財活用)

<http://www.kansai.meti.go.jp/kip-net/index.html>

体系的に学びたくなったら専門書をあたってください。まずは、図書館へ。シラバスには、参考書をあげています。何を読めばよいかわからないときは問い合わせてください。

自ら学ぶ姿勢を！

資格取得について

①弁理士(特許事務所、社内弁理士等)を目指す人へ

まず、特許法を完全にマスターしてください。次に、実用新案法・意匠法・商標法の基本的構成は特許法と同じですから、特許法との相違点を中心に勉強してください。著作権法・不正競争防止法・工業所有権に関する条約の弁理士試験における比重はそれほど高くありません。ただし、論文式試験の選択科目においてこれらの法律を選択する人はしっかりとした勉強が必要です。なお、弁理士試験は短答式・論文式・口述の三段階で行われます。また、特許法の入門書として下記をお薦めします。



島並良=上野達弘=横山久芳『特許法入門』(有斐閣・2014年)

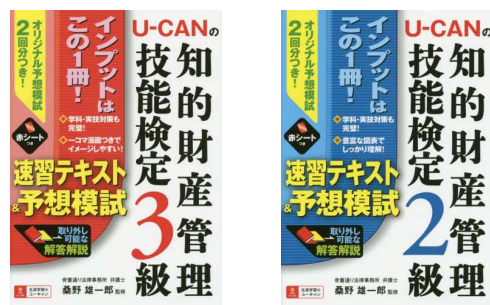
駒田泰士=潮海久雄=山根崇邦『知的財産法1 特許法』(有斐閣・2014年)

茶園成樹編『特許法』(有斐閣・2013年)

また、本学大学院知的財産研究科を修了すれば、弁理士試験の一部免除を受けることもできますので、大学院への進学もあわせて検討してください。

②企業の知的財産部門を目指す人へ

知的財産管理技能検定の受検をお勧めします。1級は実務経験が必要ですので、在学中の取得は困難です。まずは3級を取得し、卒業までに2級取得を目標にしましょう。



桑野雄一郎監=ユーキャン知的財産管理技能検定研究会編『U-CANの知的財産管理技能検定3級速習テキスト&予想模試』(ユーキャン学び出版・2014年)

桑野雄一郎監=ユーキャン知的財産管理技能検定研究会編『U-CANの知的財産管理技能検定2級速習テキスト&予想模試』(ユーキャン学び出版・2014年)

1-2-5. 評価

出欠確認をかねて、毎回、小テスト又はアンケートを行います。また、特別講義においては、感想文の提出を課します。併せて、期末試験を行います。

期末試験(70%)

小テスト・感想文(30%)

1-3. 知的財産とは何か

1-3-1. 知的財産の時代

①特許

「ノンアルコール特許、真っ向対立 サントリーがアサヒ提訴」
(日本経済新聞 2015年3月11日)



「『真っすぐ麺』製法巡り和解 日清とサンヨー食品」
(日本経済新聞社 2015年1月21日)



「トヨタが燃料電池車の特許を無償開放へ」
(日本経済新聞 2015年1月6日)



②意匠

「体重計酷似でタニタに賠償命令 東京地裁、オムロンが勝訴」
(日本経済新聞 2015年2月26日)



③商標

「シャープ、上告せず 『IGZO』商標無効判決で」
(日本経済新聞 2015年3月12日)

「『リトルカブ・スペシャル』を限定発売 ～スーパーカブの立体商標登録を記念して～」(本田技研工業株式会社ニュースリリース 2015年2月12日)



④著作権

「『ハイスコアガール』の著作権侵害は『成否が明らかではない』 刑事手続を反対する声明文を法学者ら26人が発表」(ITmedia 2014年12月22日)



⑤ 読み物



稲森謙太郎『すばらしき特殊特許の世界』(太田出版・2014年)

友利昂『それどんな商品だよ！』(文庫ぎんが堂・2013年)

武田知弘『日本の「すごい」発明』(だいわ文庫・2013年)

池井戸潤『下町ロケット』(小学館文庫・2013年)

黒川正弘『チェーンズリング』(文芸社・2012年)



川内清隆『見えない世界 消えた特許 上巻・下巻』(文芸社・2012年)

井浦秀夫『弁護士のかげ第二審 4』(小学館・2012年)

楡周平『クレイジーボーイズ』(角川文庫・2010年)

石橋秀喜『パテントトロール』(タイトル・2010年)



安藤百福『魔法のラーメン発明物語』(日経ビジネス人文庫・2008年)

重田暁彦『「雪見だいふく」はなぜ大ヒットしたのか』(講談社+α文庫・2008年)

1-3-2. 定義

<p>知的財産 : 財産的価値のある情報</p> <p>知的財産法 : 知的財産を保護する法律</p> <p>知的財産権 : 知的財産を保護するために知的財産法によって規定される権利</p>
--

情報である知的財産は、法律によって保護しない限り自由に利用することができる。そうすると、知的財産を創造した者による知的財産の創造に要した費用の回収が困難になるので、知的財産を創造する意欲が減殺される。これによって、産業の発達や文化の発展が阻害される。そこで、知的財産を保護するための法律が必要になる。

知的財産は財産的価値のある情報であるから、法律によって保護しなければ、すぐに真似されてしまう。良いものを創るのにはお金がかかる。お金をかけて良いものを創っても、すぐに真似されてしまえば、売上げが減って、良いものを創るのに要したお金を取り戻すことができない。それならば「誰かが良いものを創るのを待って、それを真似すればいいや。」ということになってしまう。みんながそういう考え方でいると、だれも良いものを創ろうとしなくなる。それでは、産業の発達や文化の発展は望めない。そこで、知的財産を保護するための法律が存在する。知的財産が適切に保護されれば、「良いものを創ろう！」という意欲がわく。

<p>技 術 : 特許法、実用新案法</p> <p>デザイン : 意匠法</p> <p>ブランド : 商標法、不正競争防止法</p> <p>芸 術 : 著作権法</p>
--

1-3-3. 無体物

<p>物 : 有体物、所有権による保護</p> <p>情報 : 無体物、知的財産権による保護</p>
--

ロッテのアイスクリーム「雪見だいふく¹」は有体物であるが、「雪見だいふく」に使用される低温でも硬化しないもちの製造方法(特許第 1537351 号)は無体物である。

サントリーのお茶「伊右衛門²」は有体物であるが、「伊右衛門」に使用されるペットボトルのデザイン(意匠登録第 1216509 号)は無体物である。

パナソニックのデジタルカメラ「LUMIX」は有体物であるが、ブランドである「LUMIX」(商標登録第 4593663 号)は無体物である。

¹ 株式会社ロッテの登録商標。

² 株式会社福寿園の登録商標。

ワーナー・ホーム・ビデオのDVD「ハリー・ポッターと賢者の石」は有体物であるが、映画である「ハリー・ポッターと賢者の石」は無体物である。



図 1 有体物(「雪見だいふく」「伊右衛門」「LUMIX DMC-GM1K」「ハリー・ポッターと賢者の石」)³

最判昭和 59 年 1 月 20 日民集 38 卷 1 号 1 頁〔顔真卿自書告身帖事件〕

原告：顔真卿(唐代の著名な書家)の作品である「自書告身帖」の有体物としての側面(著作権法上は、美術の著作物の原作品と呼ぶ。)を所有する者

被告：「自書告身帖」の前所有者の許諾を受けてこれを写真撮影した者の承継人から写真乾板を譲り受け、「自書告身帖」を収録した『和漢墨宝選集』を製作・出版した者

原告は、「自書告身帖」の「所有権」の侵害を理由に、被告に対して『和漢墨宝選集』の出版の差止を請求

判旨(請求棄却)
 「美術の著作物の原作品は、それ自体有体物であるが、同時に無体物である美術の著作物を体現しているものというべきところ、所有権は有体物をその客体とする権利であるから、美術の著作物の原作品に対する所有権は、その有体物の面に対する排他的支配権能であるにとどまり、無体物である美術の著作物自体を直接排他的に支配する権能ではないと解するのが相当である。」

表 3 知的財産権と所有権

	知的財産権	所有権
権利の客体	無体物(情報)	有体物(物)
権利の主体	創作者	譲受人
権利の発生手続	審査主義(著作権以外)	無方式主義
権利の効力	消極的効力のみ	積極的効力(明文)+消極的効力(解釈)
権利の存続期間	有限(商標権以外)	永久権

積極的効力：自分で利用すること。

消極的効力：他人による利用をやめさせること。

³ 写真は各社のホームページより。

1-3-4. その他の特徴

①知的財産法によって保護される情報の範囲は変化する。

知的財産権は、技術との関連性が深い人工的な権利である。

特許権：物→方法→微生物→コンピュータ・プログラム→ビジネスモデル

著作権：活版印刷→複写技術→インターネット

②程度の差はあるものの、模倣が容易である。

(困難) 技術 芸術 デザイン ブランド (容易)

複数の者が同時に利用することができる。

知的財産権は模倣を禁止する権利ということもできる。

1-3-5. 工業社会から情報社会へ

農耕社会(第一次産業)：土地

工業社会(第二次産業)：人・物・金

情報社会(第三次産業)：情報

平成 14 年(2002 年)：施政方針演説(小泉首相)

「研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とします。このため、知的財産戦略会議を立ち上げ、必要な政策を強力に推進します⁴。」

平成 14 年(2002 年)：「知的財産戦略大綱⁵」

平成 15 年(2003 年)：「知的財産基本法」

平成 15 年(2003 年)：「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画⁶」

平成 16 年(2004 年)以降：「知的財産推進計画⁷」。

⁴ 内閣官房知的財産戦略推進事務局編『知財立国への道』(ぎょうせい・2003 年)。

⁵ 知的財産戦略会議「知的財産戦略大綱」(2002 年)。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki/kettei/020703taikou.html>

⁶ 知的財産戦略本部「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」(2003 年)。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/030708f.html>

⁷ 知的財産戦略本部「知的財産推進計画 2014」(2014 年)。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2014.pdf>

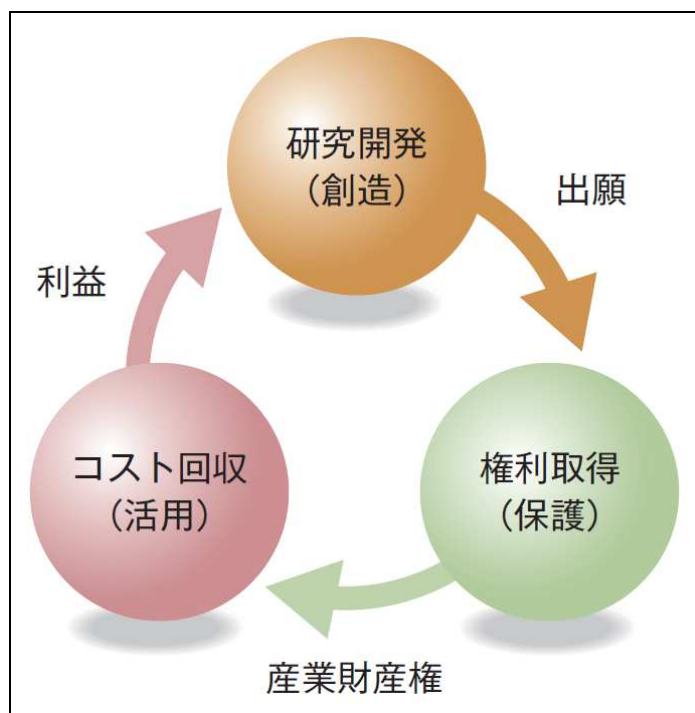


図 2 知的創造サイクル(特許庁パンフレット(2014年)4頁)

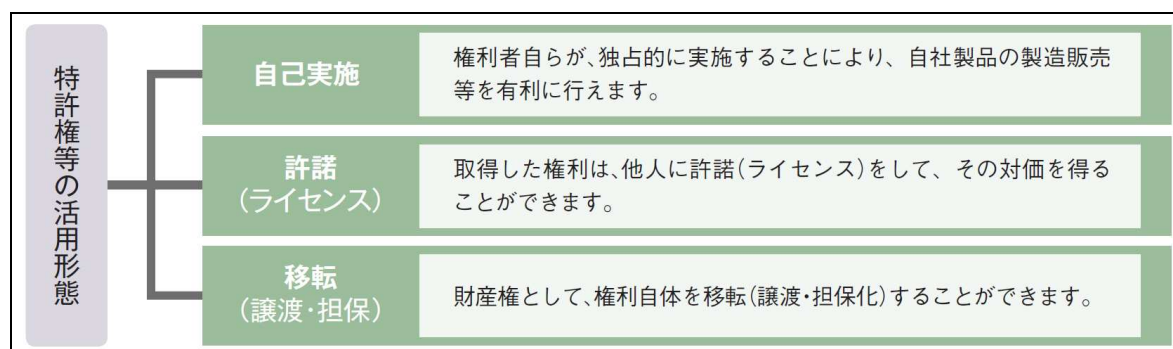


図 3 知的創造サイクル(特許庁パンフレット(2014年)4頁)

1-4. 知的財産法

1-4-1. 概要

表 4 知的財産法

	権利の名称	保護客体	権利発生手続	保護期間	侵害態様
①特許法	特許権	発明	特許庁での審査・登録	出願から20年	業としての実施(生産、使用、譲渡等)
②実用新案法	実用新案権	考案	特許庁での登録(無審査)	出願から10年	業としての実施(製造、使用、譲渡等)
③意匠法	意匠権	意匠 (デザイン)	特許庁での審査・登録	登録から20年	業としての実施(製造、使用、譲渡等)
④商標法	商標権	商標 (標識・マーク)	特許庁での審査・登録	登録から10年 (更新あり)	指定商品役務についての業としての使用
⑤著作権法	著作権、著作 者人格権	著作物	なし	著作者の死後 50年(原則)	利用(複製、公衆送信、翻案等)、改変
⑥不正競争防 止法	(特別な名称 の権利はない。)	周知表示、営 業秘密、ドメ イン名等	なし	限定なし	不正競争行為

1-4-2. 分類

- ①産業財産法と著作権法
 ②創作法と標識法
 ③権利付与法と行為規整法

表 5 知的財産法の分類

分類	①産業財産法と著作権法		②創作法と標識法	③権利付与法と行為規整法	
知的財産法	著作権法		創作法	権利付与法	
	産業財産法 (広義)	産業財産法(狭義) 産業財産権法			特許法
					実用新案法
					意匠法
			商標法		
不正競争防止法(一部)		標識法	行為規整法		

①産業財産法と著作権法

産業の発達に寄与する法律(産業財産法)と文化の発展に寄与する法律(著作権法)しかし、今日では著作権法も産業の発達に寄与する法律といえることができる⁸。この分類に意義を見出すとすれば所管官庁の違い。所管官庁は法改正の主体となる⁹。

産業財産法(広義) : 経済産業省

産業財産法(狭義) : 経済産業省の外局である特許庁

不正競争防止法 : 経済産業省本体

著作権法 : 文部科学省の外局である文化庁

②創作法と標識法

制度趣旨に繋がる実質的分類

創作法 : 新たな創造への誘因として知的財産に独占権付与

標識法 : 市場秩序を維持するため標識・マークを保護

③権利付与法と行為規整法

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権は財産権である。

不正競争防止法で保護される利益に対して財産権を観念することはできない¹⁰。

⁸ 著作権法はコンピュータ・プログラムやデータベースを保護するようになった。また従来から著作権法による保護の客体である映画の著作物は、文化の側面と産業の側面をともに有する。

⁹ 議員立法が建前であるから立法の主体は国会であるが、ほとんどの場合、内閣が法案を提出し国会がこれを承認する。

¹⁰ 交通事故に遭わない権利というのが観念できないのと同様である。

1-4-3. 正当化根拠

社会的コスト

- ①独占権を付与された者以外の者は、その情報を利用することができない。
- ②独占権を付与するための知的財産権制度の維持にコストがかかる。

特許庁¹¹

特許事務所、企業の知的財産部門

裁判所(知的財産高等裁判所)、法律事務所

このような社会的コストをかけてまで知的財産権制度を維持するメリット

①創作法の場合

(主)創造活動の促進(インセンティブ論)：国家政策

(副)知的財産の利用の促進：特許の公開制度

ライセンスによる権利の有効活用

さらに良い技術開発の礎

権利の存否・範囲の明確化

②標識法の場合

(主)市場における公正な秩序の維持

他人が築いたブランドに対する信用へのただ乗り防止

(副)正当な営業活動の促進(インセンティブ論)

ブランドを育てるために良質な商品を提供する。

¹¹ 正確には特許庁の運営は税金ではなく特別会計(出願、審査、登録等の各手数料)によって賄われている。

1-5. 知的財産人材

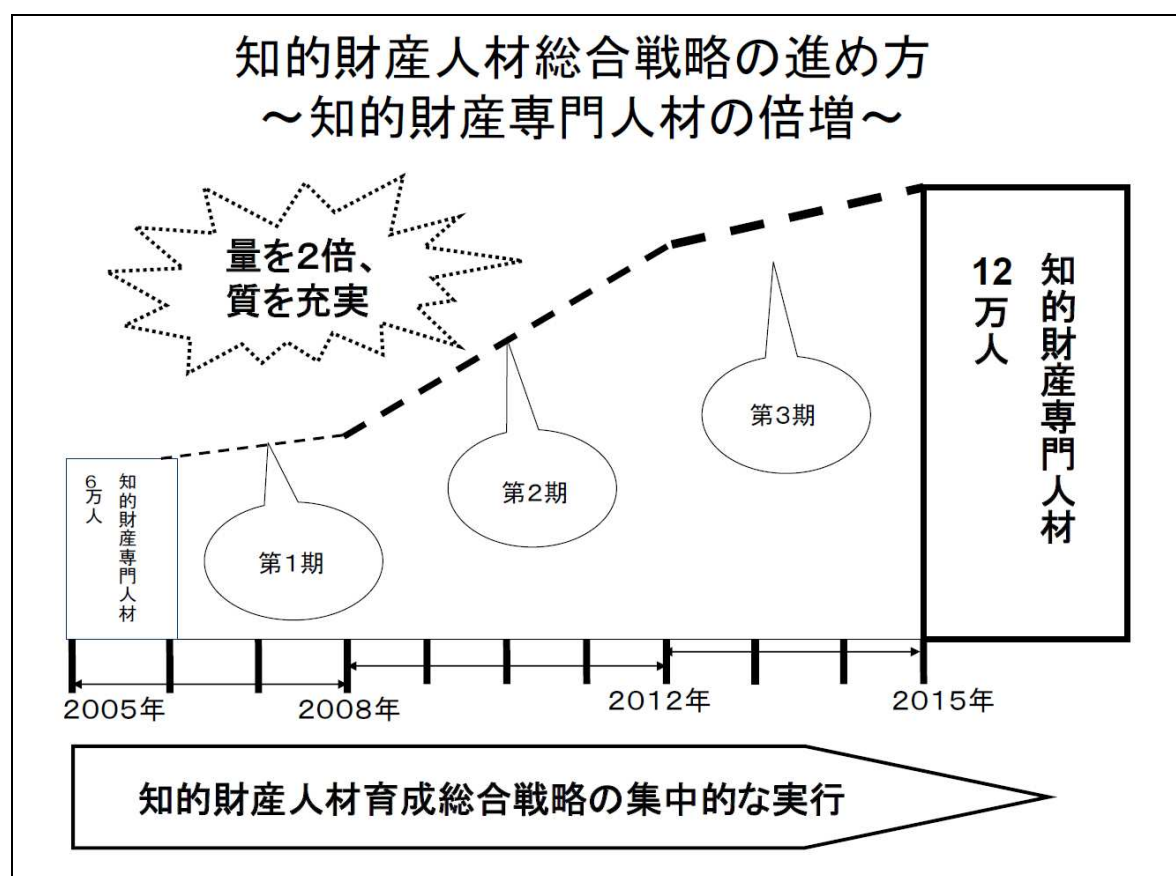


図 4 知的財産人材総合戦略の進め方¹²

¹² 知的創造サイクル専門調査会「知的財産人材育成総合戦略」(2006年)11頁。
<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/ip/haihu29/siryos5.pdf>

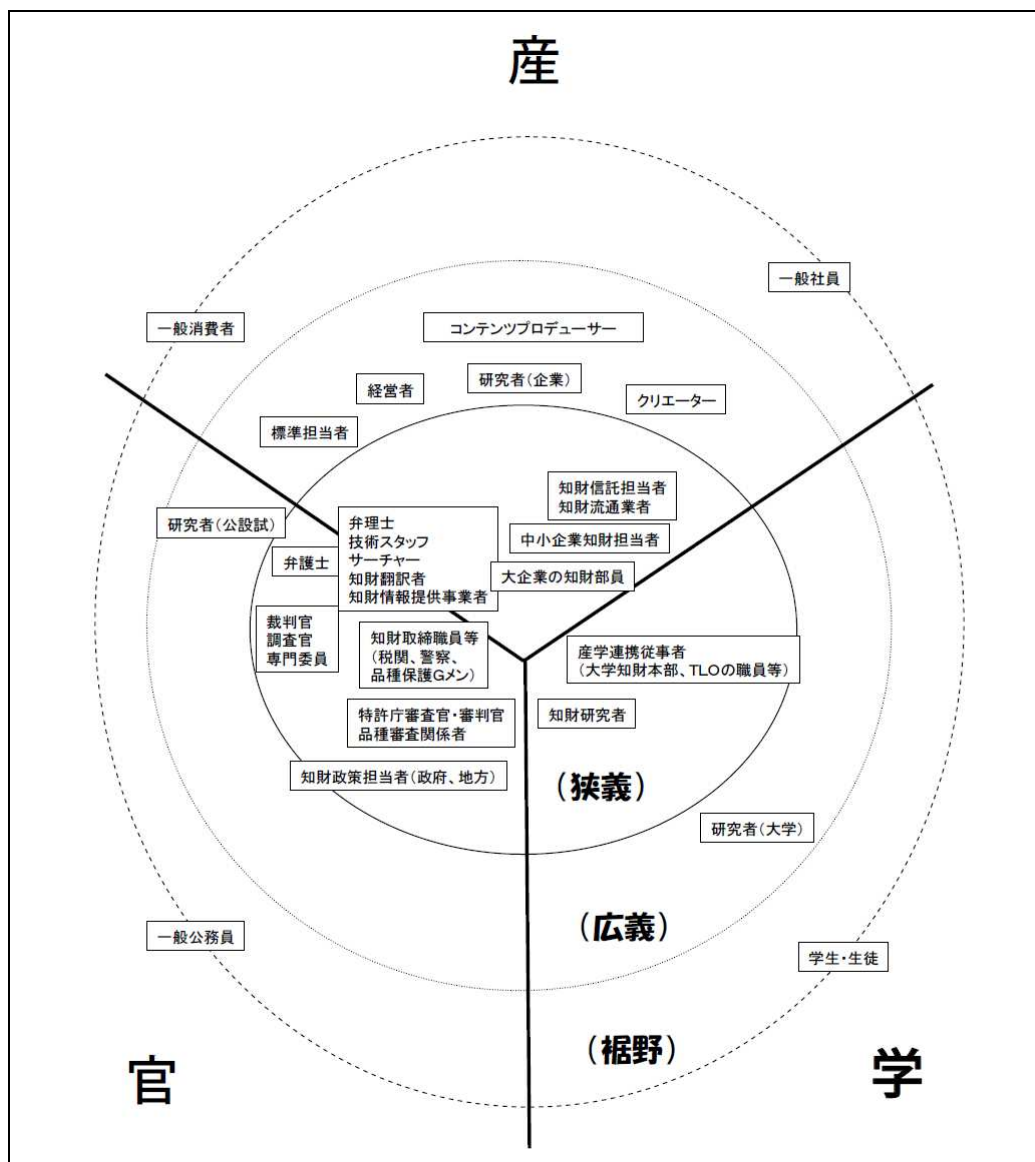


図 5 知的財産人材の多様性¹³

¹³ 知的創造サイクル専門調査会「知的財産人材育成総合戦略」(2006年)7頁。
<http://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/ip/haihu29/siryos5.pdf>



図 6 大学院で養成する人材像¹⁴

時代が求める知的財産のプロフェッショナルに

知的財産制度は、「革新的なテクノロジー」、「魅力ある製品デザイン」、「確固たるブランドイメージ」、「人気のソフトやコンテンツ」といった競争力の源泉を守り育てるものです。激化する国際競争を勝ち抜くために、企業は「知的財産のプロ」を求めています。

大学院で養成する人材像

一口に「知的財産のプロ」といっても、いろいろなタイプがあります。知的財産は専門的で狭い分野と思われがちですが、その幅は意外に広く、法律関係だけでなく、イノベーション支援、国際関係、戦略企画といった様々な業務があるからです。

本研究化では、入学者の将来希望や関心分野に応じて、「イノベーション支援人材」、「グローバル知財人材」、「知財マネジメント人材」を育成します。もちろん、どれか一つに偏ることなくバランスよく学修し、オールラウンドな人材になることも可能です。

¹⁴ 大阪工業大学「大学院進学のおすすめ」(2015年)2頁。

2. 発明と特許

学修のポイント

特許法・実用新案法と意匠法の概要を理解する。

技 術：特許法(審査あり)、実用新案法(審査なし)

デザイン：意匠法(審査あり)

特許法

技術を保護する法律

発明：①自然法則を利用した
②技術的思想の
③創作のうち
④高度のもの

審査：①産業利用可能性
②新規性
③進歩性

職務発明

意匠法

デザインを保護する法律

意匠：①物品に係るものであること
②形態を有するものであること
③視覚を通じて美感を起こさせるものであること

審査：①工業利用可能性
②新規性
③創作非容易性

2-1. 発明とは何か

2-1-1. 身の回りの発明¹⁵



図 7 身の回りの発明(1)¹⁶

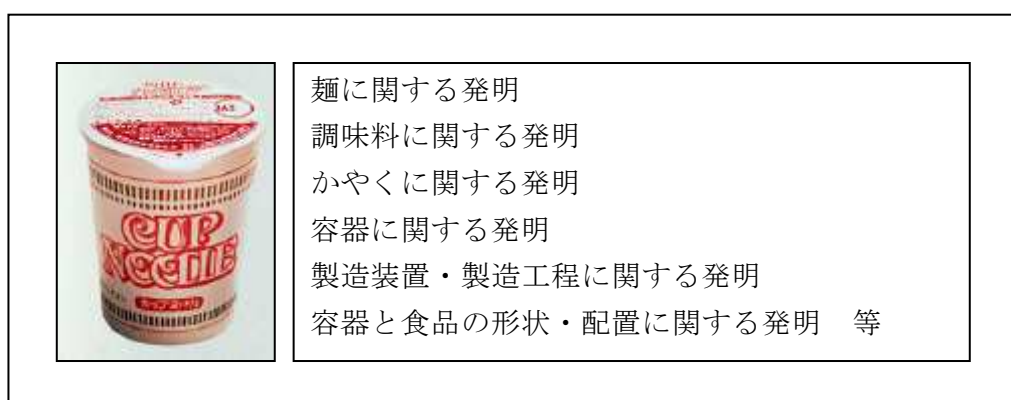


図 8 身の回りの発明(2)¹⁷

2-1-2. 発明の定義

発明：①自然法則を利用した
②技術的思想の
③創作のうち
④高度のもの

¹⁵ 特許情報プラットフォームにおいて検索することができる。

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

¹⁶ 写真はパナソニック株式会社のホームページより。

¹⁷ 写真は日清食品株式会社のホームページより。

①自然法則の利用

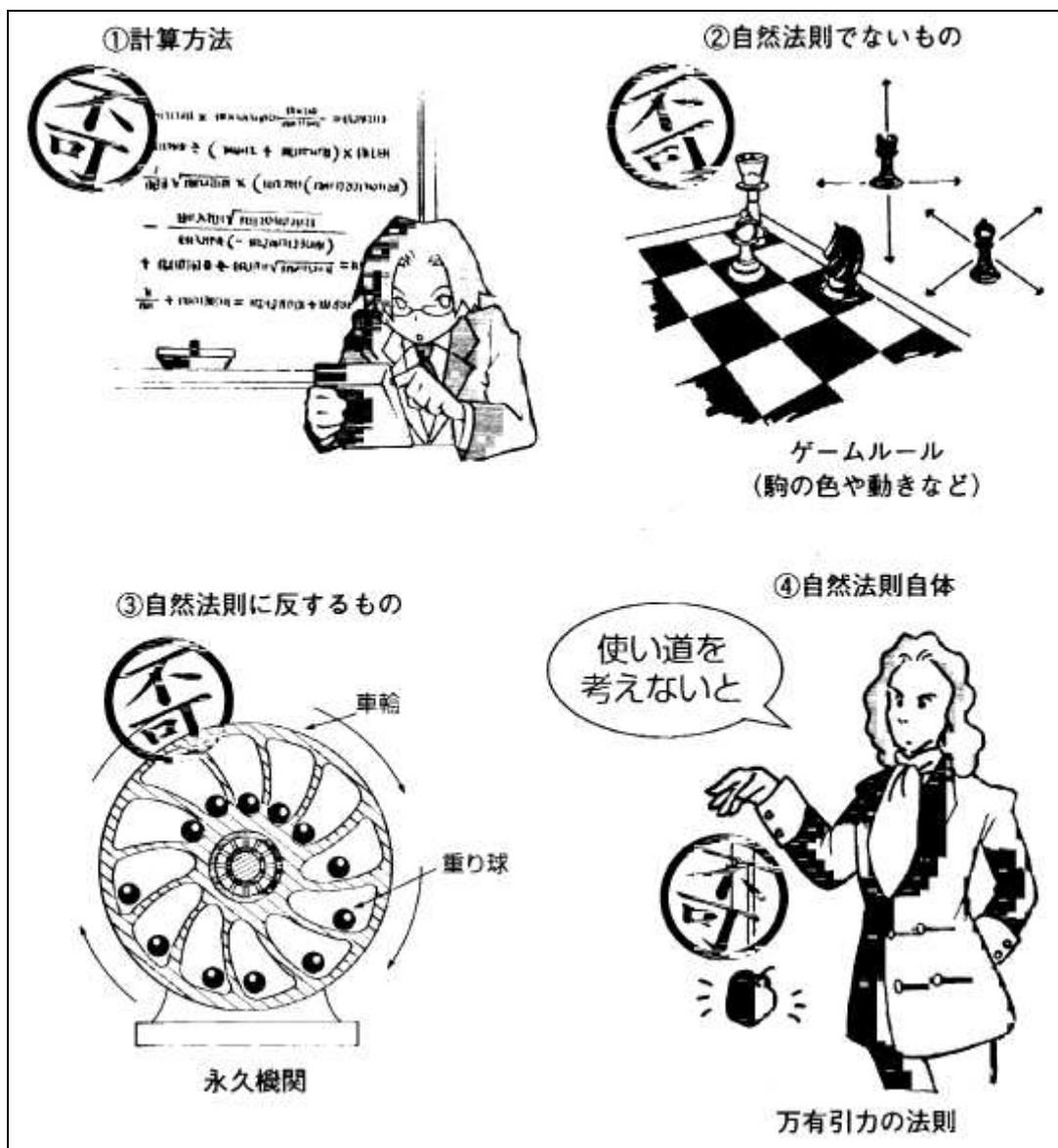


図 9 自然法則の利用ではないもの¹⁸

¹⁸ 工業所有権情報・研修館『産業財産権標準テキスト 総合編 第4版』(発明推進協会・2012年)43頁。以下、「総合編」と記載する。

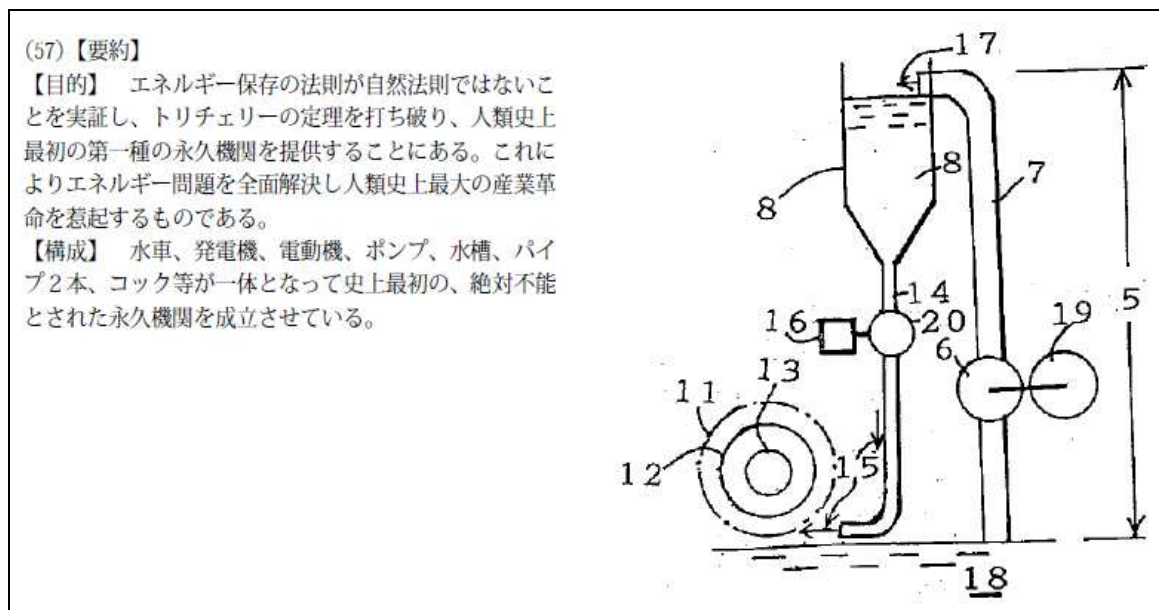


図 10 特開平 8-284802 号公報(揚水式永久機関)

プログラムは、パソコンやスマホ等のハードウェアを動かしている。パソコンやスマホ等のハードウェアは電気で動いているから自然法則を利用している。したがって、プログラムは自然法則を利用している。

②技術的思想

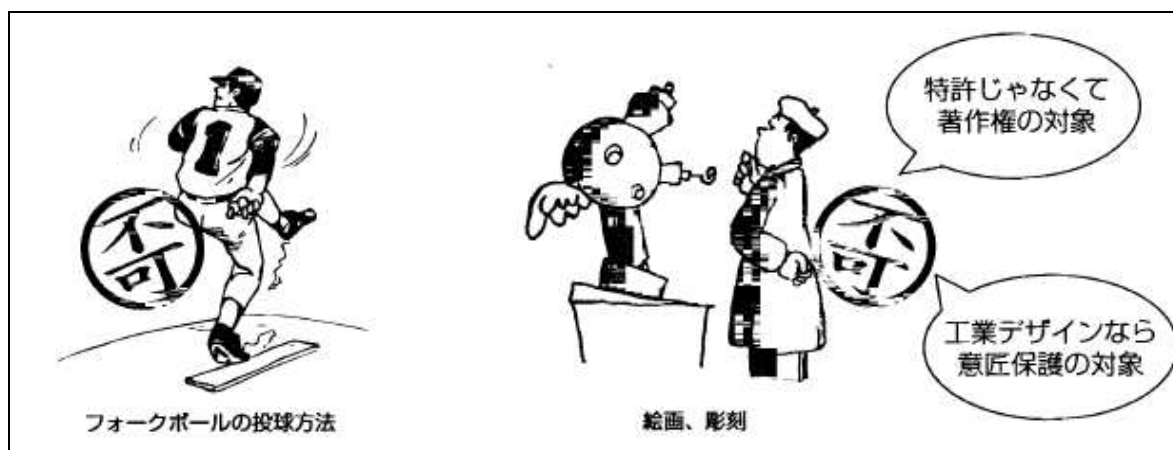


図 11 技術的思想ではないもの¹⁹

¹⁹ 総合編 44 頁。



図 12 特開平 9-192181 号公報

単なる人形であれば、技術的思想を表しているとはいえない。しかし、火葬によっても破損しないようにする工夫は技術的思想といえる。

客観的認識可能性
反復実施可能性

③創作

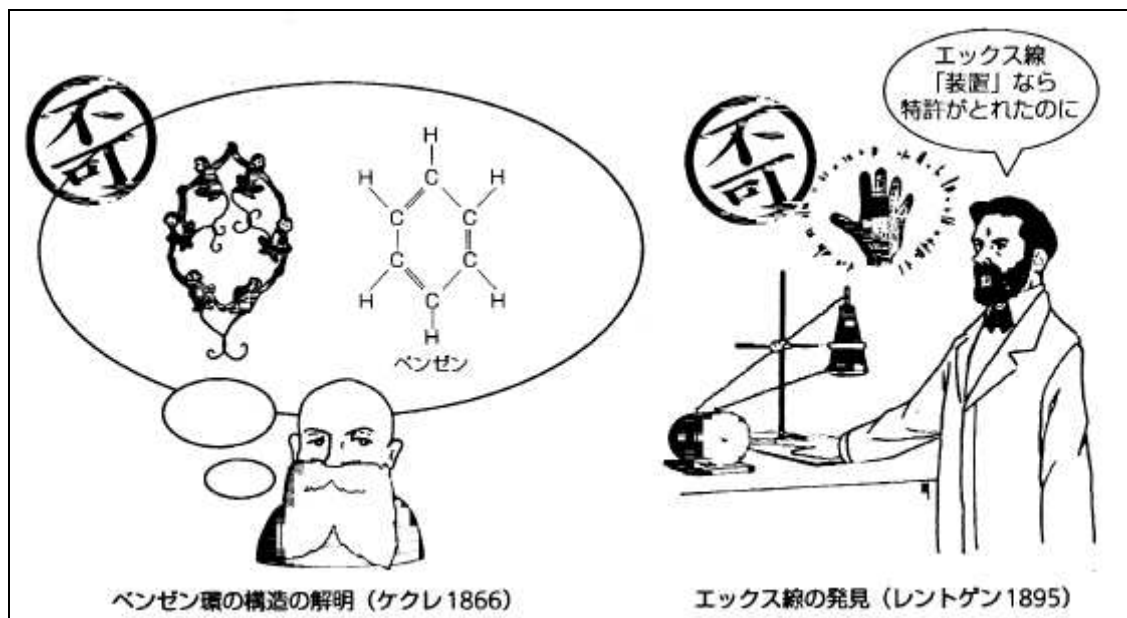


図 13 創作ではないもの²⁰

²⁰ 総合編 44 頁。

創作とは、自然現象の発見や解明ではないということである。具体的な用途が必要である。エックス線の発見であれば、体内の状態を知ることができるエックス線撮影装置とすることによって創作となる。

④高度

発明(特許法)：①自然法則を利用した②技術的思想の③創作のうち④高度のもの

考案(実用新案法)：①自然法則を利用した②技術的思想の③創作

考案：物品の形状、構造又は組合せに係る。

表 6 特許法と実用新案法

	権利の名称	保護客体	権利発生手続	保護期間	侵害態様
①特許法	特許権	発明	特許庁での審査・登録	出願から 20年	業としての実施(生産、使用、譲渡等)
②実用新案法	実用新案権	考案	特許庁での登録(無審査)	出願から 10年	業としての実施(製造、使用、譲渡等)

高度とは、実用新案法との区別をいうにすぎない。実用新案法は、短期間の保護をもって十分な出願人に対して無審査で保護の機会を与える法律である。とはいえ、発明が必ずしも技術的に複雑な構成を備えていなければならないというものでもない。

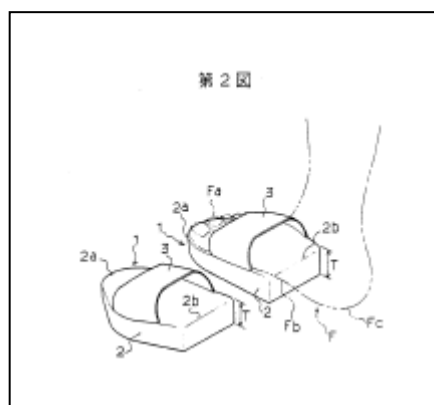


図 14 特開平 3-131201 号公報(初恋ダイエットスリッパ)²¹

主婦の発明である。年間 6～7 億円売り上げたそうである。同じく主婦の発明であり電気洗濯機の糸屑を取るクリーニングペットは、特許料が 3 億円になったということである。

²¹ 本件は意匠登録出願を特許出願に変更したのち再度意匠登録出願に変更した。

2-1-3. 具体例



図 15 カップヌードルの特許²²

⑤ Int - Cl ² A 23 L 1/16// A 47 J 27/00 A 47 G 19/00	⑤② 日本分類 34 B 31 35 A 512 129 A 0	①⑨ 日本国特許庁 特 許 公 報 庁内整理番号 7162-49	①⑩ 特許出願公告 昭50-38693 ④④公告 昭和50年(1975)12月11日 発明の数 1 (全4頁)
1		2	
⑤④ 容器付スナック麺の製造法 ②①特 願 昭46-18167 ②②出 願 昭46(1971)3月23日 公 開 昭48-8951 ④③昭48(1973)2月3日 ⑦②発 明 者 安藤百福 池田市満寿美町7の34 ⑦①出 願 人 日清食品株式会社 高槻市大畑町13の1 ⑦④代 理 人 弁理士 鎌田嘉之		断熱性容器に収納し、密封することが研究されてきている。 これは、たとえば昭和39年実用新案出願公告第4088号公報あるいは昭和44年実用新案出願公告第26930号公報においてみられる。 しかし、これらはどんぶり型の発泡スチロール製容器に従来の即席麺を収納し、密封したものであるから、次のごとき欠点を有する。 (1) 輸送、運搬などの過程において動揺、逆積みなどにより容器内で麺塊が移動するため麺塊の折れや崩れが生ずる。	

図 16 特許第924284号公報(容器付スナック麺の製造法)

²² 写真は日清食品株式会社のホームページより。

①課題

特許第 924284 号公報(容器付スナック面の製造法)
 しかし、これらはどんぶり型の発砲スチロール製容器に従来の即席麺を収納し、密封したものであるから、次のごとき欠点を有する。
 (1)輸送、運搬などの過程において動揺、逆積みなど容器内で麺塊が移動するため**麺塊の折れや崩れ**が生ずる。
 (2)ネギ、ホウレン草などの乾燥野菜、エビ、豚肉等の乾燥肉等のいわゆる乾燥具を麺塊の上に添加した場合、**具は麺塊と容器の間隙から麺体の下方へ移動**し、復元したときの見ばえが悪いばかりでなく、具の形状を破損し、商品価値を著しく減ずる。
 (3)製品の逆積みや激しい動揺により麺塊が移動し、**容器が破損**される。
 (4)どんぶりやおわん形状の容器では**片手で保持することがむずかしく**駅、公園、ハイキングなど戸外や食卓がない場所での喫食が困難である。

②課題を解決するための手段

特許第 924284 号公報(容器付スナック面の製造法)
 本発明はこの知見に基づいてなされたもので、それは、小孔を形成せる金属もしくは同質の蓋を開閉自在に装着した通液性のカップ状型に略 1/2～8 分目容積となる様に麺線を投入した後蓋を閉鎖して油熱処理槽に浸漬することにより、**上面が平坦にして上部が密で下部が疎なる状態の麺塊に形成**し、これを型より取り出し、乾燥させた後、型と同型でこれより**僅かに内径の大なるカップ状容器に充填し、上部空間に適宜の調味料、具等を添入して密封**することからなっているものである。

③効果

効果は課題の裏返しである。上記課題①(1)～(4)が解決されることに加えて、以下の効果が得られる。

特許第 924284 号公報(容器付スナック面の製造法)
 また、本発明による麺塊は油熱処理に於て上方のみ密で下方大部分が粗となるから**内部まで均等な色合いの油熱乾燥麺が得られ**、外観的にも優れた食品たらしめ得ると共に、喫食するに当り熱湯を注加すると**湯が麺塊内部まで十分に且つ均等に浸透するので復元を著しく早くする事ができる**という優れた効果がある。

2-2. 審査

- ①産業利用可能性
- ②新規性
- ③進歩性

2-2-1. 産業利用可能性

産業上利用することができること。

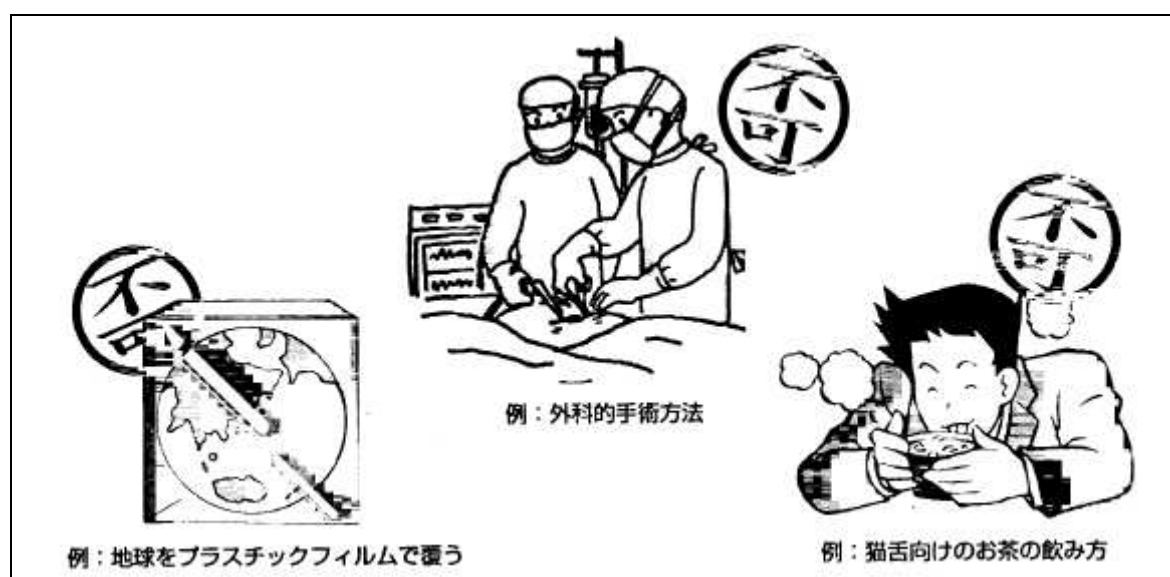


図 17 産業上利用することができないもの²³

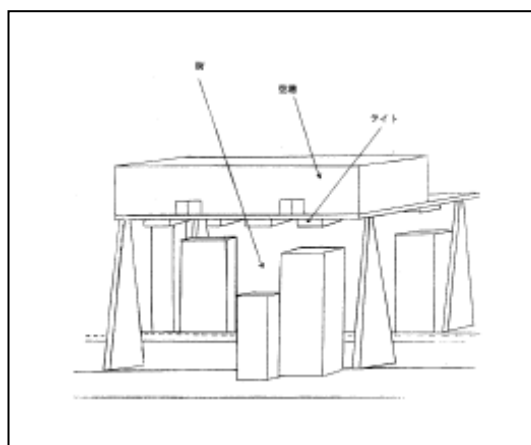


図 18 特開 2005-48571 号公報(上空空港)

²³ 総合編 66 頁。

都会の高層ビルの上に空港を造ろうというもの。地球をプラスチックフィルムで覆うよりも可能性はあるかもしれないが。

医薬や医療機器に係る発明は特許を受けることができるが、医療行為は産業利用可能性がないので特許を受けることができない。

東京高判平成 14 年 4 月 11 日判時 1828 号 99 頁〔外科手術の光学的表示方法事件〕

医療行為の場合、上記とは状況が異なる。医療行為そのものにも特許性が認められるという制度の下では、現に医療行為に当たる医師にとって、少なくとも観念的には、自らの行おうとしている医療行為が特許の対象とされている可能性が常に存在するということになる。(略)医師は、常に、これから自分が行おうとしていることが特許の対象になっているのではないか、それを行うことにより特許権侵害の責任を追及されることになるのではないか、どのような責任を追及されることになるのか、などといったことを恐れながら、医療行為に当たらなければならないことになりかねない。医療行為そのものを特許の対象にする制度の下では、それを防ぐための対策が講じられた上でのことでない限り、医師は、このような状況で医療行為に当たらなければならないことになるのである。

医療行為に当たる医師をこのような状況に追い込む制度は、医療行為というものの事柄の性質上、著しく不当であるというべきであり、我が国の特許制度は、このような結果を是認するものではないと考えるのが、合理的な解釈であるというべきである。そして、もしそうだとすると、特許法が、このような結果を防ぐための措置を講じていれば格別、そうでない限り、特許法は、医療行為そのものに対しては特許性を認めていないと考える以外にないというべきである。

2-2-2. 新規性



図 19 新規性がないとされるもの²⁴

既に世の中に知られたもの、実際に利用されているものは新規性がない。

- ①公知
- ②公用
- ③刊行物記載(インターネットを含む。)

²⁴ 総合編 67 頁。

2-2-3. 進歩性



図 20 進歩性がないとされるもの²⁵

その分野の一般的な技術者が普通に思いつくようなものは進歩性がない。

- ①単なる組合せ
- ②単なる置換え(転用)

²⁵ 総合編 69 頁。

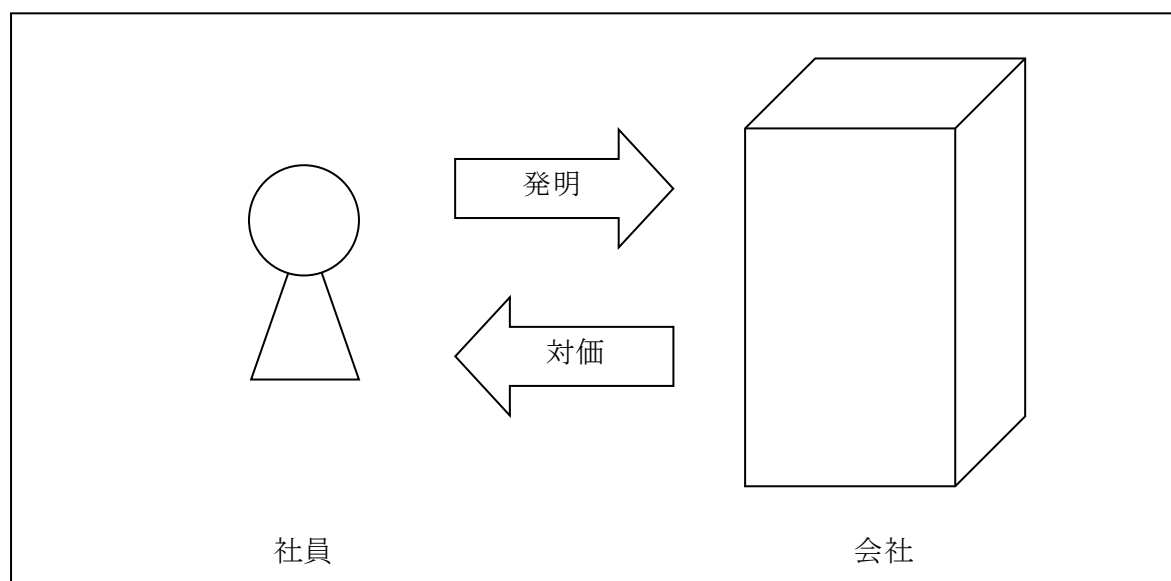
2-3. 職務発明²⁶

図 21 職務発明制度

2-3-1. オリンパス光学工業事件

第一審：東京地判平成 11 年 4 月 16 日判時 1690 号 145 頁

控訴審：東京高判平成 13 年 5 月 22 日判時 1753 号 23 頁

上告審：最判平成 15 年 4 月 22 日判時 1822 号 39 頁

ビデオディスクのピックアップ装置に係る発明(1977 年)について、使用者から従業者に出願補償 3 千円、登録補償 8 千円、工業所有権収入取得時補償 20 万円が支払われたが、従業者は相当の対価の額は 2 億円(控訴審では 5 千万円)であるとして争った。最高裁は相当の対価として 250 万円を認定した²⁷。

特許法 35 条の改正前の事件であり、この事件が契機となって特許法 35 条の改正が行われた。使用者から従業者に支払われた対価の額が相当の対価の額に満たないときは不足額を請求することができるとした。産業界((社)日本経済団体連合会(経団連))は危機感を覚え、特許法 35 条改正の運動を行った。その結果、平成 16 年に特許法 35 条の改正が行われた。

²⁶ 判決の全文は裁判所ホームページにおいて閲覧・ダウンロードすることができる。

<http://www.courts.go.jp/>

²⁷ 訴訟費用、弁護士費用を考慮すると、原告に実質的な利益はなかったであろう。

2-3-2. 青色発光ダイオード事件²⁸

第一審：東京地中間判平成 14 年 9 月 19 日判時 1802 号 30 頁

第一審：東京地判平成 16 年 1 月 30 日判時 1852 号 36 頁

控訴審：東京高和平成 17 年 1 月 11 日判時 1879 号 141 頁

日亜化学工業株式会社の元従業員であった中村修二氏(現カリフォルニア大学サンタバーバラ校教授²⁹)が、在職中になした青色発光ダイオードに係る発明³⁰について特許権の帰属と相当の対価を争った事件である。青色発光ダイオード(以下、発光ダイオードについて LED と記載する。)は産業界待望の発明であった。すなわち、赤色 LED と緑色 LED は既に実用化されていたが、フルカラー表示や白色光を得るためには青色 LED の開発が必須であった。LED は小型・高輝度・低消費電力・低発熱・長寿命といった特徴を生かして、現在では、青色光源として交通信号機等に使用されるとともに、白色光源として自動車のヘッドライトやイルミネーション等に使用されている。さらに、一般照明用として電球や蛍光灯等からの置き換えが進んでいる。本発明によって日亜化学工業は莫大な利益を得たとされる。

中村氏は主意的に特許権の帰属を、予備的に相当の対価を争った。日亜化学工業は、中村氏に対して出願時に 1 万円、登録時に 1 万円の補償金を支払っている。これに対して、中村氏は相当の対価として 20 億円の支払を求めた。なお、中村氏は訴訟の係属中に請求額を暫時吊り上げ最終的な請求額は 200 億円³¹(一部請求)であった。

東京地裁は平成 14 年の中間判決において、特許権が日亜化学工業に帰属することを認めた。続いて平成 16 年の終局判決において、**本特許によって日亜化学工業の得た独占の利益が 1200 億円であり日亜化学工業の貢献した程度が 50%であるから中村氏が受けるべき相当の対価は 600 億円であると認定した。**したがって、中村氏の請求は全額認容された。しかしながら、**東京高裁では和解が成立し中村氏の取り分は第一審認容額の 100 分の 1 程度である約 6 億円となった。**この和解金は本特許を含む中村氏のすべての特許について今後争わないことを約するものであった。

²⁸ 参考書籍として、中村修二『ごめん! 青色 LED 開発者最後の独白』(ダイヤモンド社・2005 年)、中村修二=升永英俊『真相・中村裁判』(日経 BP 社・2002 年)、竹田和彦『特許はだれのものか』(ダイヤモンド社・2002 年)等。

²⁹ 退職後に訴を提起する場合はほとんどである。研究開発能力を生かして大学教授に転身した例として他に NAND フラッシュメモリの開発者である舩岡富士雄氏(東芝から東北大学教授)。

³⁰ 基礎技術は赤崎勇氏(名古屋大学教授、現名城大学教授)が開発したとされる。中村修二氏の特許(特許第 2628404 号、通称 404 特許)は、高輝度青色発光ダイオードの製造に用いるツーフロー MOCVD 技術に関するものである。

³¹ 手数料は訴訟の目的の価額に応じて民事訴訟費用等に関する法律別表第一で規定されている。

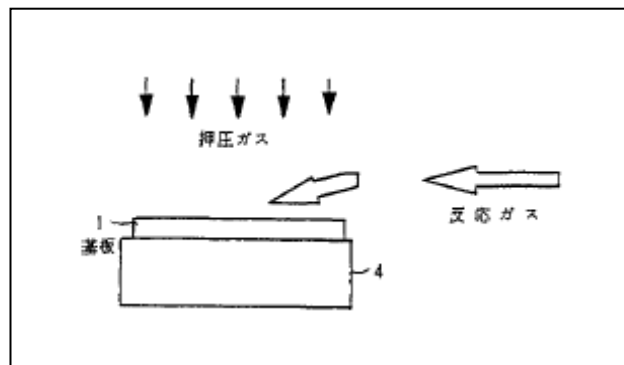


図 22 特許第 2628404 号(半導体結晶幕の成長方法)

東京高和平成 17 年 1 月 11 日〔青色発光ダイオード事件〕
 特許法 35 条の「相当の対価」は、「発明により使用者等が受けるべき利益」と「発明がされるについて使用者等が貢献した程度」を考慮して算定されるものであるが、その金額は、「発明を奨励し」、「産業の発達に寄与する」との、同法 1 条の目的に沿ったものであるべきであり、**従業者等の発明へのインセンティブとして十分であると同時に、企業等が厳しい経済情勢及び国際的な競争に打ち勝ち、発展することが可能な額であるべきであって、さまざまなリスクを負担する企業の共同事業者が好況時に受ける利益の額とは自ずから性質が異なるものである。**

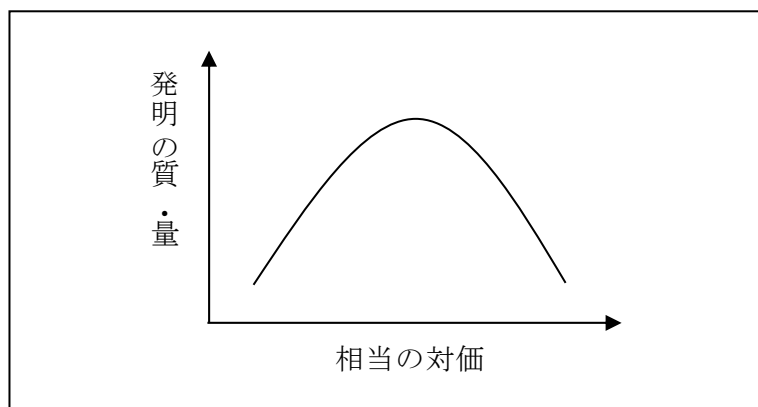


図 23 相当の対価の性質

相当の対価の額が低額に過ぎれば、社員にとって発明の意欲がわからない。一方、高額に過ぎれば、会社にとって事業におけるリスクが増大するので研究開発投資を控えざるをえない。

2-3-3. 日立製作所事件

第一審：東京地判平成 14 年 11 月 29 日判時 1807 号 33 頁

控訴審：東京高判平成 16 年 1 月 29 日判時 1848 号 25 頁

上告審：最判平成 18 年 10 月 17 日民集 60 卷 8 号 2853 頁

光ディスクに係る三つの発明(1973 年、1977 年、1985 年)について、使用者から従業者に総計 238 万円が支払われたが、従業者は相当の対価の額は 9 億 7060 万円であるとして争った。東京高裁は相当の対価として 3489 万円を認定した。

この事件では、**外国での利益が相当の対価の算定にあたって参酌されるか否かが争点となったが、最高裁はこれを参酌するとした。**

現在は、対価の額を決定する社内規程が使用者と従業者の間の協議により定められるなど適切なものであって、その社内規程にしたがって対価を支払うことが不合理でなければよいとされる。しかし、これが不合理であれば、裁判所が相当の対価の額を決定することになる³²。

相当の対価=使用者利益×従業者貢献度

ただし、従業者貢献度=1-使用者貢献度

政府は企業の競争力を高めるため、新しい技術が発明された際の特許の権利について社内規則などで決めた場合は初めから「企業のもの」とする一方、発明に関わった社員には、それに見合う報酬などを企業側に求める権利を保障した「特許法」の改正案を閣議決定しました。(NHK NEWSWEB 2015 年 3 月 13 日)

³² 東京地判平成 26 年 10 月 30 日平成 25 年(ワ)第 6158 号〔野村証券事件〕。

2-4. 意匠

2-4-1. 概要³³

表 7 特許法と意匠法

	権利の名称	保護客体	権利発生手続	保護期間	侵害態様
①特許法	特許権	発明	特許庁での審査・登録	出願から20年	業としての実施(生産、使用、譲渡等)
③意匠法	意匠権	意匠 (デザイン)	特許庁での審査・登録	登録から20年	業としての実施(製造、使用、譲渡等)

意匠法：デザインを保護する法律

意匠：工業デザイン



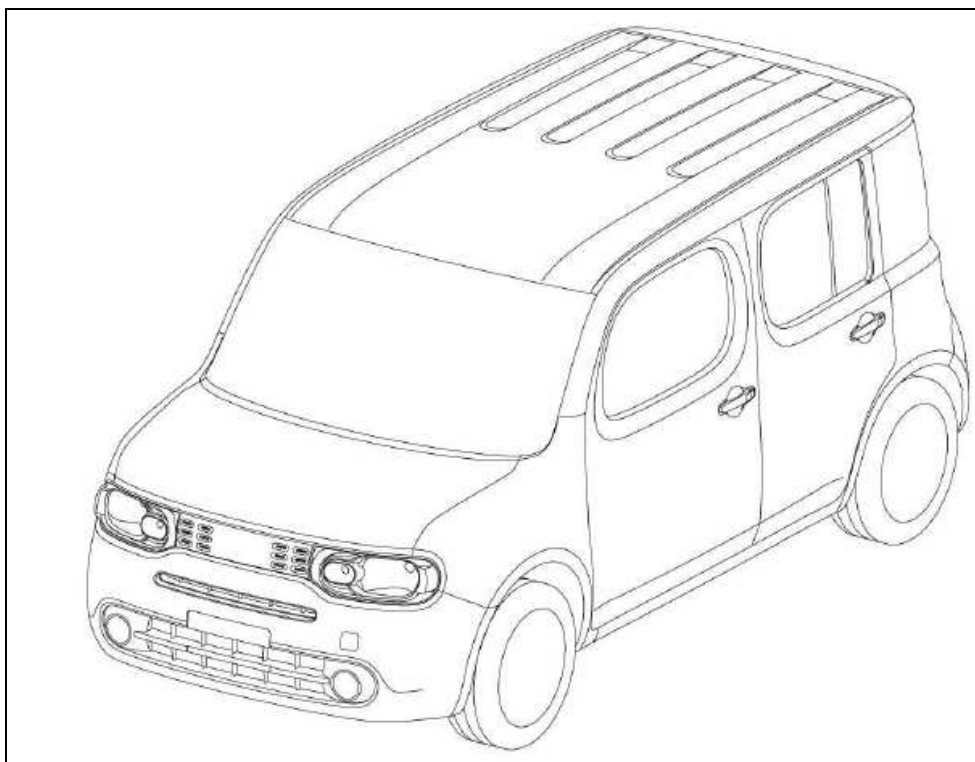
図 24 意匠登録第 1216509 号(サントリー株式会社)³⁴

³³ 参考。特許庁『『なるほど、日本の素敵な製品 デザイン戦略と知的財産権の事例集』の発行について』。
http://www.jpo.go.jp/seido/s_ishou/design_chizai_jirei.htm

特許庁「デザイン事例集第2弾『なるほど、日本の素敵な製品 デザイン戦略と知的財産権の事例集-2』の発行について」。

http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/seido/s_ishou/design_chizai_jirei2.htm

³⁴ 特許庁『なるほど、日本の素敵な製品 デザイン戦略と知的財産権の事例集』(2011年)。



キューブ

日産自動車株式会社
意匠分類：Gグループ(運輸又は運搬機械)

こんなよいことありました。

● 新型キューブの受注が、発売後1ヶ月で8,652台(2008年12月23日時点)に達し、月販目標(4,200台)の2倍にあたる好調なすべり出し(2008年12月25日 ニュースリリース参照)

これを実践しました!

- 1 関連部門全てが頻繁に集まり自由な議論の下で、コンセプトと実際のデザインを作り上げた。また、ユルさ、つながり、楽しさといった価値観は、デザインプロジェクト全体で共有。
- 2 意匠出願によってデザインが公表される前の情報流出につながる危険性を考慮し、最適な出願タイミングを広報部門と連携し決定。

図 25 意匠登録第 1379106 号(日産自動車株式会社)³⁵

http://www.jpo.go.jp/seido/s_ishou/design_chizai_jirei.htm

³⁵ 特許庁『なるほど、日本の素敵な製品 デザイン戦略と知的財産権の事例集』(2011年)。

http://www.jpo.go.jp/seido/s_ishou/design_chizai_jirei.htm

2-4-2. 意匠とは何か³⁶

- 意匠：①物品に係るものであること
②形態を有するものであること
③視覚を通じて美感を起こさせるものであること

①物品に係るものであること



図 26 物品に係るものであること³⁷

市場において流通する商品であって量産できるものであればよい。

³⁶ 特許情報プラットフォームにおいて検索することができる。

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>

³⁷ 総合編 107 頁。

②形態を有するものであること

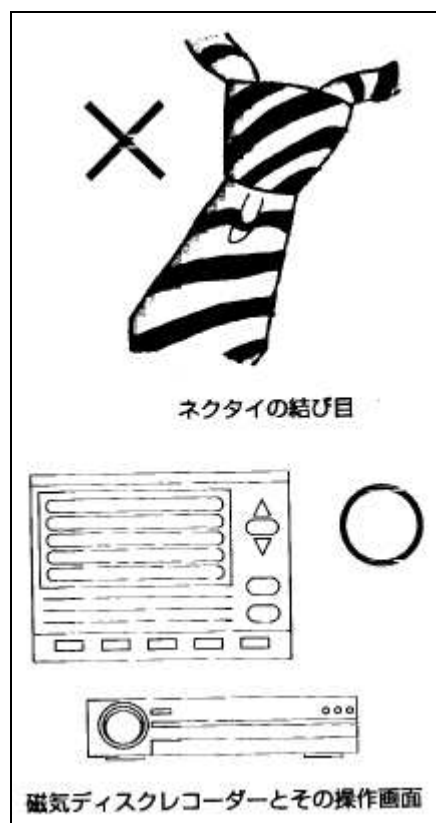


図 27 形態を有するものであること³⁸

物品それ自体の形態でなければならない。ただし、物品を操作するための画面デザインは意匠法による保護の対象に含まれる。

³⁸ 総合編 109 頁。

③視覚を通じて美感を起こさせるものであること

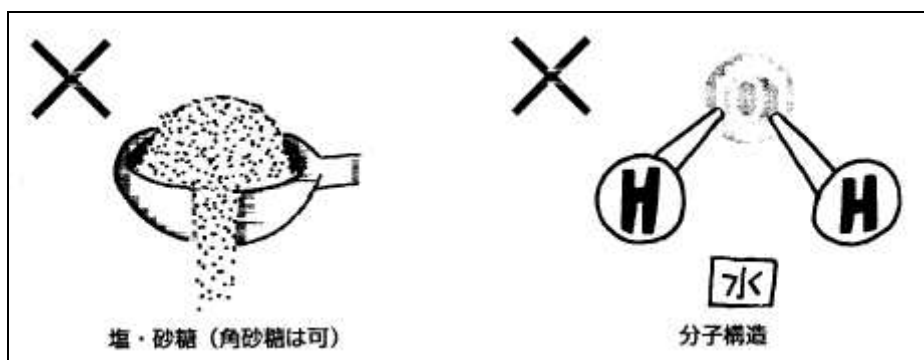


図 28 視覚を通じて美感を起こさせるものであること³⁹

目に見えるデザインであることが重要である。上記の例に加え、通常、目にふれることのない物品の内部は意匠法による保護の対象に含まれない。

2-4-3. 審査

- ①工業利用可能性
- ②新規性
- ③創作非容易性

①工業利用可能性

工業上利用することができること

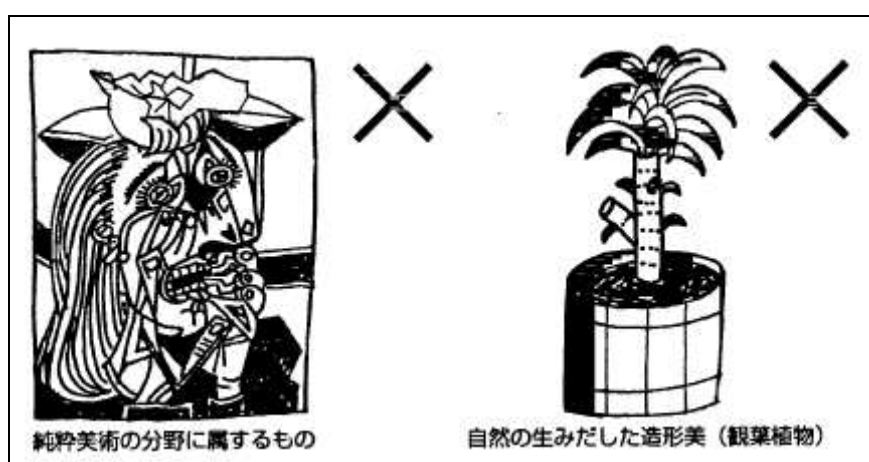


図 29 工業上利用することができないもの⁴⁰

³⁹ 総合編 110 頁。

⁴⁰ 総合編 110 頁。

②新規性

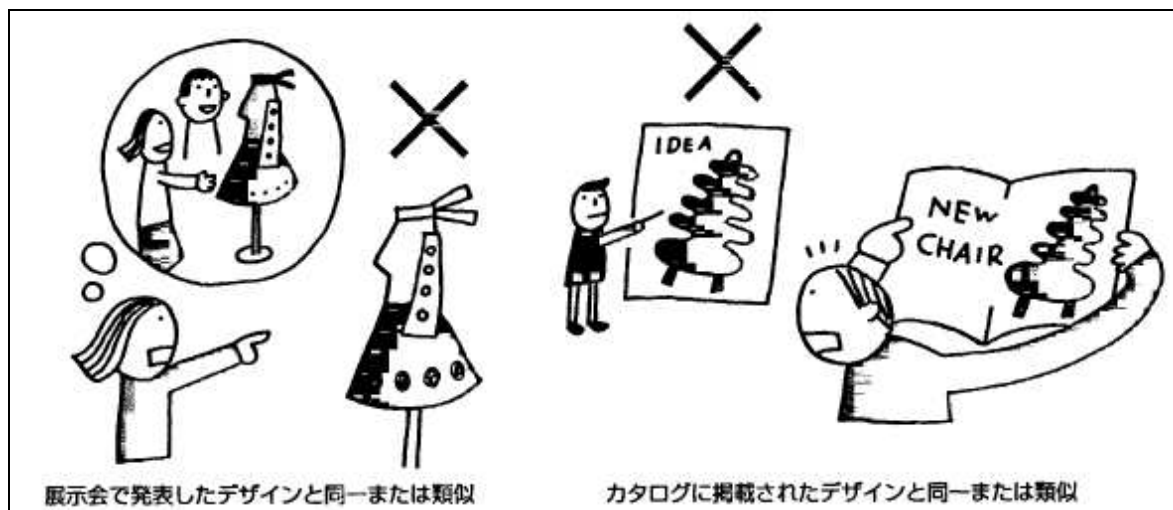


図 30 新規性がないとされるもの⁴¹

③創作非容易性

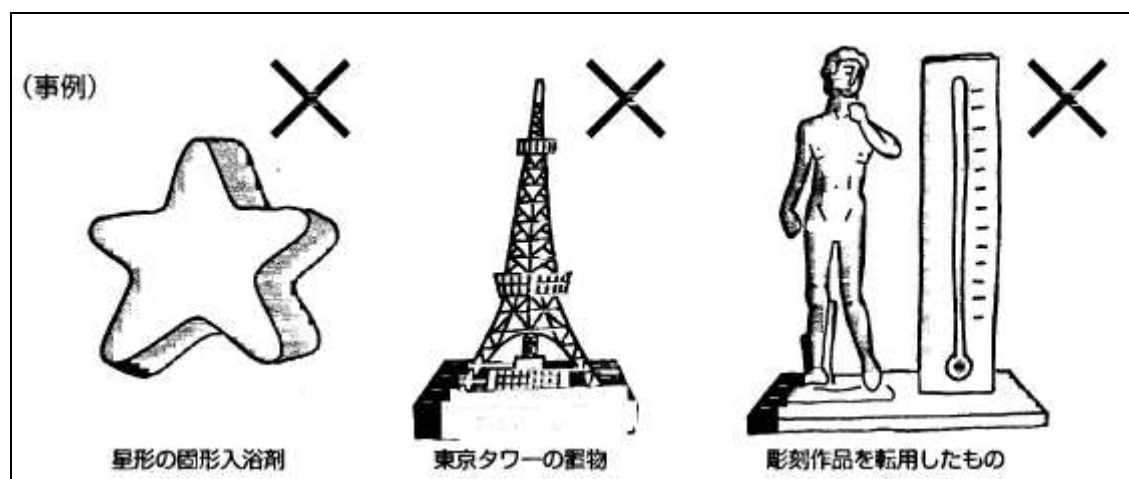


図 31 創作容易とされるもの⁴²

既に知られている意匠の一部を他の意匠に置き換えたり、既に知られている意匠同士を寄せ集めたりしたものは創作非容易性がない、つまり容易に創作できるとされ、登録を受けることができない。既に知られている意匠の一部の比率を変えたり、構成要素の単位数を増減させたりしても同様である。

⁴¹ 総合編 111 頁。

⁴² 総合編 113 頁。

3. 商標の役割

学修のポイント

商標法と不正競争防止法の概要を理解する。

ブランド：商標法(権利付与)

不正競争：不正競争防止法(行為規整)

商標法

ブランドを保護する法律

商標：①文字 ②図形 ③記号 ④立体的形状 ⑤結合
⑥色彩 ⑦音 ⑧動き ⑨ホログラム ⑩位置

機能：自他商品役務識別力

- ①出所表示機能
- ②品質保証機能
- ③宣伝広告機能

審査：指定商品、指定役務

- ①自他商品役務識別力
- ②公益的私益的不登録事由

地域団体商標

不正競争防止法

不正競争を防止する法律

不正競争：①周知表示混同惹起 ⑥ドメイン名不正取得
②著名表示不正使用 ⑦原産地等誤認惹起
③商品形態模倣 ⑧虚偽事実告知流布
④営業秘密不正取得等 ⑨代理人等商標不正使用
⑤技術的制限手段無効化

3-1. 商標とは何か⁴³

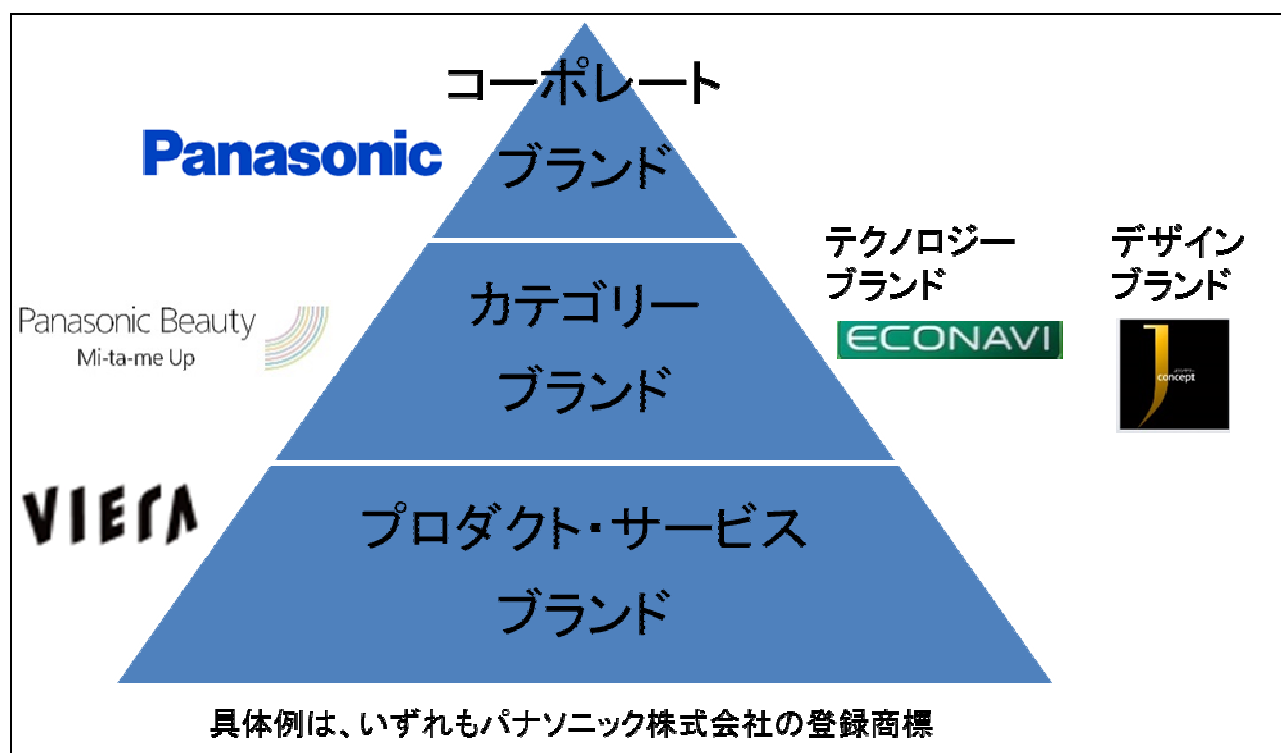


図 32 ブランドの階層

3-1-1. 商標の定義

商標：商品又は役務(サービス)について使用をする標章(マーク)

①文字 ②図形 ③記号 ④立体的形状 ⑤結合

2015年4月より追加

⑥色彩 ⑦音 ⑧動き ⑨ホログラム ⑩位置

⁴³ 知っておこう商標のキホン～商標制度の概要～(特許庁ホームページ)。

http://www.jpo.go.jp/seido/s_shouhyou/kihon_video.htm

特許情報プラットフォームにおいて検索することができる。

<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/web/all/top/BTmTopPage>



図 33 文字商標(商標登録第 4465066 号)、図形商標(商標登録第 3085606 号)、記号商標の例(商標登録第 1446773 号)



図 34 立体商標(商標登録第 4157614 号)、結合商標の例(商標登録第 5212866 号)

3-1-2. 立体商標

文字、図形、記号はいわゆるマークであって平面的なものであるが、立体商標は立体的形状からなる。

① 広告人形の例



図 35 立体商標の例(商標登録第 4153602 号)

②容器の例



図 36 立体商標の例(商標登録第 5225619 号、商標登録第 5384525 号)

③商品そのものの例



図 37 立体商標の例(商標登録第 5094070 号、商標登録第 5674666 号、商標登録第 5639776 号)

④建築物の例



図 38 立体商標の例(商標登録第 5181517 号、商標登録第 5272518 号)

3-1-3. 新しいタイプの商標

①色



図 39 欧米における色の商標の例

上段は登録されている商標、中段は登録番号と商標権者、下段は実際の商品又は役務(サービス)を示す画像である。

②音

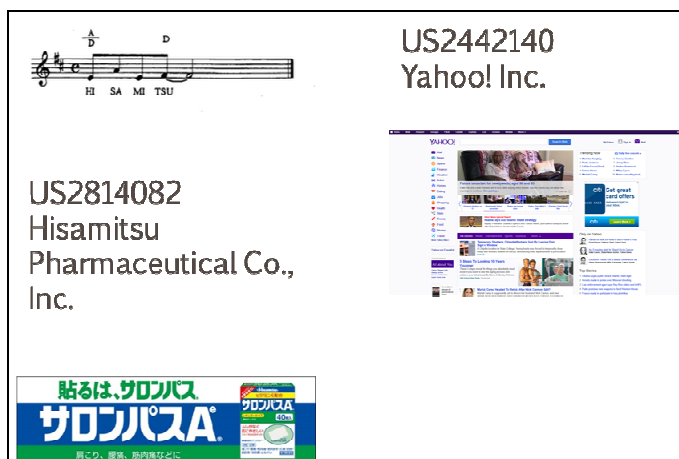


図 40 米国における音の商標の例(1)



図 41 米国における音の商標の例(2)



図 42 米国における音の商標の例(3)

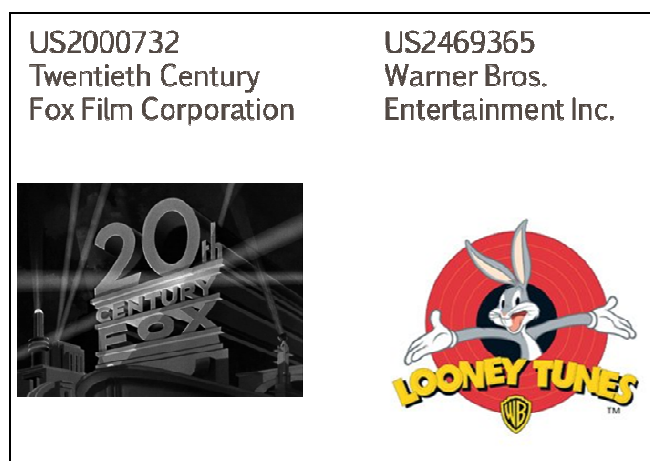


図 43 米国における音の商標の例(4)

音の商標のため、登録されている商標は表示していない。

③動き

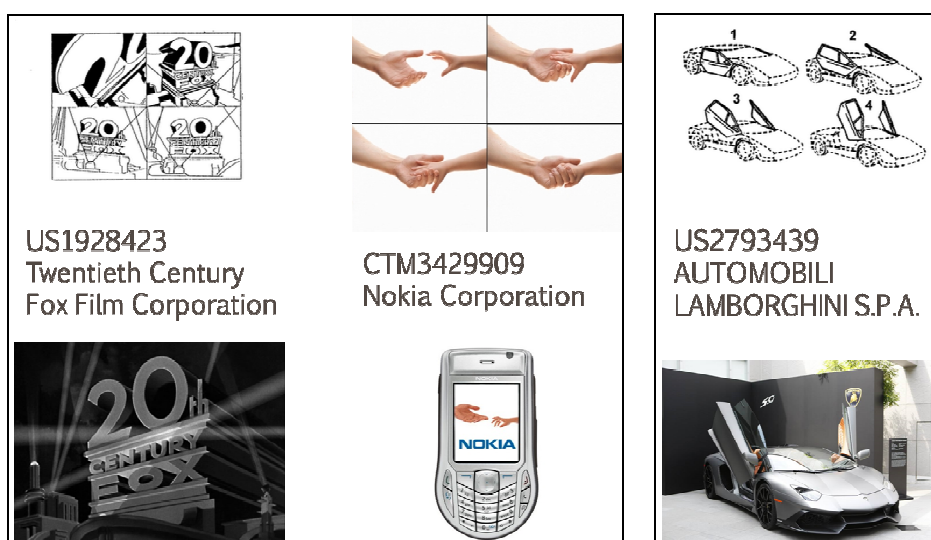


図 44 欧米における動きの商標の例(映像によるもの、商品のうごきによるもの)

上段は登録されている商標、中段は登録番号と商標権者、下段は実際の商品又は役務(サービス)を示す画像である。

④ホログラムの商標



図 45 米国におけるホログラムの商標の例

上段は登録されている商標、中段は登録番号と商標権者、下段は実際の商品又は役務(サービス)を示す画像である。

⑤位置の商標



図 46 米国における位置の商標の例

上段は登録されている商標、中段は登録番号と商標権者、下段は実際の商品又は役務(サービス)を示す画像である。

3-1-4. 機能

商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もつて産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護する。

自他商品役務識別機能

- ①出所表示機能
- ②品質保証機能
- ③宣伝広告機能

3-2. 審査

表 8 特許法と商標法

	権利の名称	保護客体	権利発生手続	保護期間	侵害態様
①特許法	特許権	発明	特許庁での審査・登録	出願から20年	業としての実施(生産、使用、譲渡等)
④商標法	商標権	商標 (標識・マーク)	特許庁での審査・登録	登録から10年 (更新あり)	指定商品役務 についての業 としての使用

商標登録出願：商標を使用する商品又は役務(サービス)を指定する。

これを指定商品又は指定役務という。

指定商品：どの商品に商標を使用するのか。

指定役務：どの役務(サービス)に商標を使用するのか。

- ①自他商品役務識別力
- ②公益的私益的不登録事由

3-2-1. 自他商品役務識別力

①指定商品又は指定役務の普通名称は商標登録を受けることができない。

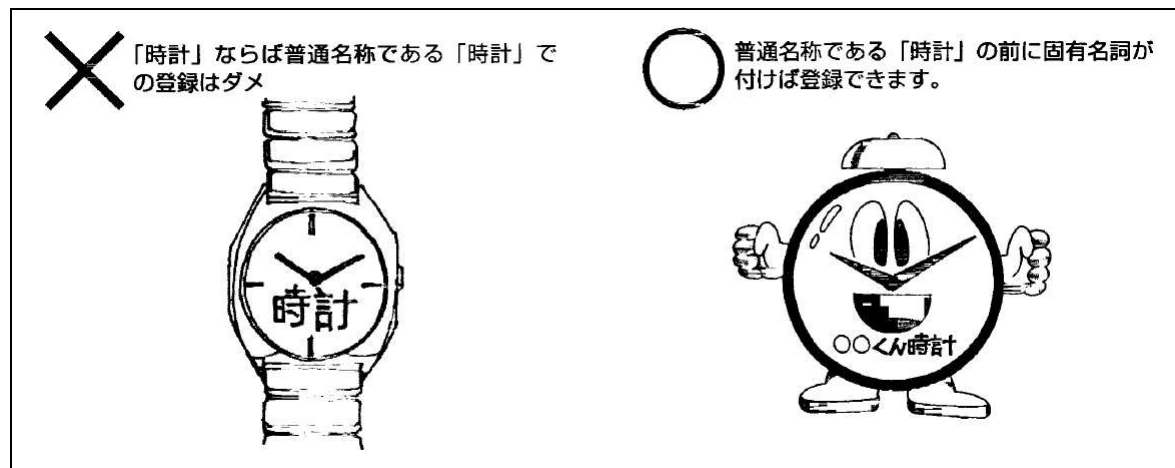


図 47 普通名称の例⁴⁴

②指定商品又は指定役務の慣用商標は商標登録を受けることができない。

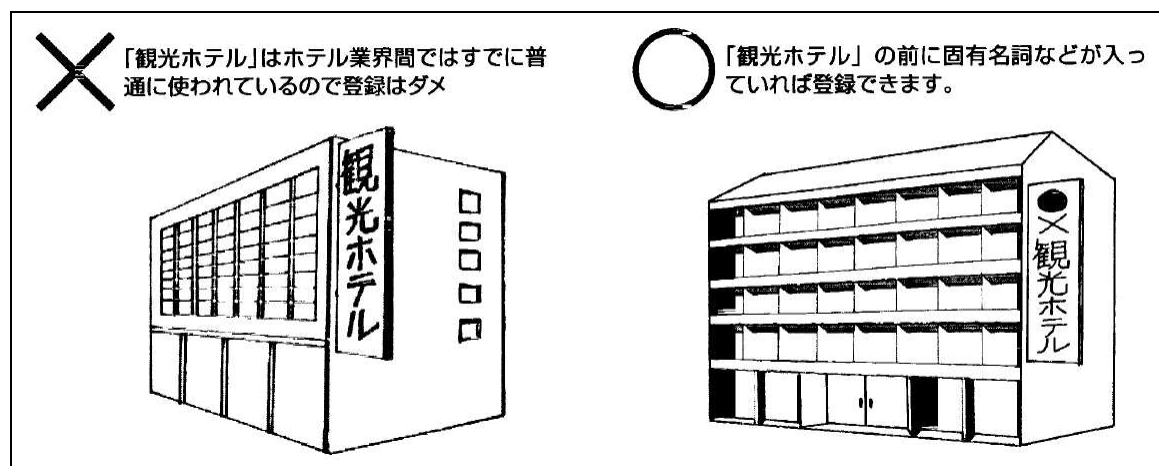


図 48 慣用商標の例⁴⁵

⁴⁴ 総合編 138 頁。

⁴⁵ 総合編 138 頁。

③指定商品又は指定役務の品質等を示す標章は商標登録を受けることができない。

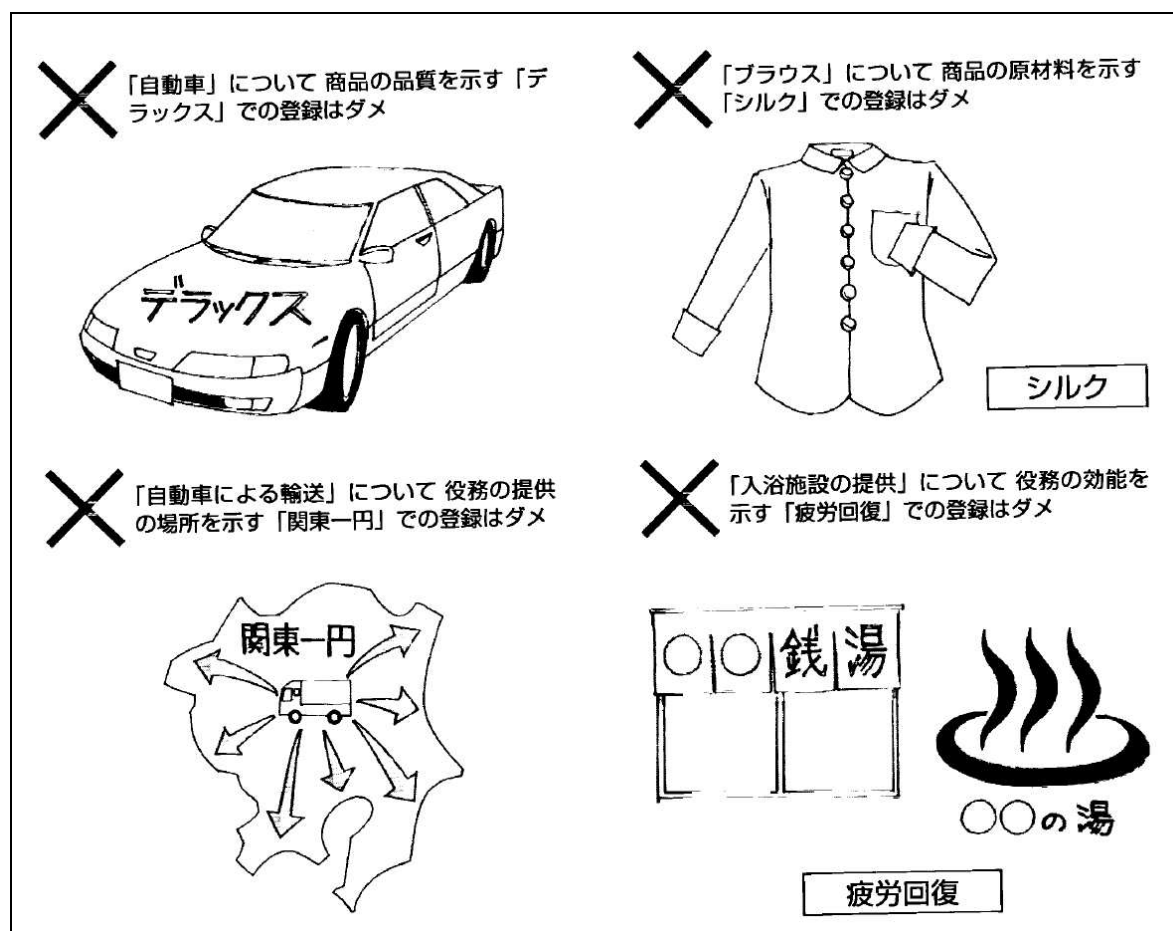


図 49 品質等を示す標章の例⁴⁶

商品

産地、販売地、品質、原材料、効能、用途、数量、形状、価格等
役務(サービス)

場所、質、物、効能、用途、数量、態様、価格等

最判昭和 61 年 1 月 23 日判時 1186 号 131 頁〔GEORGIA 事件〕

商品「コーヒー」「コーヒー飲料」等について、「GEORGIA」の商標

商標登録出願に係る商標が商標法三条一項三号にいう「商品の産地又は販売地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標」に該当するというためには、必ずしも当該指定商品が当該商標の表示する土地において現実に生産され又は販売されていることを要せず、**需要者又は取引者によつて、当該指定商品が当該商標の表示する土地において生産され又は販売されているであろうと一般に認識されることをもつて足りる**というべきである。

⁴⁶ 総合編 139 頁。

知財高判平成 19 年 3 月 28 日判時 1981 号 79 頁〔本生事件〕

商品「ビール風味の麦芽発泡酒」について、「本生」の商標

上記認定した事実を総合すると、本願商標を構成する「本生」の文字は、食品分野において、広く用いられているものであって、ビールや日本酒の酒類等の分野においては、「加熱殺菌していない本格的なもの」というほどの意味合いで、認識され使用される語であり、また、本願商標における書体は、ごく普通に用いられる特徴のないデザインとすることができるから、本願商標は、これを本願指定商品中「熱処理をしていないビール風味の麦芽発泡酒」に使用すれば、これに接する需要者をして、**単に商品の品質を表示したものと認識させ、自他商品の識別標識としての機能を果たし得ないものといえる。**

判決の全文は裁判所ホームページにおいて閲覧・ダウンロードすることができる。

<http://www.courts.go.jp/>

- ④ありふれた氏又は名称
- ⑤きわめて簡単で、かつ、ありふれた標章
- ⑥その他、自他商品役務識別能力を有しない商標

ただし、使用をされた結果需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することができるものについては、商標登録を受けることができる。

使用による自他商品役務識別力の獲得
使い続けることでどこの会社の商品かが明確に

3-2-2. 公益的私益的不登録事由

多くの事由が存在するので、一部を紹介するとどめる。

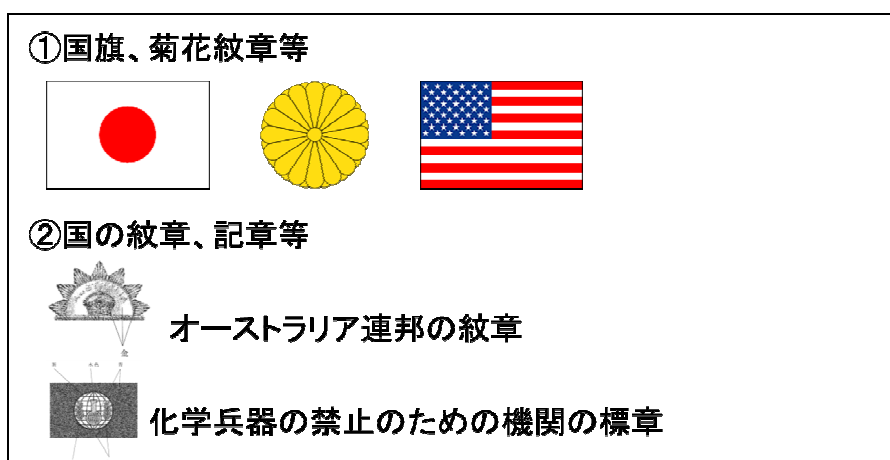


図 50 公益的私益的不登録事由(1)



図 51 公益的私益的不登録事由(2)

同一はもちろん類似する商標も商標登録を受けることができない。

3-3. 地域団体商標

地域団体商標

地域の名称＋商品役務の普通名称

需要者の間に広く認識されていること

団体が商標権者となり構成員に使用をさせること

<p>商標</p> <p>京人形</p> <p>■ 権利者 京人形商工業協同組合 京都府京都市</p> <p>■ 指定商品又は指定役務 京都産の人形</p> <p>■ 関連HP http://www.kyo-ningyo.com/</p>	<p>京人形 きょうにんぎょう 商標登録 第5003858号</p>	
<p>商標</p> <p>鴨川納涼床</p> <p>■ 権利者 京都鴨川納涼床協同組合 京都府京都市</p> <p>■ 指定商品又は指定役務 京都鴨川岸に夏季に設けられる床における飲食物の提供</p>	<p>鴨川納涼床 かもがわのりょうよゆうか 商標登録 第5004069号</p>	
<p>商標</p> <p>京あられ</p> <p>■ 権利者 京都米菓工業協同組合 京都府京都市</p> <p>■ 指定商品又は指定役務 京都産のあられ</p>	<p>京あられ きょうあられ 商標登録 第5005583号</p>	

図 52 地域団体商標の例(特許庁「地域団体商標事例集 2015」72 頁⁴⁷)

本来、自他商品役務識別力を有さない商標であるから、需要者の間に広く認識されていることが求められる。

⁴⁷ 「地域団体商標 2015」について(特許庁ホームページ)。
http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/torikumi/t_torikumi/t_dantai_syouhyou.htm

①地域の名称＋商品役務の普通名称

「堺刃物」(商標登録第 5081093 号、堺刃物商工業協同組合連合会)

「明石鯛」(商標登録第 5049346 号、明石浦漁業協同組合)

②地域の名称＋商品役務の慣用名称

「京焼・清水焼」(商標登録第 5091814 号、京都陶磁器協同組合連合会)

「京染」(商標登録第 5244047 号、京染卸商業組合)





③上記①又は②＋地域の名称に付される慣用文字

「紀州勝浦産生まぐろ」(商標登録第 5454189 号、勝浦漁業協同組合)

「山形名物玉こんにゃく」(商標登録第 5564311 号、山形県こんにゃく協同組合)

3-4. 歴史

表 9 商標の歴史

年	文献
1824 年(文政 7 年)	<p>『江戸買物獨案内』(いわゆる東京ショッピングガイド)</p> 
1884 年(明治 17 年)	商標条例
1885 年(明治 18 年)	<p>商標登録第 1 号(平井祐喜、第一種膏葉丸葉)</p>  <p>商標登録第 272 号(濱口儀兵衛、第三十七種醤油)</p>  <p>商標登録第 686 号(嘉納治兵衛、第三十七種清酒)</p> 
1959 年(昭和 34 年)	商標法

3-5. 不正競争防止法

3-5-1. 概要

表 10 特許法と不正競争防止法

	権利の名称	保護客体	権利発生手続	保護期間	侵害態様
①特許法	特許権	発明	特許庁での 審査 ・登録	出願から20年	業としての実施(生産、使用、譲渡等)
⑥不正競争防止法	(特別な名称の権利はない。)	周知表示、営業秘密、ドメイン名等	なし	限定なし	不正競争行為

行為規整法

cf. 権利付与法

事業者間の公正な競争及びこれに関する国際約束の的確な実施を確保するため、不正競争の防止及び不正競争に係る損害賠償に関する措置等を講じ、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

不正競争

- ①周知表示混同惹起
- ②著名表示不正使用
- ③商品形態模倣
- ④営業秘密不正取得等
- ⑤技術的制限手段無効化
- ⑥ドメイン名不正取得
- ⑦原産地等誤認惹起
- ⑧虚偽事実告知流布
- ⑨代理人等商標不正使用

事業者が行ってはならない不正行為を列挙した法律である。刑法に似ているということもできる。

3-6-2. 裁判例

①周知表示混同惹起
混同可能性

最判平成 10 年 9 月 10 日判時 1655 号 160 頁 [スナックシャネル事件]

これを本件についてみると、被上告人の営業の内容は、その種類、規模等において現にシャネル・グループの営む営業とは異なるものの、「シャネル」の表示の周知性が極めて高いこと、シャネル・グループの属するファッション関連業界の企業においてもその経営が多角化する傾向にあること等、本件事実関係の下においては、被上告営業表示の使用により、**一般の消費者が、被上告人とシャネル・グループの企業との間に緊密な営業上の関係又は同一の商品化事業を営むグループに属する関係が存すると誤信するおそれがある**ものといえることができる。したがって、被上告人が上告人の営業表示である「シャネル」と類似する被上告人営業表示を使用する行為は、新法二条一項一号に規定する「混同を生じさせる行為」に当たり、上告人の営業上の利益を侵害するものといえるべきである。

②著名表示不正使用
著名性

大阪地判平成 11 年 9 月 16 日平成 10 年(ワ)第 5743 号 [アリナビッグ A25 事件]

以上の事実と既に判示した「アリナミン A25」の著名性を併せ考慮すれば、原告表示と被告表示は、全体的、離隔的に対比して観察した場合には、その共通点から生じる印象が相違点から生じる印象を凌駕し、一般の需用者に全体として両表示が類似するものと受け取られるおそれがあるといえるべきである。したがって、被告表示は原告表示に類似しているものと認められる。不正競争防止法二条一項二号の不正競争行為にあつては、誤認混同のおそれは要件とされていないが、前記認定事実からすれば、原告表示と被告表示とは、**被告商品が原告商品の関連商品あるいは徳用商品であると一般需用者に誤認されるおそれがある程度に相紛らわしい**といえるべきであり（甲 49、58 によれば、現に消費者にそのような誤認が生じた実例があることがうかがわれる。）、両表示が類似していることは明らかである。



図 53 アリナビッグ A25 事件(原告商品と被告商品)

③商品形態模倣
発売後三年以内

大阪地判平成 10 年 9 月 10 日平成 7 年(ワ)第 10247 号〔タオルセット事件〕

(三) また、原告商品の販売の開始は、被告商品の販売開始の約一か月前であり、被告が被告商品を製造するに当たっては既に販売されていた商品を参考としたこと(証人 A)、**小熊をモチーフとするタオルセットの形態には、他に選択する余地があり得るにもかかわらず形態も取り合わせも実質的に同一の商品を販売したこと**からすると、被告は、被告商品を製作するに当たり、原告商品を主観的に模倣したものと推認される。

(四) 以上により、被告商品は、原告商品の形態を模倣したものと認められる。



図 54 タオルセット事件(原告商品と被告商品)

④営業秘密不正取得等

POSCO 事件⁴⁸

2012/04/25

今般、新日本製鐵株式会社(社長:宗岡正二、以下「当社」)は、方向性電磁鋼板(*)に係る当社技術に関連し、韓国の鉄鋼メーカーである株式会社ポスコ(以下「POSCO」)及びその日本法人 POSCO JAPAN 株式会社(以下、両社を総称して「POSCO 等」)を被告として、**当社の営業秘密を不正に取得し、これを使用している等**として、不正競争防止法等に基づき、損害賠償及び POSCO 等による方向性電磁鋼板の製造・販売等の差止め等を求める民事訴訟を、東京地方裁判所に提起致しました。

同時に、当社は、**上記の POSCO 等による営業秘密の不正取得・使用等に加担したことを理由に、当社元社員に対しても不正競争防止法等に基づく損害賠償等を求める**民事訴訟を提起致しました。

⁴⁸ 新日鐵住金株式会社ホームページより。

http://www.nssmc.com/news/old_nsc/detail/index.html?rec_id=4267

⑤技術的制限手段無効化

東京地判平成 21 年 2 月 27 日平成 20 年(ワ)第 20886 号・第 35745 号 [R4 for Revolution for DS 事件]

以上の不正競争防止法 2 条 1 項 10 号の立法趣旨と、無効化機器の 1 つである MOD チップを規制の対象としたという立法経緯に照らすと、不正競争防止法 2 条 7 項の「技術的制限手段」とは、コンテンツ提供事業者が、コンテンツの保護のために、コンテンツの無断複製や無断視聴等を防止するために視聴等機器が特定の反応を示す信号等をコンテンツとともに記録媒体に記録等することにより、コンテンツの無断複製や無断視聴等を制限する電磁的方法を意味するものと考えられ、検知→制限方式のものだけでなく、検知→可能方式のものも含むと解される。

⑥ドメイン名不正取得

大阪地判平成 16 年 7 月 15 日平成 15 年(ワ)第 11512 号 [マクセル事件]

以上のとおり、被告は、既に著名となっていた原告商品等表示と類似するドメイン名を用いて、ウェブサイトを開設し、その経営する飲食店の宣伝を行ったのであるから、この被告の行為は不正競争防止法 2 条 1 項 12 号の不正競争行為に該当するものである。

⑦原産地等誤認惹起

札幌地判平成 20 年 3 月 19 日平成 19 年(わ)第 1454 号 [ミートホープ事件]

主文

被告人を懲役 4 年に処する。
未決勾留日数中 90 日をもその刑に算入する。

理由

(罪となるべき事実)

被告人は、北海道苫小牧市 a 町 b 丁目 c 番 d 号に本店を置き、畜産食肉卸売業等を目的とする A 株式会社の代表取締役として同社の業務全般を統括していたものであるが、同社従業員 B らと共謀の上、第 1 同社の業務に関し、不正の目的をもって、平成 18 年 5 月 29 日ころから平成 19 年 6 月 18 日ころまでの間、前後 327 回にわたり、同市 e 町 f 丁目 g 番 h 号所在の同社 e 工場において、牛肉に、豚肉、鶏肉、羊肉又は鴨肉等の牛肉以外の畜肉を加えるなどして製造した挽肉及びカット肉(合計約 13 万 8044 キログラム)を梱包した段ボール箱に、「十勝産牛バラ挽肉 6mm 挽」、「牛フォア&ハインド 6mm オーストラリア産」、「牛肉ダイヤモンドカットオーストラリア産 10mm」等と印刷されたシールを貼付して、これらの商品が牛肉のみを原料とする挽肉等であるかのように表記し、商品の品質及び内容について誤認させるような表示をした上、その表示をした挽肉等を、平成 18 年 5 月 30 日ころから平成 19 年 6 月 19 日ころまでの間、前後 331 回にわたり、北海道赤平市字 i j 番地所在の株式会社 C ほか 15 か所に発送して引き渡し、もって不正競争を行った

他に船場吉兆事件等

商品 : 原産地、品質、内容、製造方法、用途若しくは数量

役務(サービス) : 質、内容、用途若しくは数量

4. 著作権を考える

学修のポイント

著作権法の概要を理解する。

著作権法

文化を保護する法律

著作物の三要件：①表現性 ②創作性 ③学芸性

表現性(表現アイデア二分論)

- ①表現(具体的)：保護
- ②アイデア(抽象的)：非保護

創作性

- ①非模倣性：模倣ではないということ
- ②創作性：個性の表出

学芸性

文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

応用美術の保護

基準：純粋美術と同視できるか否か。

創作者主義

創作者＝著作者：無方式で著作者人格権と著作権を享有

職務著作(創作者主義の例外)

- ①法人の発意(ほつい)
- ②業務に従事する者
- ③職務上の作成
- ④法人名義での公表(プログラムの著作物については不要)

適法な引用の判断基準

- ①明瞭区別性 ②主従関係性
- さらに合理的と認められる方法及び程度による出所の明示

4-1. 著作権とは何か⁴⁹

著作権法
文化を保護する法律

4-1-1. 著作物の定義

著作物の三要件

- ①表現性
- ②創作性
- ③学芸性

著作物の例

- ①小説、脚本、論文、講演その他の言語の著作物
- ②音楽の著作物
- ③舞踊又は無言劇の著作物
- ④絵画、版画、彫刻その他の美術の著作物
- ⑤建築の著作物
- ⑥地図又は学術的な性質を有する図面、図表、模型その他の図形の著作物
- ⑦映画の著作物
- ⑧写真の著作物
- ⑨プログラムの著作物

4-1-2. 表現性

シェークスピアの小説に『ロミオとジュリエット』という名作がある。この作品のモチーフを現代に置き換えた映画として『ウエストサイドストーリー』⁵⁰がある。しかし、『ウエストサイドストーリー』の製作がシェークスピアの著作権(仮に残存していたとしても)の侵害とはならない。なぜなら、『ウエストサイドストーリー』が借用しているのは『ロミオとジュリエット』のアイデア(筋立て)に過ぎないからである。一方で、『ロミオとジュリエット』の文章(文字面)を複製したり、海賊版の出版をしたりすればシェークスピアの著作権(仮に残存していたとしても)の侵害となる。

⁴⁹ CNETJapan「特集：18歳からの著作権入門」。福井健策弁護士がわかりやすく解説するコラムである。
http://japan.cnet.com/sp/copyright_study/

⁵⁰ シェークスピアの『ロミオとジュリエット』を基にしたブロードウェイミュージカルの映画化作品である。1961年アメリカ映画。

表現アイデア二分論

- ①表 現(具体的)：保護
- ②アイデア(抽象的)：非保護

大阪高判平成6年2月25日知的裁集26巻1号179頁〔脳波数理解析論文事件〕

ところで、数学に関する著作物の著作権者は、そこで提示した命題の解明過程及びこれを説明するために使用した方程式については、著作権法上の保護を受けることができないものと解するのが相当である。一般に、科学についての出版の目的は、それに含まれる実用的知見を一般に伝達し、他の学者等をして、これを更に展開する機会を与えるところにあるが、この展開が著作権侵害となるとすれば、右の目的は達せられないことになり、科学に属する学問分野である数学に関しても、その著作物に表現された、方程式の展開を含む命題の解明過程などを前提にして、更にそれを発展させることができないことになる。このような解明過程は、その著作物の思想(アイデア)そのものであると考えられ、命題の解明過程の表現形式に創造性が認められる場合に、そこに著作権法上の権利を主張することは別としても、解明過程そのものは著作権法上の著作物に該当しないものと解される。

4-1-3. 創造性

創造性

- ①非模倣性：模倣ではないということ
- ②創造性：個性の表出

①非模倣性(広義の創造性)

非模倣性とは、創作過程が他人の模倣ではないということである。どんなに精緻な作品であっても他人の模倣物は創造性を欠くので著作権法による保護は与えられない。すなわち、非模倣性は創作のプロセスを問題とする。

②創造性(狭義の創造性)

狭義の創造性は、創作結果に着目する要件である。創作結果における個性の表出を意味する。芸術性は不要である。例えば、幼稚園児の描いた絵であっても著作権法による保護の対象となりうる。幼稚園児の描いた絵には通常芸術性はない又は乏しいと評価されるであろうが、その絵からその幼児なりの個性が感得できれば創造性要件を充たすのである。

東京地判平成 13 年 1 月 23 日判時 1756 号 139 頁〔ふいーどわーく多摩事件〕

一般に、地図は、地形や土地の利用状況等を所定の記号等を用いて客観的に表現するものであって、個性的表現の余地が少なく、文学、音楽、造形美術上の著作に比して創作性を認め得る余地が少ないのが通例である。それでも、記載すべき情報の取捨選択及びその表示の方法に関しては、地図作成者の個性、学識、経験、現地調査の程度等が重要な役割を果たし得るものであるから、なおそこに創作性が表われ得るものといえることができる。そして、地図の著作物性は、右記載すべき情報の取捨選択及びその表示の方法を総合して、判断すべきものである。

そこで、原告著作物一に掲げられた地図について検討すると、例えば対照表五三頁記載の「竜源寺」の地図では、全体の構成は、現実の地形や建物の位置関係がそのようになっている以上、これ以外の形にはなり得ないと考えられるが、読者が最も関心があると思われる「近藤勇胸像」や「近藤勇と理心流の碑」等を、実物に近い形にしながら適宜省略し、デフォルメした形で記載した点には創作性が認められ、この点が同地図の本質的特徴をなしているから、著作物性を認めることができる。他方、たとえば同五六頁記載の「関田家及び大長寺周辺」の地図などは、既存の地図を基に、史跡やバス停留所の名前を記入したという以外には、さしたる変容を加えていないので、特段の創作性は認められない。

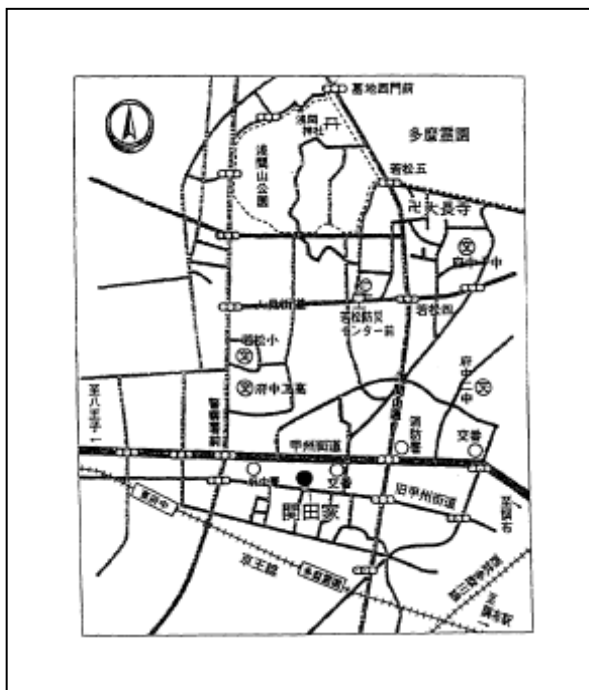
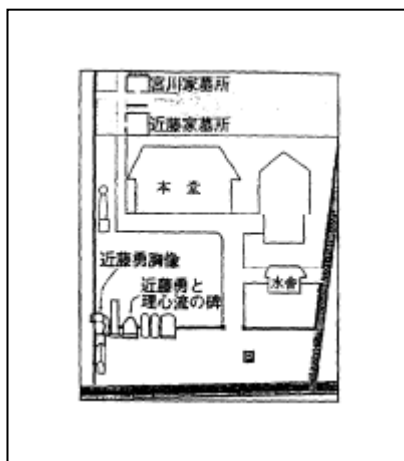


図 55 ふいーどわーく多摩事件(著作物性が認められた地図と認められなかった地図)

4-1-4. 学芸性

学芸性

文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの

4-1-5. 著作権法の構成

表 11 特許法と著作権法

	権利の名称	保護客体	権利発生手続	保護期間	侵害態様
①特許法	特許権	発明	特許庁での審査・登録	出願から20年	業としての実施(生産、使用、譲渡等)
⑤著作権法	著作権、著作 者人格権	著作物	なし	著作者の死後 50年(原則)	利用(複製、公衆送信、翻案等)、改変

特許法、実用新案法、意匠法、商標法とは異なり、創作と同時に権利が発生する。

表 12 著作権の構成

主体	分類 1	分類 2
著作者	著作者人格権 (譲渡不可)	公表権
		氏名表示権
		同一性保持権
	著作権 (譲渡可)	複製権
		上演権、演奏権、上映権、公衆送信権、伝達権、口述権、展示権
		頒布権、譲渡権、貸与権
		翻訳権、編曲権、変形権、翻案権

表 13 著作権の制限

	著作権の制限
①	私的使用のための複製
②	図書館等における複製
③	引用
④	教育のための利用
⑤	障害者のための利用
⑥	営利を目的としない上演等
⑦	報道のための利用
⑧	司法のための利用
⑨	行政のための利用
⑩	放送事業者等による一時的固定
⑪	所有権との調整
⑫	インターネットとの調整

4-2. 応用美術

①応用美術とは

応用美術は純粋美術の対概念である。大量生産され産業的用途もある美術品をいう。これに対して、一品制作の美術工芸品、例えば壺や茶碗等の陶芸品は美術の著作物に含まれる。

では、応用美術は著作権法上どう位置づけられるのであろうか。これは著作権法と意匠法の交錯領域の問題である。物品の形状は意匠法によって保護される。そしてその保護の仕方は著作権法とは大きく異なる。意匠権は産業財産権であるから、特許権や商標権と同様に特許庁へ出願し、審査を経て初めて権利が発生する。この点が創作と同時に無方式で発生する著作権とは大きく異なるのである。そこで、応用美術を著作権法と意匠法のどちらで保護するのが適切なのかということが問題となる。

しかし、現実にはまったく重複なく切り分けるということはない。著作物性を充たせば著作権法で保護されるし、意匠権の登録要件を充たせば意匠法でも保護されるのである。著作権法の立場からは、純粋美術と同視できる応用美術のみ学芸性を肯定し美術の著作物として保護している⁵¹。そうすると、どのような場合に純粋美術と同視できるかが問題となるが、実用性から導かれた形状であるか否かが判断基準となると考えられる。実用性に基づく制約を離れてデザインされたものは純粋美術と同視してもよいであろう。一方、実用品たる目的を達成するために必然的に導かれる形状には個性が現れているとは考えにくいから保護の対象から除外しても許容される。また、そのような形状を保護することには弊害も多い。

⁵¹ 例えば、神戸地姫路支判昭和54年7月9日無体集11巻2号371頁〔仏壇彫刻事件〕。

②裁判例

応用美術の著作物性を肯定した事案として〔仏壇彫刻事件〕を、これを否定した事案として〔ファービー人形事件〕〔いす事件〕をあげる。

神戸地姫路支判昭和 54 年 7 月 9 日無体集 11 卷 2 号 371 頁〔仏壇彫刻事件〕

実用品に利用されていても、そこに表現された美的表象を美術的に鑑賞することに主目的があるものについては、**純粹美術と同様に評価して、これに著作権を付与するのが相当である**と解すべく、換言すれば、視覚を通じた美感の表象のうち、高度の美的表現を目的とするもののみ著作権法の保護の対象とされ、その余のものは意匠法（場合によっては実用新案法等）の保護の対象とされると解することが制度相互の調整および公平の原則にてらして相当であるというべく、したがって、著作権法二条二項は、右の観点に立脚し、高度の美的表現を目的とする美術工芸品にも著作権が付与されるという当然のことを注意的に規定しているものと解される。

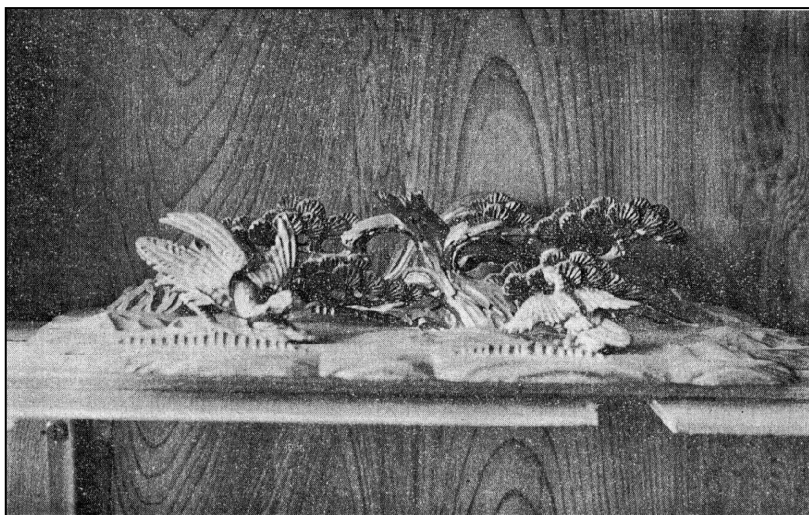


図 56 神戸地姫路支判昭和 54 年 7 月 9 日無体集 11 卷 2 号 371 頁〔仏壇彫刻事件〕

仙台高判平成 14 年 7 月 9 日判時 1813 号 145 頁〔ファービー人形事件〕

ただ、そうした応用美術のうちでも、**純粋美術と同視できる程度に美術鑑賞の対象とされると認められるものは、美術の著作物として著作権法上保護の対象となると解釈することはできる。**そこで、美術の著作物といえるためには、応用美術が、純粋美術と等しく美術鑑賞の対象となりうる程度の審美性を備えていることが必要である。(略)このように「ファービー」に見られる形態には、**電子玩具としての実用性及び機能性保持のための要請が濃く表れている**のであって、これは美感をそぐものであり、「ファービー」の形態は、**全体として美術鑑賞の対象となるだけの審美性が備わっているとは認められず、純粋美術と同視できるものではない。**

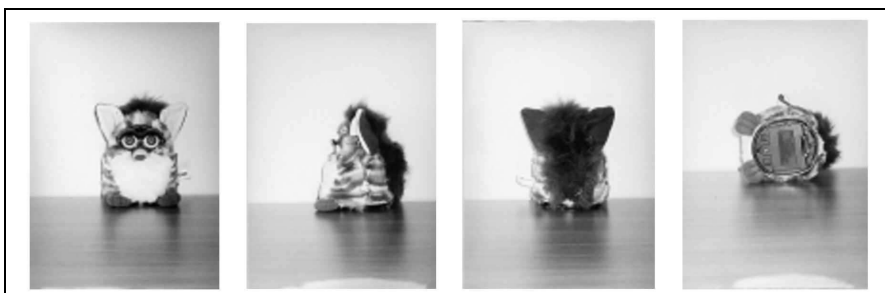


図 57 仙台高判平成 14 年 7 月 9 日判時 1813 号 145 頁〔ファービー人形事件〕⁵²

東京地判平成 22 年 11 月 18 日平成 21 年(ワ)第 1193 号〔いす事件〕

本件デザインは、いすのデザインであって、実用品のデザインであることは明らかであり、**その外観において純粋美術や美術工芸品と同視し得るような美術性を備えていると認めることはできないから、著作権法による保護の対象とはならない**というべきである。



図 58 東京地判平成 22 年 11 月 18 日平成 21 年(ワ)第 1193 号〔いす事件〕

応用美術の保護

基準：純粋美術と同視できるか否か。

⁵² 山口栄一「知っておきたい主要判決」パテント Vol.56 No.2(2003 年)65 頁。

4-3. 著作権の主体

4-3-1. 創作者主義

創作者主義

創作者＝著作者：無方式で著作者人格権と著作権を享有

4-3-2. 職務著作

創作者主義の原則に対する例外として職務著作がある。企業内で従業者が著作物を創作した場合、著作者はその企業となる。

職務著作に該当するための要件

- ①法人の発意(ほつい)
- ②業務に従事する者
- ③職務上の作成
- ④法人名義での公表(プログラムの著作物については不要)

特許法における職務発明とは異なり、最初から企業が著作権者となるので、権利の譲渡に対する相当の対価の支払いは存在しない。

4-3-3. 映画の著作物

①原則

映画の著作物の著作者はその映画の著作物の全体的形成に寄与した者である。例えば、制作者(プロデューサ)、監督、撮影監督、美術監督、音響監督、特撮監督等である。出演者である俳優・女優は映画の著作物の著作者ではない⁵³。映画の著作物の全体的形成に寄与していない者も著作者ではない。例えば、特定のシーンにおけるカメラマン、美術助手、録音技師等はその映画の著作物の全体的形成に寄与していないから著作者たりえない。すなわち、実演家(俳優・女優)と部分的寄与者(スタッフ)は除外されるのである。また、その映画の著作物において翻案され、又は複製された小説、脚本、音楽その他の著作物の著作者もその映画の著作物の著作者ではない。

②実際

映画の著作物の著作権は、その著作者が映画製作者に対しその映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、その映画製作者に帰属する。映画製作者(映画会社)と各著作者(プロデューサ等)は映画の製作に参加する旨の契約を結ぶのが常で

⁵³ 出演者である俳優・女優は著作隣接権者(実演家)として保護される。

あろうから、通常、参加約束の要件は充たされる。従って、映画製作者が著作権をもつこととなる。著作権者が映画製作者に一本化されていれば、ワンストップで契約を結ぶことができる。日本では、製作委員会方式を採用することが多い。

東京地判平成 13 年 3 月 25 日判タ 1088 号 268 頁〔宇宙戦艦ヤマト事件〕

被告の寄与に関する結論

以上の事実を総合すると、被告は、本件著作物 1 について、本件企画書の作成から、映画の完成に至るまでの全製作過程に関与し、具体的かつ詳細な指示をして、最終決定をしているのであって、本件著作物の全体的形成に創作的に寄与したといえる。

原告の寄与に関する結論

以上認定した事実によれば、原告は、本件著作物 1 の製作について、設定デザイン、美術、キャラクターデザインの一部の作成に関与したけれども、原告の関与は、被告の製作意図を忠実に反映したものであって、本件著作物の製作過程を統轄し、細部に亘って製作スタッフに対し指示や指導をしたというものではないから、原告は、本件著作物 1 の全体的形成に創作的に寄与したということはいえない。



図 59 東京地判平成 13 年 3 月 25 日判タ 1088 号 268 頁〔宇宙戦艦ヤマト事件〕⁵⁴

⁵⁴ バンダイビジュアルホームページより。

4-4. 引用

東京高判昭和 60 年 10 月 17 日判時 1176 号 34 頁〔レオナルド・フジタ美術全集事件〕

ここに「引用」とは、報道、批評、研究等の目的で他人の著作物の全部又は一部を自己の著作物中に採録することであり、また「公正な慣行に合致し」、かつ、「引用の目的上正当な範囲内で行なわれる」という要件は、著作権の保護を全うしつつ、社会の文化的所産としての著作物の公正な利用を可能ならしめようとする同条の規定の趣旨に鑑みれば、全体としての著作物において、その表現形式上、引用して利用する側の著作物と引用されて利用される側の著作物とを明瞭に区別して認識することができること及び右両著作物の間に前者が主、後者が従の関係があると認められることを要すると解すべきである。

引用であるとして権利が制限されるためには、明瞭区別性と主従関係性が必要であるとした。そして、本件への当てはめとして「本件絵画の複製物は富山論文に対する理解を補足し、同論文の参考資料として、それを介して同論文の記述を把握しうるよう構成されている側面が存するけれども、本件絵画の複製物はそのような付従的性質のものであるに止まらず、それ自体鑑賞性を有する図版として、独立性を有するものというべきであるから、本件書籍への本件絵画の複製物の掲載は、著作権法第三二条第一項の規定する要件を具備する引用とは認めることができない。」と判示している。なお、引用においては合理的と認められる方法及び程度により出所を明示しなければならない。

適法な引用の判断基準


①明瞭区別性

②主従関係性

さらに合理的と認められる方法及び程度による出所の明示

4-5. 歴史

表 14 著作権の歴史

年代 1	年代 2	できごと
15 世紀		ドイツ：活版 ⁵⁵ 印刷(グーテンベルク) 
16 世紀		英国：書籍業ギルド ⁵⁶ による出版許可(検閲と競合排除)
18 世紀	1709 年	英国：著作権法(アン法)
19 世紀	1868 年 1899 年	ベルヌ条約 日本：ベルヌ条約加盟、旧著作権法制定 ⁵⁷
20 世紀	1970 年	日本：現行著作権法制定 媒体の多様化・デジタル化(書籍、レコード、カセット・テープ、ビデオ・カセット、CD、MD、DVD、BD) 複製技術の進歩(テープ・レコーダー、複写機、ビデオ・レコーダー、パソコン)
21 世紀		インターネットの普及

⁵⁵ 活字を組み並べてつくった印刷用の版。(広辞苑第五版)

⁵⁶ 中世ヨーロッパの同業者組合。(広辞苑第五版)

⁵⁷ 1869 年出版条例、1887 年版権条例、脚本楽譜条例、写真版権条例、1893 年版権法。

5. 経済・技術と知的財産

学修のポイント

復習

知的財産 : 財産的価値のある情報

知的財産法 : 知的財産を保護する法律

知的財産権 : 知的財産を保護するために知的財産法によって規定される権利

知的財産権の正当化根拠

①自然権論 : 所有権とのアナロジー

ロック (労働所有論)

ヘーゲル(精神的所有権論)

②インセンティブ論 : ただ乗り(フリーライド)の排除

プロパテント政策

知的財産権を強化する政策

現代の技術開発

19世紀 : 物の時代 物流網(道路、海路、鉄道)

20世紀 : エネルギーの時代 電力網、ガス網

21世紀 : 情報の時代 情報網(インターネット)

イノベーション

技術駆動型 : 正転型(創造→保護→活用)

事業駆動型 : 逆転型(事業構想→資源構成→資源調達)

知財戦略(1)

医薬品産業(一製品少数特許型) : 知財戦略は独占型

エレクトロニクス産業(一製品多数特許型) : 知財戦略は協調型

知財戦略(2)

インテル : 知財戦略は内クローズ外オープン型

イノベーションは正転型(技術駆動型)

アップル : 知財戦略はコンセプト型

イノベーションは逆転型(事業駆動型)

5-1. 知的財産制度

5-1-1. 人工的権利

知的財産 : 財産的価値のある情報 知的財産法 : 知的財産を保護する法律 知的財産権 : 知的財産を保護するために知的財産法によって規定される権利
--

知的財産法

産業の発達・文化の発展のために一定の条件を満たす情報を保護する。

①「一定の条件」とは？

法律で決める。裁判所が判断する。

②「保護する」とは？

褒賞・報奨 : ご褒美をあげる。

報償請求権 : 使ってもよいがお金をもらう。

独占権 : 使わせない

行為規整 : やってはいけない行為を決めておく。

非保護 : 何もせず市場先行の利益に任せる。

市場先行の利益

セカンド・ランナーが現れるまでの独占

ファースト・ランナーであることの評判や信用

知的財産権は人工的権利であるがゆえに、 その正当化根拠をどこに求めるかが問題となる。

5-1-2. 正当化根拠

真似をすることは本来的な悪ではない。人が何かを学ぶということを考えてみよう。
では、知的財産権の正当化根拠をどこに求めるか。

①自然権論 : 所有権とのアナロジー

ロック (労働所有論)

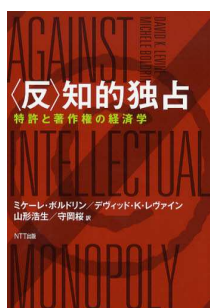
ヘーゲル(精神的所有権論)

②インセンティブ論 : ただ乗り(フリーライド)の排除

今日の主流はインセンティブ論である。

「知的財産は財産的価値のある情報であるから、法律によって保護しなければ、すぐに真似されてしまう。良いものを創るのにはお金がかかる。お金をかけて良いものを創っても、すぐに真似されてしまえば、売上げが減って、良いものを創るのに要したお金を取り戻すことができない。それならば『誰かが良いものを創るのを待って、それを真似すればいいや。』ということになってしまう。みんながそういう考え方でいると、だれも良いものを創ろうとしなくなる。それでは、産業の発達や文化の発展は望めない。そこで、知的財産を保護するための法律が存在する。知的財産が適切に保護されれば、『良いものを創ろう！』という意欲がわく。」(第1回より再掲)

ちなみに、特許権も著作権も不要だという議論も存在する。








ミケーレ・ボルドリン=デヴィッド・K・レヴァイン著 山形浩生=守岡桜訳
『〈反〉知的独占 特許と著作権の経済学』(NTT出版・2010年)

5-2. プロパテント政策

プロパテント政策
知的財産権を強化する政策

表 15 プロパテント政策(1)

年	米国	日本
1790年	特許法   エジソン リンカーン 「特許制度は、天才の火に利益という油を注いだ」(The patent system added the fuel of interest to the fire of genius)	
1871年		専売略規則  高橋是清
1885年		専売特許条例
1899年		日清戦争(1894年～1895年) 特許法
1890年	シャーマン法(独占禁止法)	
1905年		日露戦争(1904年～1905年) 実用新案法
1914年	クレイトン法(独占禁止法)	 味の素 ⁵⁸
1914年 1918年	第一次世界大戦	
1929年	世界恐慌  ルーズベルト 独占禁止法の強化 ゼロックス特許の無償公開	 シャープペンシル ⁵⁹
1939年 1945年	第二次世界大戦	

⁵⁸ 写真は味の素株式会社のホームページより。⁵⁹ 写真はシャープ株式会社のホームページより。

表 16 プロパテント政策(2)

年	米国	日本
1964年 1970年	双子の赤字(貿易赤字、財政赤字)  レーガン 「強いアメリカの復活」	高度経済成長期(1954年～1973年) 東海道新幹線、東京オリンピック 日本万国博覧会 ⁶⁰  
1980年	バイ・ドール法(大学研究成果活用) チャクラバティ事件(バイオ特許)	日米経済摩擦(自動車、半導体)
1981年	ディーア事件(ソフトウェア特許)	
1982年	連邦巡回区控訴裁判所	
1985年	ヤングレポート(イノベーションと 知財の強化、ハードからソフト、物 から情報へ)	
1998年	ステートストリートバンク事件(ビ ジネス方法特許)	経済低迷期(失われた10年)
1999年		日本版バイ・ドール法  小泉純一郎
2002年		知財立国宣言 「研究活動や創造活動の成果を、知的 財産として、戦略的に保護・活用し、 我が国産業の国際競争力を強化するこ とを国家の目標とします。」 知的財産戦略本部「知的財産の創造、 保護及び活用に関する推進計画」 ⁶¹
2004年	パルミサーノレポート(イノベーシ ョンの推進)	知的財産高等裁判所
2005年		
2006年	eBay 事件(差止めの制限)	
2007年	KSR 事件(進歩性の強化)	
2008年	Quanta Computer 事件(権利の制限)	
2010年	Bilski 事件(特許適格性の厳格化)	

* グレーのハッチング部分がプロパテント政策の時代

⁶⁰ 写真は独立行政法人日本万国博覧会記念機構のホームページより。

⁶¹ 知的財産戦略本部「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」(2003年)。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/030708f.html>

5-3. 現代の技術開発⁶²

19世紀：物の時代	物流網(道路、海路、鉄道)
20世紀：エネルギーの時代	電力網、ガス網
21世紀：情報の時代	情報網(インターネット)

情報：創作物(技術・デザインとコンテンツ)と信用(ブランド)

企業の評価指標は有形資産から無形資産へ

有形資産：土地、建物、設備等

無形資産：技術(研究開発力、保有特許等)、ブランド

成長：既存モデルの拡大、インフラメント(持続的イノベーション⁶³)

発展：新規モデルへの移行、イノベーション(破壊的イノベーション⁶⁴)

サミュエル・パルミサーノ(IBM 会長)

「勝者は嵐を生き延びた者ではなく、ゲームのルールを変えた者だ。」

IBM をハードウェアメーカーからソリューション企業へ導く。



図 60 IBM PC(1981年)と近時の新聞広告⁶⁵

⁶² 特許庁『事業戦略と知的財産マネジメント』(発明協会・2010年)。

⁶³ クレイトン・クリステンセン著=玉田俊平太監修=伊豆原弓訳『イノベーションのジレンマ』(翔泳社・2001年)

⁶⁴ クレイトン・クリステンセン著=玉田俊平太監修=伊豆原弓訳『イノベーションのジレンマ』(翔泳社・2001年)

⁶⁵ 日本 IBM ホームページより。

<http://www.ibm.com/jp/ja/>

イノベーション

技術駆動型：正転型(創造→保護→活用)

事業駆動型：逆転型(事業構想→資源構成→資源調達)

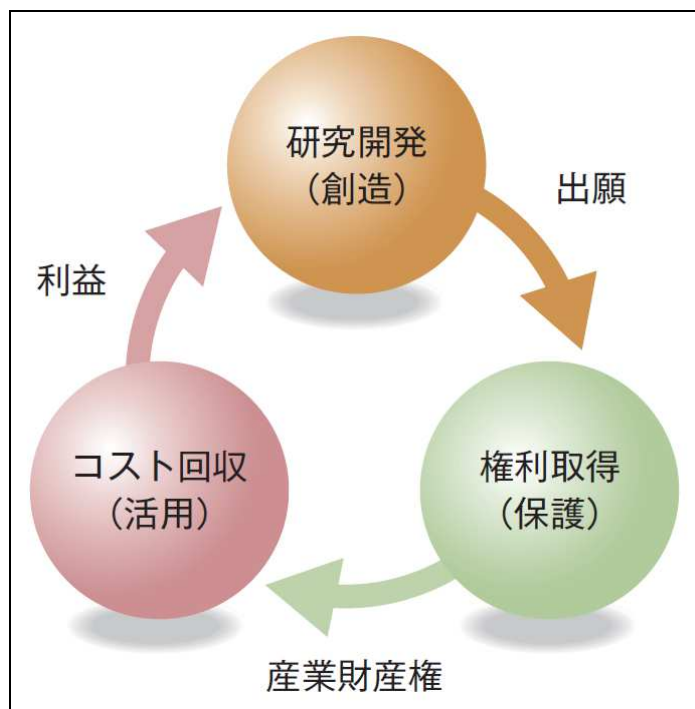


図 61 知的創造サイクル(特許庁パンフレット(2014年)4頁)

イノベーションの担い手

①個人発明家の時代：企業家(アントレプレナー)

例えば、エジソンとゼネラルエレクトリック

②大企業の時代：中央研究所、垂直統合型(リニアモデル)、自前主義

プロセスイノベーションとプロダクトインプルーブメント

生産技術、商品力(品質、価格)

③国際分業の時代：エレクトロニクス産業において典型的

事業における価値創造のポイントを掌握することが重要

5-4. 知財戦略⁶⁶

医薬品産業(一製品少数特許型) : 知財戦略は独占型 エレクトロニクス産業(一製品多数特許型) : 知財戦略は協調型

インテル : 知財戦略は内クローズ外オープン型 イノベーションは正転型(技術駆動型) アップル : 知財戦略はコンセプト型 イノベーションは逆転型(事業駆動型)

5-4-1. 医薬品産業(一製品少数特許型)⁶⁷

特徴

- ①一つの製品に使用される特許は少数
- ②研究開発費は極めて高額(成功率は2万1677分の1)
- ③研究開発期間は極めて長期(9年～19年)
- ④模倣は比較的容易
- ⑤製品の寿命は比較的長期

⁶⁶ 本文で採り上げたものの他にも、1)プリンタ事業に代表される本体・消耗品型、2)エレベータ事業に代表される本体・メンテナンス型、3)システムソリューション事業に代表されるソリューション型、4)プラント事業に代表されるオペレーション型が考えられる。

⁶⁷ 一製品少数特許型の応用編として機能性材料の産業分野があげられる。例えば、食べられるプラスチックやカーボンナノチューブ、光触媒技術等である。機能性材料の産業分野では、基礎研究と実用化開発の橋渡しが重要となる。

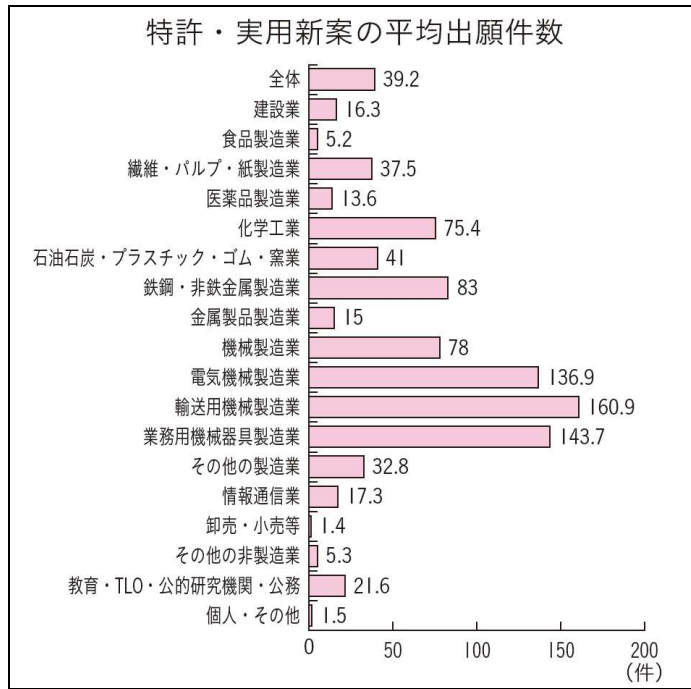


図 62 特許・実用新案の平均出願件数⁶⁸

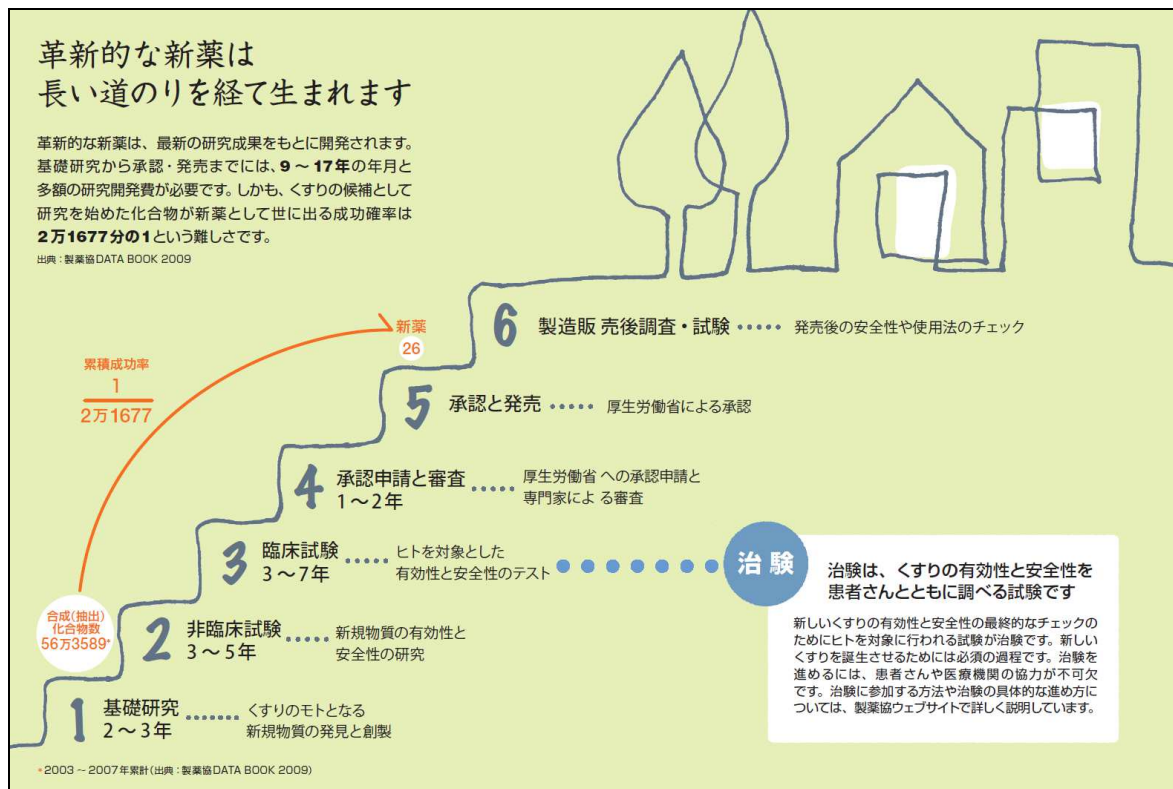


図 63 新薬の研究開発⁶⁹

⁶⁸ 特許庁『特許行政年次報告書 2014年版』より。
http://www.jpo.go.jp/shiryoutoushin/nenji/nenpou2014_index.htm

⁶⁹ 日本製薬工業協会『明日をになう新薬』(2010年)。
<http://www.jpma.or.jp/about/issue/gratis/tomorrow/>

知財戦略：独占型
 参入障壁、独占市場形成
 物質特許(基本特許)
 独占市場の延命
 製剤特許、製法特許、配合剤特許、用途特許
 特許期間の延長制度(最長5年)

公共性とのバランス

先発医薬品と後発医薬品(ジェネリック医薬品)

南北問題

生物多様性条約

バイオパイラシー問題

遺伝資源提供国と利用国との公平

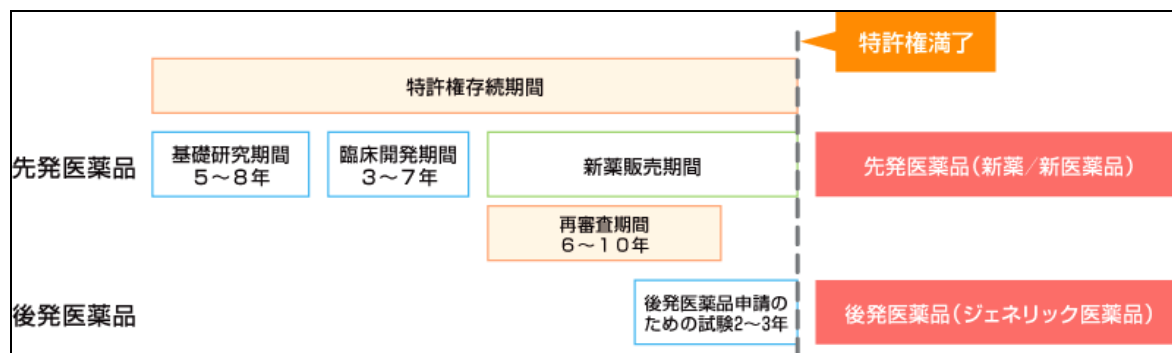


図 64 研究開発ステージと先発医薬品・後発医薬品⁷⁰

5-4-2. エレクトロニクス産業(一製品多数特許型)

特徴

- ①一つの製品に使用される特許は多数
- ②他社技術の利用は不可避
- ③相互運用性の確保が必要
- ④製品の寿命は比較的短期

デジタルカメラの例をあげる。

⁷⁰ 日本製薬工業協会ホームページより。
<http://www.jpma.or.jp/>

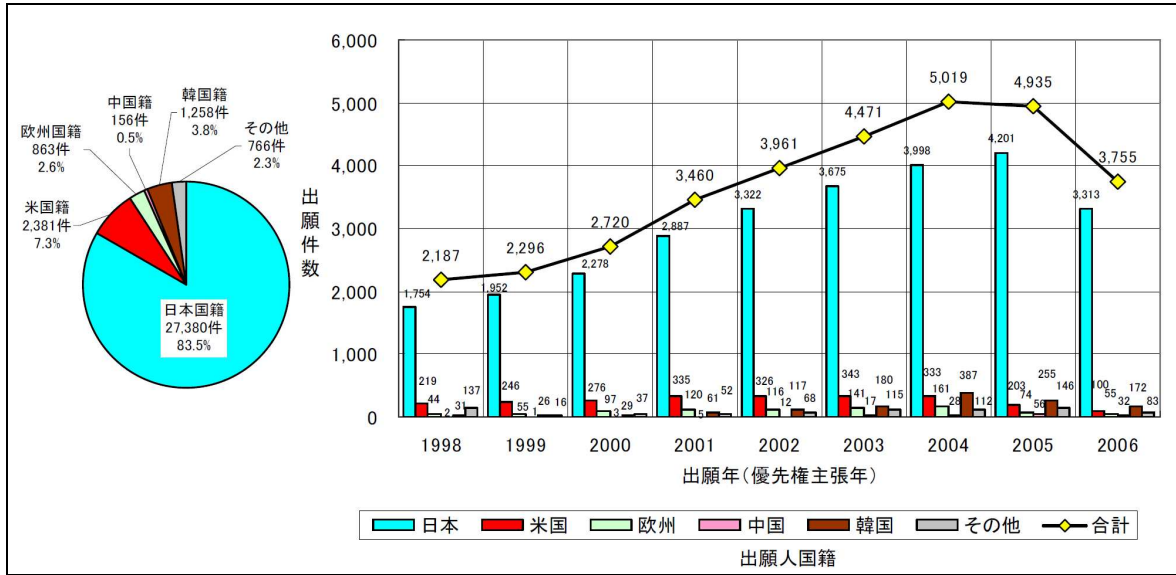


図 65 デジタルカメラの出願人国籍別出願件数推移⁷¹



図 66 デジタルカメラ装置の技術俯瞰図⁷²

⁷¹ 特許庁『平成 20 年度 特許出願技術動向調査報告書 デジタルカメラ装置』(2008 年)5 頁。
http://www.jpo.go.jp/shiryou/pdf/gidou-houkoku/dijital_camera.pdf

⁷² 特許庁『平成 20 年度 特許出願技術動向調査報告書 デジタルカメラ装置』(2008 年)2 頁。
http://www.jpo.go.jp/shiryou/pdf/gidou-houkoku/dijital_camera.pdf

知財戦略：協調型

①導入期

基本特許出願：基本特許と周辺特許によるパテントポートフォリオの構築

製法特許検討：公開する技術(権利化)と秘匿する技術(ノウハウ化)の峻別

不足技術導入：実施許諾契約、特許購入、M&A、産学連携

グループ形成：(包括)クロスライセンス契約、標準化、パテントプール

②成長期

改良特許検討：量産技術、コストダウン技術の権利化又はノウハウ化

③成熟期

特許侵害監視：警告、訴訟

④衰退期

事業撤退検討：ライセンス

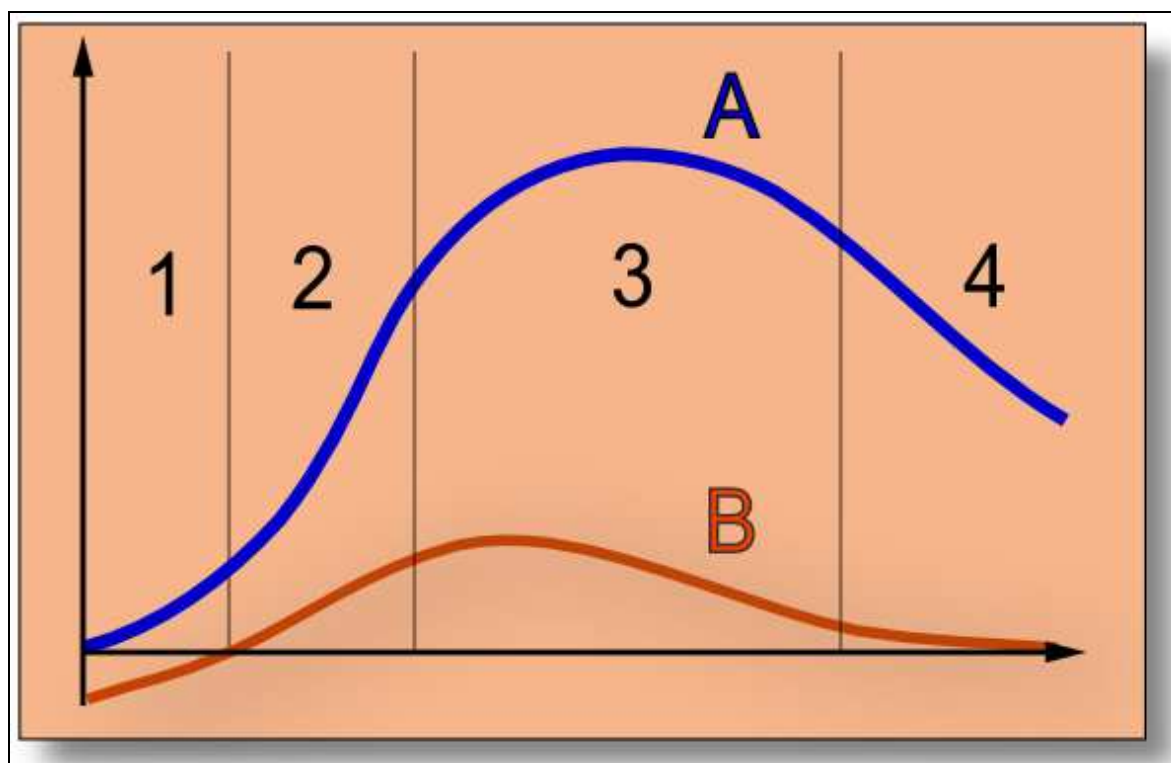


図 67 製品ライフサイクル(縦軸は販売数(A)と利益(B)、横軸は時間、導入期(1)、成長期(2)、成熟期(3)、衰退期(4))⁷³

⁷³ フィリップ・コトラー=ケビン・レーン・ケラー『マーケティング・マネジメント』(ピアソン・エデュケーション・2008年)。

5-4-3. インテルの事例

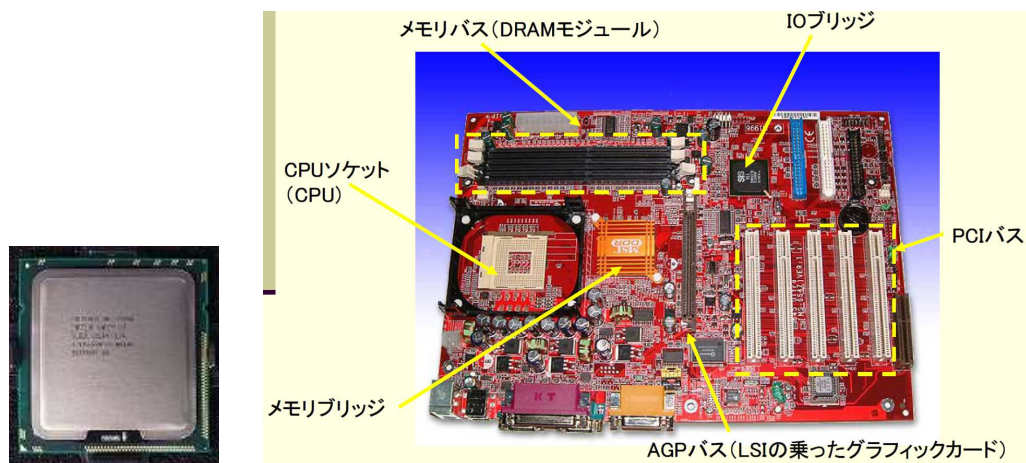


図 68 インテルの CPU(Core i7)とマザーボードの例⁷⁴

パソコンは、インテグラル型製品からモジュラー型製品へ

インテグラル型：擦り合わせ型、部品間の相互調整

モジュラー型：組み合わせ型、部品間の相互接続

知財戦略：内クローズ外オープン型

オープン：市場形成

クローズ：収益確保

インテルの CPU は、内クローズ外オープン⁷⁵

アーキテクチャー：保護又は秘匿

インターフェース：公開、標準化

PCI、USB 等のバス

相互運用性の確保

周辺機器の開発

パソコンの利便性向上

中間製品としてのマザーボード

国際分業(基幹部品、中間製品、最終製品)

パソコンの低価格化、市場拡大

イノベーション

技術駆動型：正転型

⁷⁴ 立命館大学「電子情報デザイン入門」。

<http://www.ritsumeai.ac.jp/se/re/fujinolab/Intro-design1/Intro-design0607.pdf>

⁷⁵ 日本では、自転車の駆動部品で世界シェア 80%を誇る株式会社シマノが同様の戦略を採る。

5-4-4. アップルの事例



図 69 スティーブ・ジョブズと iPod mini(Wiki)

iPod

製造は EMS⁷⁶

部品は汎用品

原価率は約 48%

日本製の部品は減少

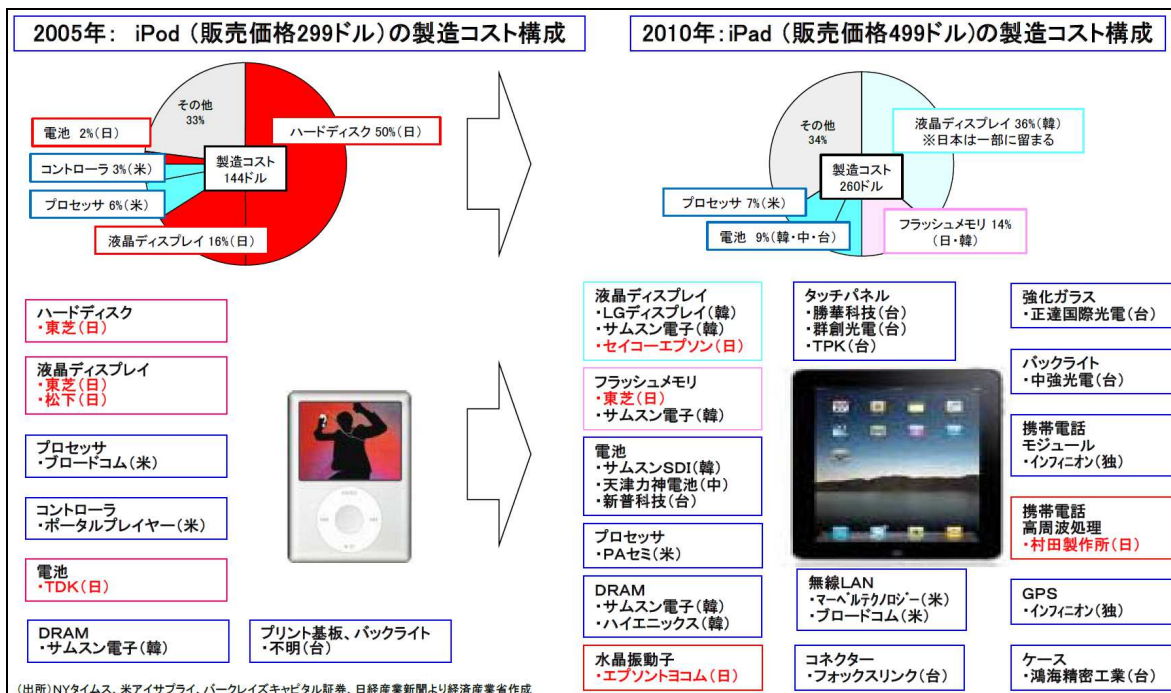


図 70 iPod(2005年)と iPad(2010年)の製造コスト構成⁷⁸

⁷⁶ 電子機器受託製造会社。

Electronics Manufacturing Service

⁷⁷ 筐体の研磨は新潟県燕市。

⁷⁸ 経済産業省商務情報政策局『情報経済革新戦略』(2010年)4頁。

<http://www.meti.go.jp/committee/summary/ipc0002/report01.pdf>

iTunes

同期 : Auto Sync

DRM⁷⁹ : Fair Play



図 71 iTunes⁸⁰

知財戦略：コンセプト型

ハードウェア(iPod)

ユーザーエクスペリエンス

ユーザーインターフェース、デザイン

ソフトウェア(iTunes)

無償⁸¹

ハードウェアとサービスの連結点

特許による保護

サービス(iTunes Store)

ハードウェアとサービスの相乗効果

ネットワークが前提

さらに(Apple Store)

Developer Program

技術情報公開

サードパーティ活用

イノベーション

事業駆動型：逆転型

⁷⁹ デジタル著作権管理。Digital Rights Management。

⁸⁰ 写真はアップル社ホームページより。

<http://www.apple.com/jp/itunes/>

⁸¹ アドビ社は Acrobat Reader を無償とすることで電子文書の市場を開拓した。

6. 特許制度の歴史(ヴェネツィア・英国)

学修のポイント

特許制度の歴史を学ぶ。

ヴェネツィアと英国

ヴェネツィア

ヴェネツィア特許法(発明者条例)

国王が付与する特権から都市国家の繁栄のための制度へ

英国

英国専売条例

国王による公開特許状の発行を禁止

英国の産業革命の時代における偉大な発明を通して、当時の特許制度が抱える問題点を考える。

紡績機

問題点 1

発明の不明確な開示は産業の発達に寄与しない。

蒸気機関

問題点 2

実際に発明したものよりも遥かに広範な権利を付与することは公共の福祉に反する。

問題点 3

原理のみについての権利の取得とその独占は産業の発達に寄与しない。

6-1. ヴェネツィア共和国⁸²

6-1-1. 特許制度の起源

独占権を付与することによって創作へのインセンティブを与える制度の起源はどこにあるか。

①古代ギリシャ

ギリシャの植民地であった南イタリアのシバリスという都市で、新たな料理の創作者に一年間の独占権を付与した。期間限定での独占権という点で現在の特許権に近い。

②中世ヨーロッパ

新たな技術の創作者に国王が特権を付与した。特権の内容は技術の独占権ではなく、土地や金銭であったようである。

③ルネサンス期イタリア

王侯貴族による発明家への資金援助が行われた。

⑤ヴェネツィア共和国「発明者条例」(1474年)

近代特許制度に最も近い制度である。発明者へ期間限定の独占権を付与した。一般的にはヴェネツィア共和国の「発明者条例」を特許法の起源と捉えることが多い。

⑥英国「専売条例」(1623年)

国王の独占権を排除する法律であったが、例外的に新たな技術には独占権を与えるというシステムを創設した。この条例が各国に広まった。

⑦米国「特許法」

近代国家において「特許法」という法律を初めて制定したのはアメリカである。独立後まもなく「連邦特許法」が制定された。これに続いてイギリスやフランスも特許法を制定した。アメリカでは連邦憲法の中に特許制度を整備すべき規定がおかれている。

本講義においては、ヴェネツィア共和国、英国、米国を採り上げる。

⁸² 697年～1797年。

6-1-2. ルネサンス

ルネサンス

「中世末期に封建社会が変質し、都市の経済が活況を呈すると、文化や思想の面でも、教会の伝統的権威に対抗して、現世の生活を楽しみ、合理的・現実的にものを考え、人間の自然的感情を文化活動をつうじてのびやかに表現しようとする動きがあらわれてきた。この新しい精神運動は、ギリシア・ローマの古典文化を模範とあおいだところから、古代文化の復興という意味でルネサンス(再生)とよばれる。ルネサンスは、古代ローマの伝統がまだ強くいきっており、地中海の東方貿易をつうじて都市経済がはやくから繁栄していたイタリアで14世紀にはじまり、その後16世紀末にかけて、アルプス以北の国々にも広がった。」⁸³

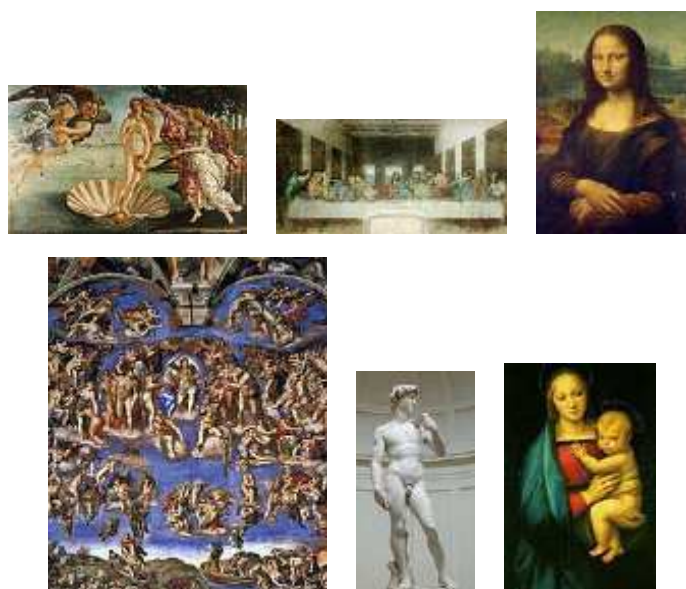


図 72 『ヴィーナスの誕生』(ボッティチェリ)、『最後の晩餐』『モナ・リザ』(ダ・ヴィンチ⁸⁴)、『最後の審判』『ダヴィデ像』(ミケランジェロ)、『大公の聖母』(ラファエロ)

⁸³ 「世界の歴史」編集委員会編『もういちど読む山川世界史』(山川出版社・2009年)120頁。

⁸⁴ 偉大な発明家でもある。ミラノ公国から依頼を受けて、都市計画、運河、揚水機、戦車、羽ばたき飛行機、ヘリコプターなどの発明を行った。

6-1-2. ヴェネツィア共和国

ヴェネツィア共和国

近隣諸国との経済競争

国防

工芸品(ガラス、銀、皮、レース織)

海洋交易

自由な気風

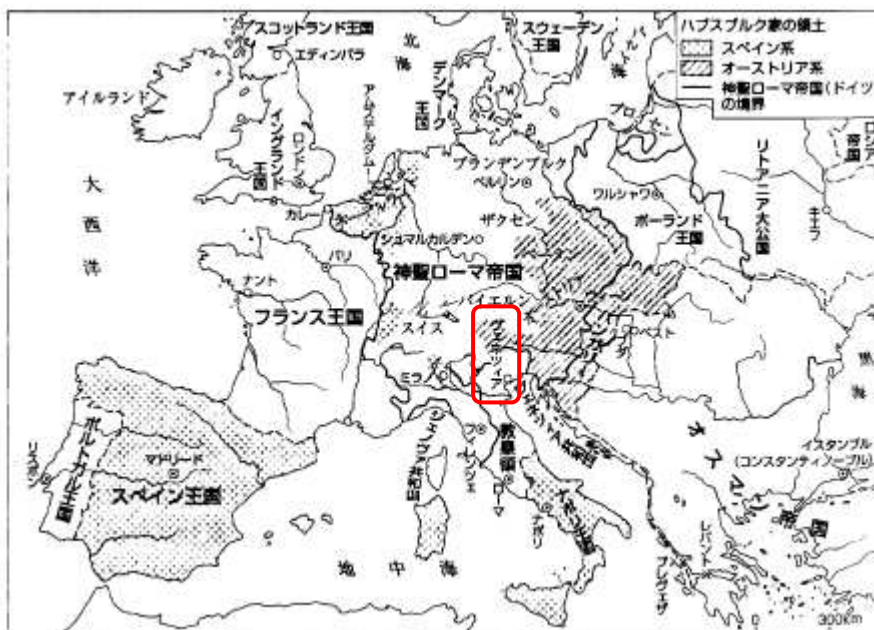


図 73 16世紀なかばのヨーロッパ⁸⁵



図 74 カナル・グランデを走行するゴンドラ(Wiki)

⁸⁵ 「世界の歴史」編集委員会編『もういちど読む山川世界史』(山川出版社・2009年)126頁。

6-1-3. 特許制度

1474年 ヴェネツィア特許法(発明者条例)

新規性・独創性(評価)

有限期間(10年)

登録制度(グーテンベルクによる活版印刷技術、1450年頃)

裁判所による侵害判断

ヴェネツィア特許法(発明者条例)

偉大な才能を有し、巧妙なる発明を生み出した者について、我らが市の威厳と美德の視点から、これらの者が様々な領域において日々、さらに多く当地に来ることが望まれる。これらの者により考えられた仕組み・機械も彼らの力のみでは作り上げることができない場合に、その実現のための支援がなされたとするならば、さらに多くの者がその才能を発揮し、その発見はきわめて有用な機械を生み出すこととなり、それはわれらが共和国に大きな利益となるであろう。本議会の権限に基づき、本市において新規にして独創的な機械を作り上げた者は、本共和国において既に作られている場合は除き、その機械が利用され作動した段階で、我らが福祉総局の事務所に申し出ること。製作者の同意あるいはライセンスがない限り、10年間、我らが領城および都市において、当該の機械あるいは類似の機械を製作することは禁止される。仮に違法にもその機械を製作した場合、先の製作者あるいは発明者は法に基づき、本市の行政長官に対して、彼の召喚を求めることができ、行政長官に対して侵害者は100デューカードを支払わなければならない。しかしながら、発明者がその発明を実施しない場合、政府の権限と判断の結果、発明に関わる機械・装置の需要に対応して、それを利用することができる。

年平均1件程度

風力機械、水力機械、浚渫(しゅんせつ)⁸⁶機械

特許権者の多くは外国人

経済的発展へ

特許制度は欧州各国に伝播

ヴェネツィア特許法(発明者条例)

国王が付与する特権から都市国家の繁栄のための制度へ

⁸⁶ 水底の土砂や岩石をさらうこと。運河の建設に用いる。

1594年：揚水機(ポンプ)特許(ガリレオ・ガリレイ⁸⁷)

「陛下よ、私は、ひじょうに簡単で、費用も少ししかかからず、大いに利益のある灌漑用の揚水機を発明しました。すなわち、ただ1頭の馬の力で、機械についている20本の口からひっきりなしに絶えず水が出るのです。それはひじょうに骨を折り多くの費用を使って完成したものであり、その発明がすべての人の共有財産となってしまうのは堪えられないことですから、うやうやしくお願いいたしますが、同じような場合に陛下のご厚情がどこかの工場のどんな製作者にもお与えになるお恵みをなにとぞ私にもお垂れください。すなわち、私と私の子孫、あるいは私や私の子孫からその権利を得た人々のほかは、何人も、上記の私の新造機械を製作したり、たとえ製作しても、それを使用したり、ほかの目的のために形を変えて水やそのたの材料を用いて使用したりすることを、40年間、あるいは陛下がおぼしめす期間内は、許されないようにし、もしこれを犯す者には、陛下が適当とおぼしめす罰金に処し、私とその一部を受けることができますようにしていただきたいとぞんじます。そうしていただければ、私は社会の福祉のために、もっと熱心に新しい発明に力を注ぎ、陛下に忠勤をはげめます。」⁸⁸

インセンティブ論の思想そのものである。

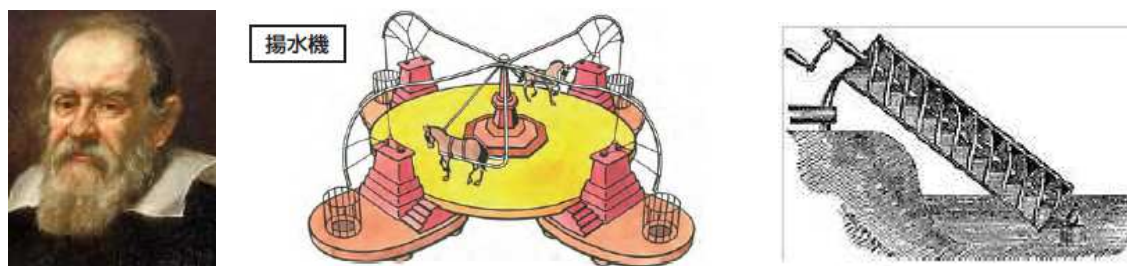


図 75 ガリレオ・ガリレイ(1564年～1642年)と彼が考案したとされる揚水機⁸⁹及びアルキメデスによる螺旋回転式ポンプ

⁸⁷ 地動説を唱えたことでも有名。「それでも地球は回っている。」は、裁判にかけられたガリレオの言葉。痴漢冤罪事件を描いた周防正行(すお まさゆき)監督「それでもボクはやってない」(日本・2007年)のタイトルはガリレオの言葉の影響を受けている。他にガリレオといえば、東野圭吾の推理小説「探偵ガリレオシリーズ」がある。

⁸⁸ 上山明博『プロパテント・ウォーズ』(文春新書・2000年)。

⁸⁹ 特許庁『アイデア活かそう未来へ』(独立行政法人工業所有権情報・研修館・2012年)。

6-2. 英国

6-2-1. 英国専売条例

遅れた島国

大陸からの職人の移住

ギルド(職業別組合)の例外としての特権付与

新産業の発達(製紙、銃砲製造、製銅、製糖、製塩、染織等)

輸入関税の減少により王室財政は困窮

レターズ・パテント(Letters Patent(公開特許状))の濫発

国王による独占権の付与、上納金を収受

エリザベス 1 世(1533 年～1603 年)による公開特許状の濫用

以前から英国にある物にまで拡大

技術導入や技術開発とは無関係

塩、酢、酒、魚、油、織物、壺、ブラシ、瓶、糊等

報復特許(正当な貿易に対する武力攻撃に報復する権利)

トランプの製造、居酒屋の営業



図 76 エリザベス 1 世(1533 年～1603 年)



図 77 フランシス・ドレークのゴールデン・ハインド号(レプリカ)(Wiki)

公開特許状が発行される以前から正当に事業を行っていた者からも金をまきあげる。

コモンウェルス(公共の福祉)の吸血鬼：権利者の代理人

1603 年：トランプ製造販売の独占に係るダーシー対アリン(Darcy v. Allein)事件

国民がトランプに興じ仕事をおろそかにする虞(おそれ)

トランプの公開特許状は無効

価格高騰、品質低下により公共の利益を害する。

ジェームズ 1 世(1566 年～1625 年) : 王権神授説、議会との対立
公開特許状の濫用による商品の不足、価格の高騰



図 78 ジェームズ 1 世(1566 年～1625 年)

1623 年 英国専売条例

新規性

有限期間(14 年、当時の平均的徒弟期間 7 年の倍)

英国専売条例

第 1 条 個人および団体に付与されまたは付与される予定のすべての独占ならびにすべての授権、権利付与、許可、勅許は、この王国の法に反し、無効である。

第 2 条 **すべての独占ならびにすべての授権、権利付与、勅許の効力及び正当性は、現在及び将来にわたり、この王国のコモン・ローによってのみ検討、審査、審理、および決定されなければならない。**

第 3 条 個人および団体は、すべての独占ならびにすべての授権、権利付与、許可、勅許、または、それに基づく若しくは基づくと装われる特権、権限又は権能を行使できない。

第 4 条 この議会の終了後 40 日後から、独占ならびにすべての授権、権利付与、許可、勅許によって被害を受けた個人は、その救済をコモン・ロー上において求めることができる。この制定法に基づく訴訟は王座裁判所、人民間訴訟裁判所、財務府会議室裁判所などのコモン・ロー裁判所において行われる。また損害は三倍額によって回復される。

(後略)

英国専売条例

国王による公開特許状の発行を禁止

ピューリタン革命(1642 年～1649 年) : 国王軍対議会軍

名誉革命(1688 年～1689 年) : 「権利の章典」による国王の権利制限、議会政治

1709 年 : 著作権法(アン法)、最初の著作権法

6-2-2. 産業革命

1623年：英国専売条例

国王と議会の妥協

独占権の淵源を国王の恩恵とする代わりに新規性と期間の有限性を獲得

ジョン・ロック(1632年～1704年)

自然権：生命、自由、財産を追求する権利

社会契約論：政府は自然権を保障することにより国家の管理が正当化される。

労働所有論：労働の成果は個人に帰属



図 79 ジョン・ロック(1632年～1704年)

発明の活発化

未成熟なギルド(職業別組合、社会保障、価格統制、参入制限)

印刷技術の普及

産業革命を経て 19 世紀

英国はヨーロッパの島国から大英帝国へ

生産活動の 40%以上が集中

では、産業革命の時代における偉大な発明を通して、当時の特許制度が抱える問題点を考えてみよう。

6-2-3. 紡績機

問題点 1

発明の不明確な開示は産業の発達に寄与しない。



図 80 リチャード・アークライト(1732年～1792年)と紡績機、紡績工場

英国特許第 931 号(1769 年)：新たな紡績機⁹⁰に係る発明(改良)、1781 年無効

英国特許第 1111 号(1775 年)：紡績工場のシステムに係る発明(寄集め)

発明の開示は、「実物」「模型」「現場見学」から文書化(明細書の提出)へ。

ただし、技術を秘匿するために意図的に不明確に記載する傾向があった。

1778 年：ライアーデット対ジョンソン(Liardet and Adams v. Jonson and Another)事件
建築用セメントに係る発明

「世に広く伝えるに当たって、特許権者の個人的影響や監督をもってするという方式は、完全に、そして最終的に、斥けられたのであって、いまや新理論、すなわち、その役割は特許の発明明細書が担うという考え方に代わった」⁹¹

1785 年：キング対アークライト(King v. Arkwright)事件

「彼に与えられた特許事項について、発明明細書を読めば他者もそれを実行出来るようなやり方で、自分の秘密を開示し、発明を詳細に記述」しなければならないこと、「何故なら、発明明細書の目的と意義は、特許期間が終了した後、その技術がどのようなものであるかを社会に周知せしめることにある」⁹²

⁹⁰ 糸をつむぐ機械。

⁹¹ 石井正『産業社会と知的財産』(発明協会・2005年)60頁。

⁹² 石井正『産業社会と知的財産』(発明協会・2005年)60頁。

産業の発達のため、特許権の存続期間満了後は、誰でもその発明を実施することができるようにその発明の内容を開示しなければならない。日本の特許法 36 条には以下のように規定されている。

特許法 36 条 (特許出願) (抜粋)

3 前項の明細書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

三 発明の詳細な説明

4 前項第三号の発明の詳細な説明の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 経済産業省令で定めるところにより、その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができる程度に明確かつ十分に記載したものであること。

6-2-4. 蒸気機関

問題点 2

実際に発明したものよりも遥かに広範な権利を付与することは公共の福祉に反する。

紡績工場の動力は、水車から蒸気機関へと移っていく。

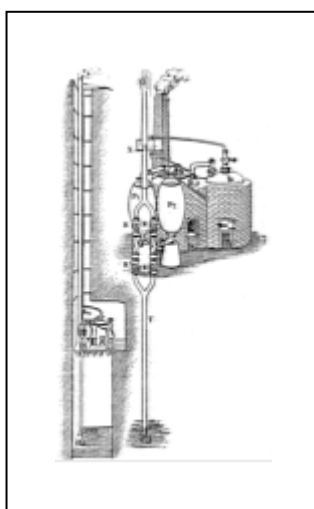


図 81 セイヴァリの蒸気機関

セイヴァリの蒸気機関

- ①シリンダに蒸気を入れる。
- ②シリンダを水で冷やす。
- ③シリンダが真空になる。
- ④シリンダの負圧でもって水を吸い上げる。
- ⑤バルブの開閉は手動で行う。

英国特許第 356 号(1698 年)：特許期間 14 年、延長 21 年

「火の推進力によって水を揚げ、またいかなる種類であれ、機械仕事のための運動を生じる容器あるいは機関を製作、模倣、使用、運転してはならない」⁹³

火力を利用した揚水機又は原動機はすべて対象となるような記載である。実際には、噴水に利用する程度であまり実用的とはいえなかった。

⁹³ 石井正『産業社会と知的財産』(発明協会・2005 年)62 頁。

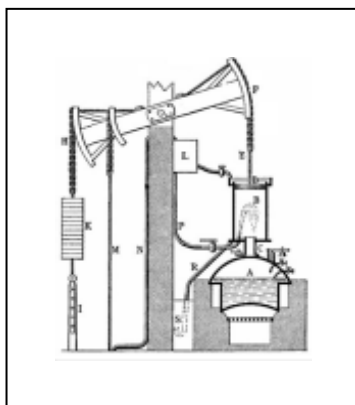


図 82 ニューコメンの蒸気機関

ニューコメンの蒸気機関

- ①シリンダに蒸気を入れる。
- ②ピストンが上がる。
- ③シリンダに水を入れる。
- ④ピストンが下がる。
- ⑤全自動で動作する。

特許出願せず。

ニューコメンの蒸気機関の使用者から特許料を徴収しセイヴァリに支払い

問題点 3

原理のみについての権利の取得とその独占は産業の発達に寄与しない。

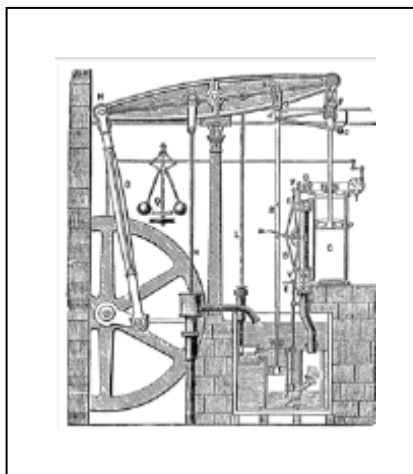


図 83 ジェームズ・ワット(1736年～1819年)と彼の蒸気機関

英国特許第 913 号(1769 年)：熱効率の向上、延長により 1800 年まで存続

ニューコメンの蒸気機関の熱効率は 1%程度

ワットの蒸気機関はその 3 倍程度

「蒸気は蒸気管またはシリンダーとは別個の汽管で凝縮されるべきである。この汽管を私は凝縮器(排気鐘)とよんでいるのであるが、この凝縮器は、機関が動いている間、少なくとも機関の周辺にある空気と同じ冷たさに保持されるべきである。」⁹⁴

弁護士の指示により意図的に難解な文章にするとともに図面は提出しなかった。

「ワットはあくまでもその発明の原理について特許を求めるべきであって、その点に関しては明細書として記述することは必要であるが、具体的な機械について図面を提出することや、その詳細を記述した文書を提出するべきではない」⁹⁵

日本の特許法 36 条には以下のように規定されている。

特許法 36 条 (特許出願) (抜粋)

6 第二項の特許請求の範囲の記載は、次の各号に適合するものでなければならない。

一 特許を受けようとする発明が発明の詳細な説明に記載したものであること。

⁹⁴ 石井正『知的財産の歴史と現代』(発明協会・2005年)65頁。

⁹⁵ 石井正『歴史のなかの特許』(晃洋書房・2009年)50頁。

ボルトン・ワット商会

マシュー・ボルトン：企業家、発明家、科学者



図 84 マシュー・ボルトン(1728年～1809年)

ボルトン・ワット商会による特許権侵害訴訟

- ①蒸気機関の製作は困難、したがって実施許諾は想定外
- ②蒸気機関の販売と特許料(節約できた燃料費の 1/3)の徴収
- ③特許発明の実施を自由とし特許料のみを徴収する方式では徴収が困難

ワットの行動は、法的には正当であって非難される筋合いはない。しかし、原理について特許権が取得され、実施許諾がされない状況では、技術の改良が進む余地はない。

実施許諾
発明を他人に実施させること。通常は実施料(特許料)を徴収する。

蒸気機関の技術開発が遅延

「ワットの特許期間中に、イギリスでは蒸気機関の出力が一年当たり約七五〇馬力ずつ増加した。これに対して、特許期間が終わってから三〇年間の出力の伸びは、一年当たり四〇〇〇馬力以上だった。また、蒸気機関の燃料効率もワットの特許期間中はほとんど変わらなかったが、一八一〇年から一八三五年までに、およそ五倍に増加したと推定される。

ワットの特許期間が終了すると、蒸気機関の生産性や効率が急上昇しただけでなく、蒸気動力も産業革命の原動力として真価を発揮した。三〇年間で蒸気機関車⁹⁶、蒸気船、蒸気紡績機など重要なイノベーションが普及し、蒸気機関は改良された。なかでも重要なイノベーションが高圧蒸気機関だ。ワットが特許を戦略的に利用したために、発展を阻まれていたのだ。ウィリアム・ブル、リチャード・トレビシク、アーサー・ウルフなどによる、蒸気機関への新たな改良の多くが、一八〇四年までに利用できるようになった。これらはもっと前に開発されていたが、ボルトンとワットの特許期間が終わるまで寝かされていたのだ。どのイノベーターも、ジョナサン・ホーンブロワーと同じ運命をたどりたくなかったからだ。」⁹⁷

⁹⁶ ジョージ・スチーブンソンは蒸気機関車による鉄道の実用化に成功したが、世界初の蒸気機関車を開発したのはリチャード・トレビシクである。

⁹⁷ ミケーレ・ボルドリン=デヴィッド・K・レヴァイン著、山形浩生=守岡桜訳『〈反〉知的独占 特許と著作権の経済学』(NTT出版・2010年)5頁。

ジョナサン・ホーンブローワー

高压シリンダと低压シリンダを使用する複式蒸気機関を発明

ワットの蒸気機関よりも熱効率に優れるがワットの特許発明を利用

ワットとの特許権侵害訴訟に敗訴して破産

ワットの特許期間が終了すると、蒸気機関の応用は急激に進んだ。



図 85 最初の旅客鉄道(リバプール・アンド・マンチェスター鉄道、1830年)(Wiki)

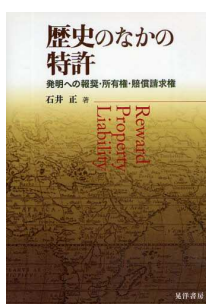
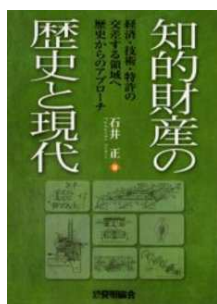
裁定実施

日本の特許法には、他人の発明を利用するために特許権者に協議を求めたにもかかわらず特許権者が実施許諾をしない場合に特許庁長官の裁定を請求することができる制度が存在する。

特許法 92 条（自己の特許発明の実施をするための通常実施権の設定の裁定）（抜粋）

特許権者又は専用実施権者は、その特許発明が第七十二条に規定する場合に該当するときは、同条の他人に対しその特許発明の実施をするための通常実施権又は実用新案権若しくは意匠権についての通常実施権の許諾について協議を求めることができる。

3 第一項の協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許権者又は専用実施権者は、特許庁長官の裁定を請求することができる。



石井正『知的財産の歴史と現代』(発明協会・2005年)

石井正『歴史の中の特許』(晃洋書房・2009年)

石井正『世界を変えた発明と特許』(ちくま新書・2011年)

7. 米国の特許制度

学修のポイント

特許制度の歴史を学ぶ。

米国

クレーム制度

発明を言葉で定義する制度

米国の偉大な発明を通して、特許を活用するための制度について学ぶ。

白熱灯

発明家から起業家へ

個人による発明から組織による発明へ

無線

クロスライセンス

複数の企業がそれぞれ保有する特許権について相互に実施許諾をすること

航空機

パテントプール

管理会社を通じて実施許諾と特許料の分配を行うシステム

7-1. 略史

1620年：英国から102人の移民を乗せたメイフラワー号は、96日間の航海の後マサチューセッツ州に到着



図 86 メイフラワー号(Wiki)

1775年：独立戦争

1776年：独立宣言(独立記念日7月4日)

1787年：合衆国憲法

合衆国憲法1篇8章8項
科学や有益な芸術を振興するため、著作物や発見に関して一定の期限、**著作者や発明者に排他的権利を与える**権限を議会は有する。

1790年：特許法(英国の影響)

対象は、技術的作品、製造物、エンジン、機械、装置又はその改良
有用であること(特許制度の目的は、産業の発達)

公知公用⁹⁸でないこと

明細書、見取り図、見本等の提出

特許審査委員会(国務長官、国防長官、司法長官)

先発明主義(現在は先願主義)⁹⁹

有限期間(14年)

審査負荷の増大

1793年：特許法改正(無審査制度導入)

質の低い発明にも特許権が発生、特許制度無用論

1836年：特許法改正(特許局新設、審査制度へ)

1861年～1865年：南北戦争

1870年：特許法改正(クレーム制度導入)

自身の発明を言葉で定義することによって権利範囲を明確化

⁹⁸ 公に知られたり、公に実施されたりしていること。

⁹⁹ 最初に発明した人が特許を受けることができるとする考え方を先発明主義という。これに対して、最初に特許庁に出願した人が特許を受けることができるとする考え方を先願主義という。

クレーム制度 発明を言葉で定義する制度

日本では、特許出願の願書に添付する「特許請求の範囲」という書類に請求項として特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載する。

特許法 36 条 (特許出願) (抜粋)

2 願書には、明細書、特許請求の範囲、必要な図面及び要約書を添付しなければならない。

5 第二項の特許請求の範囲には、請求項に区分して、各請求項ごとに特許出願人が特許を受けようとする発明を特定するために必要と認める事項のすべてを記載しなければならない。

実際の例を一つ示す(特許第 4260813 号)。

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

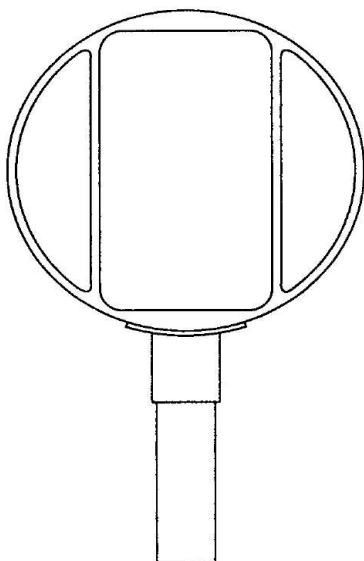
電磁調理器に使用される柄付きの卵焼き器であって、電磁誘導加熱による加熱調理部が円形に形成されており、その円形調理部の中央に卵焼きのための長方形の部分が設けられると共に、その両側部につけ合わせなどを調理できる部分が設けられていることを特徴とする電磁調理器用卵焼き器。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の電磁調理器用卵焼き器において、前記加熱調理部が、柄の延長線を挟んで左右対称である電磁調理器用卵焼き器。

【書類名】 図面

【図 1】



7-2. 白熱灯

7-2-1. エジソン



図 87 トーマス・エジソン(1847 年～1931 年)

1878 年：スワン(英国)による白熱灯の発明(基本的な技術思想)は既に存在した。

エジソンの思想

発電所による電力供給システム

フィラメントは高抵抗かつ長寿命であるべき

フィラメントは高抵抗の炭素材料

炭化した竹の繊維(日本製の扇子から)

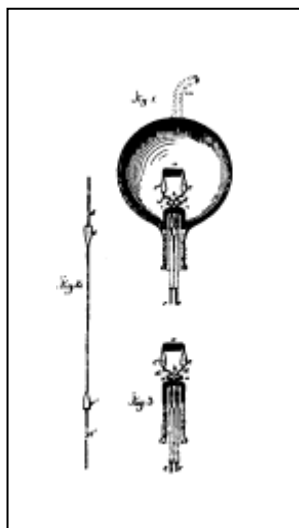


図 88 米国特許第 223898 号(1880 年)

米国特許第 223898 号(1880 年)

“An electric lamp for giving light by incandescence, consisting of a filament of carbon of high resistance, made as described, and secured to metallic wires, as set forth.”

「白熱光を発する電気ランプであって、既に述べた方法によって製作され、金属ワイヤによって固定された高抵抗値のカーボンフィラメントからなる電気ランプ。」

多くの特許権侵害訴訟を提起し勝訴
発電所による電力供給システムに基づいた思想(カーボンフィラメントが高抵抗であること)が勝訴に貢献

「天才は1%のひらめき(才能)と99%の汗(努力)からなる。」(トーマス・エジソン)

7-2-2. 組織による発明

発電所、送電ネットワーク、家庭を含む電力供給システム

発明家から起業家へ 個人による発明から組織による発明へ

メンローパーク研究所(カリフォルニア州)

ジョージ・イーストマン(1854年～1932年)、イーストマン・コダックの創業者
ヘンリー・フォード(1863年～1947年)、フォード・モーターの創業者
ニコラ・テスラ(1856年～1943年)、交流を主張

1878年：エジソン電灯会社

1881年：エジソン電球会社、エジソン機械製作所(発電機)、エジソン電線会社

1889年：エジソン・ゼネラル・エレクトリック社

1892年：ゼネラル・エレクトリック社(GE社)、交流方式、タングステン電球

エジソンは、直流方式にこだわったため経営から排除されていく。直流方式によって電力供給システムを構築してしまっていたことが電力損失の少ない交流方式の採用を躊躇させた要因の一つと考えられる。なお、ゼネラル・エレクトリック社は、白熱灯から蛍光灯への乗換え、真空管からトランジスタへの乗換えに失敗している¹⁰⁰。

¹⁰⁰ クレイトン・クリステンセン著=玉田俊平太監修=伊豆原弓訳『イノベーションのジレンマ』(翔泳社・2001年)。

7-3. 無線

7-3-1. マルコーニ

1887年：ハインリヒ・ヘルツ(ドイツ・1857年～1894年)による電波の発見

「発信装置は誘導コイルとアンテナを組み合わせたもので、受信装置はスパークギャップのあるコイルであり、電磁波を受信すると火花放電が観測できる。」(Wiki)



図 89 ハインリヒ・ヘルツ(ドイツ・1857年～1894年)

無線通信の実用化

グリエルモ・マルコーニ(イタリア・1874年～1937年)

1897年：英国マルコーニ社

1900年：米国マルコーニ社

1901年：大西洋横断無線通信に成功、船舶通信事業によって巨額の利益
米国海軍の反発



図 90 グリエルモ・マルコーニ(イタリア・1874年～1937年)

米国マルコーニ社の無線通信に係る重要特許
検波用二極真空管(米国特許第 803684 号)

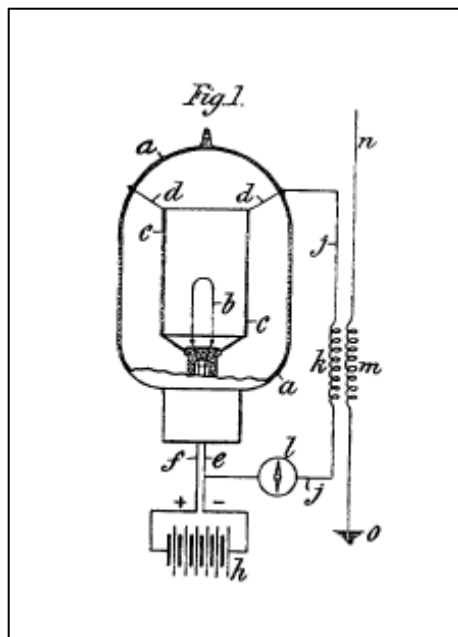


図 91 検波用二極真空管、米国特許第 803684 号(1905 年)

7-3-2. クロスライセンス

米国政府(海軍)による米国マルコーニ社の排除

1919 年：GE 社が米国マルコーニ社を買収し RCA¹⁰¹社を設立

GE 社と RCA 社では無線通信に必要な特許をすべてカバーすることはできない。

AT&T¹⁰²社への協力要請

AT&T 社の無線通信に係る重要特許

検波増幅用三極真空管(米国特許第 879532 号)

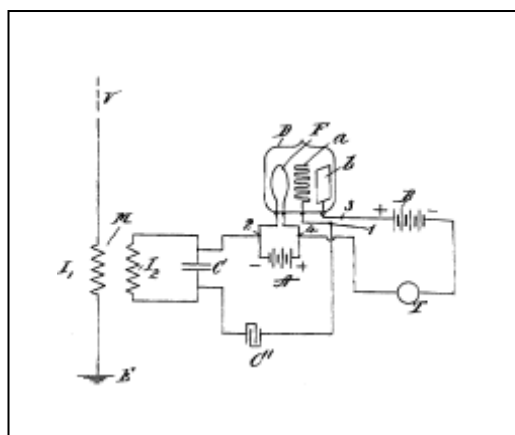


図 92 検波増幅用三極真空管、米国特許第 879532 号(1908 年)

¹⁰¹ Radio Corporation of America

¹⁰² The American Telephone & Telegraph Company

クロスライセンス(無線通信に関し 2000 件以上)

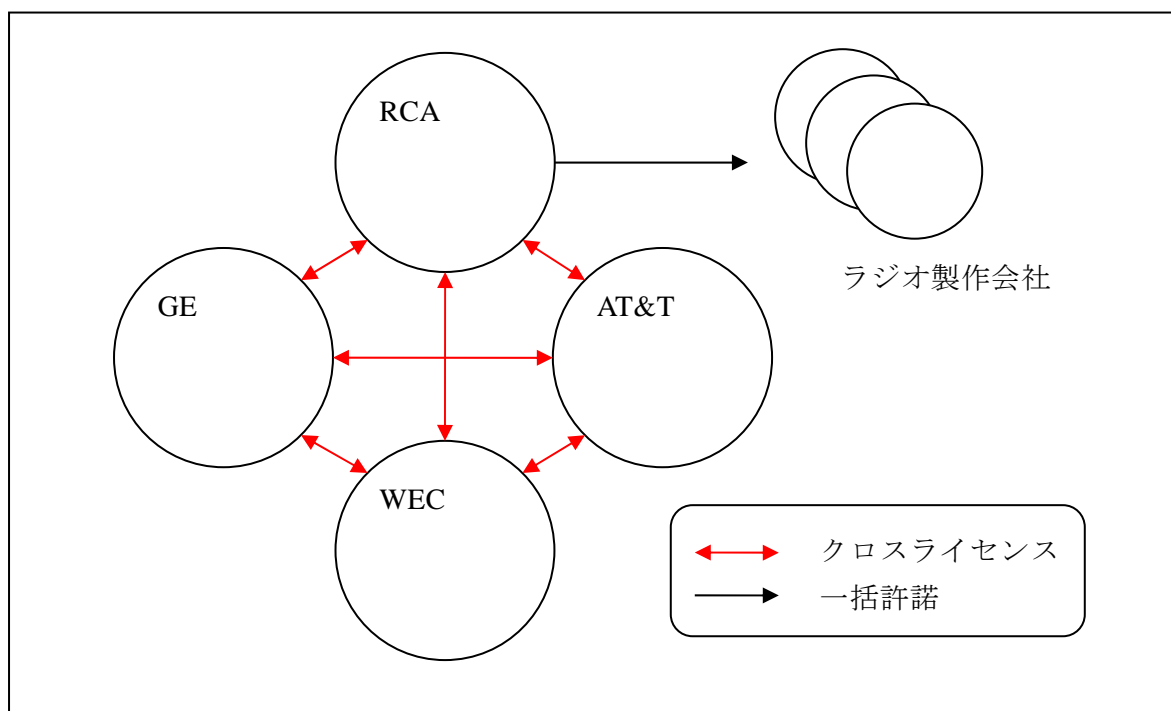
GE 社 - RCA 社 - AT&T 社

さらに WEC¹⁰³社が参加

ラジオの普及

RCA 社が管理する特許権をラジオ製作会社に一括許諾

RCA 社と契約しなければラジオを作ることにはできない。



クロスライセンス

複数の企業がそれぞれ保有する特許権について相互に実施許諾をすること

¹⁰³ Westinghouse Electric Corporation

7-4. 航空機

7-4-1. ライト兄弟



図 94 ライト兄弟¹⁰⁴と初飛行の様子



図 95 ライト・フライヤーのプラモデル¹⁰⁵

ウィルバー・ライト(1867年～1912年)

オーヴィル・ライト(1871年～1948年)

¹⁰⁴ 米国国会図書館。

<http://lcweb2.loc.gov/ammem/wrighthtml/>

¹⁰⁵ 写真は Revell 社のホームページより。

<http://www.revell.com/model-kits/aircraft/85-5243.html>

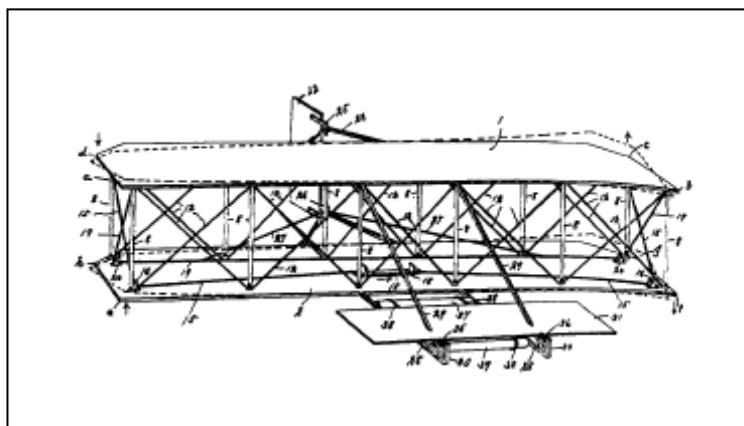


図 96 米国特許第 821395 号(1906 年)

米国特許第 821395 号(1906 年)

機体の傾きを抑制する方法、方向舵では制御不可

「飛行機械において、その翼本体の通常状態の平面の上または下に可動な側端部を持つ通常状態では平らな一枚の翼で、その動きは飛行線を横断する軸回りで、雰囲気に対し異なる迎え角を示すために、その側端部は翼本体の通常状態の平面に対し異なる角度を取るように動いてもよい翼と、前記側端部をそのように動かすための手段、概略は説明通り。」¹⁰⁶

¹⁰⁶ 「ライト兄弟の秘密」ホームページより。
<http://www.wetwing.com/wright/index.html>

7-4-2. カーチス



図 97 グレン・カーチス(1878年～1930年)

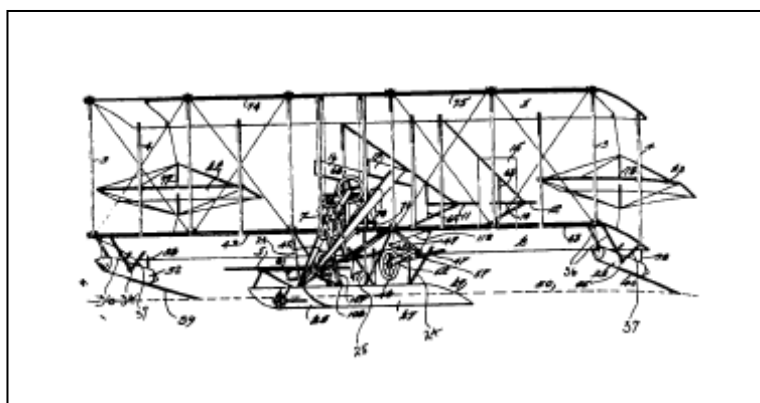


図 98 米国特許第 1203550 号(1916年)

カーチスの特許は、撓み翼ではなくエルロン(補助翼)

ライト兄弟は、エルロンも自らの特許の範囲に含まれると主張して特許を修正

裁判所は、ライト兄弟の主張を認容

カーチス社は、一機あたり\$1000をライト社に支払うことになる。

当時の飛行機の価格は\$3000から\$5000程度である。

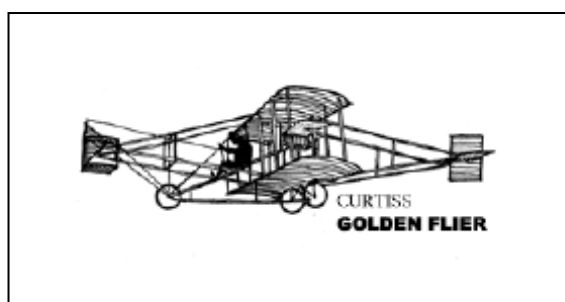
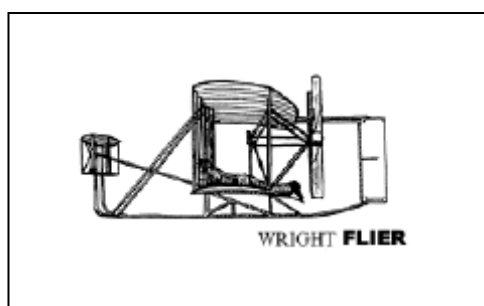


図 99 ライト・フライヤー(1903年)、ジューン・バグ(1909年)¹⁰⁷

¹⁰⁷ 「ライト兄弟の秘密」ホームページより。
<http://www.wetwing.com/wright/index.html>

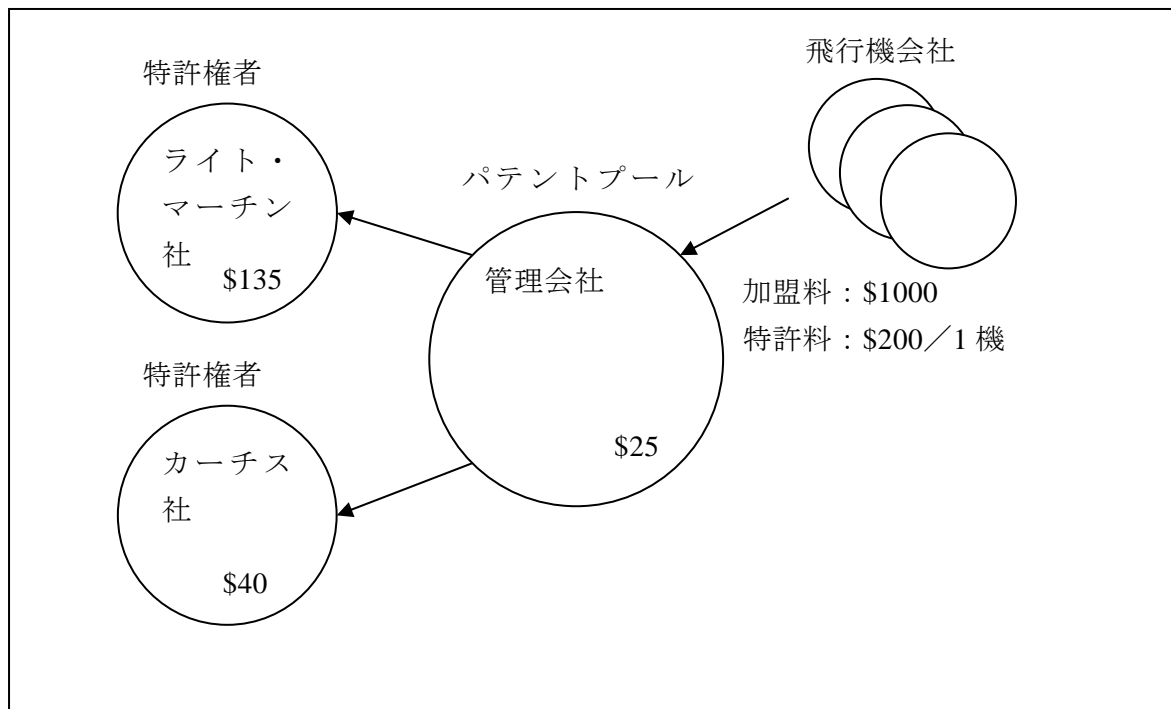
7-4-3. パテントプール

1917年：第一次世界大戦

米国政府主導、パテントプール(航空機の特許 130 件をプール)

加盟料\$1000、飛行機 1 機当たり \$200

ライト・マーチン社\$135、カーチス社\$40、クロスライセンシング協会\$25



今日の事例

成功事例

MPEG-2、DVD、デジタルテレビ、第3世代移動体通信

失敗事例

ぱちんこ機：新規参入を排除したため独占禁止法違反

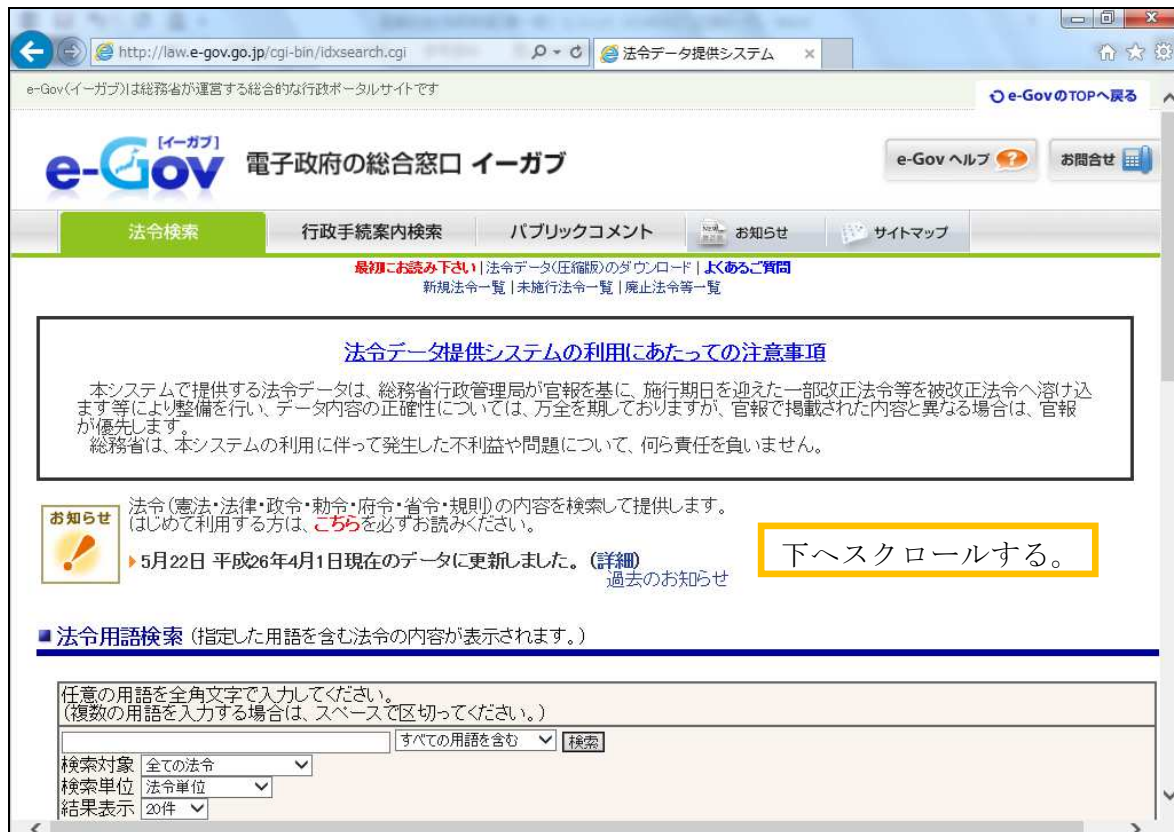
多くの特許を使用しないと製品を作ることができない場合、多くの特許権者と個別に実施許諾の交渉を行うことは大変であるし、そのような状況であっては製品の普及が望めない。そこで、クロスライセンスやパテントプールが利用される。

パテントプール

管理会社を通じて実施許諾と特許料の分配を行うシステム

A. 付録

A-1. 法令の調べ方(一例)



http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 法令データ提供システム

e-Gov(イーガブ)は総務省が運営する総合的な行政ポータルサイトです

e-Gov [イーガブ] 電子政府の総合窓口 イーガブ

e-Gov ヘルプ ? お問い合わせ

法令検索 行政手続案内検索 パブリックコメント お知らせ サイトマップ

最初にお読み下さい | 法令データ(圧縮版)のダウンロード | よくあるご質問
新規法令一覧 | 未施行法令一覧 | 廃止法令等一覧

法令データ提供システムの利用にあたっての注意事項

本システムで提供する法令データは、総務省行政管理局が官報を基に、施行期日を迎えた一部改正法令等を被改正法令へ溶け込めます等により整備を行い、データ内容の正確性については、万全を期しておりますが、官報に掲載された内容と異なる場合は、官報が優先します。
総務省は、本システムの利用に伴って発生した不利益や問題について、何ら責任を負いません。

お知らせ 法令(憲法・法律・政令・勅令・府令・省令・規則)の内容を検索して提供します。
はじめて利用の方は、**こちら**を必ずお読みください。

5月22日 平成26年4月1日現在のデータに更新しました。(詳細) 過去のお知らせ

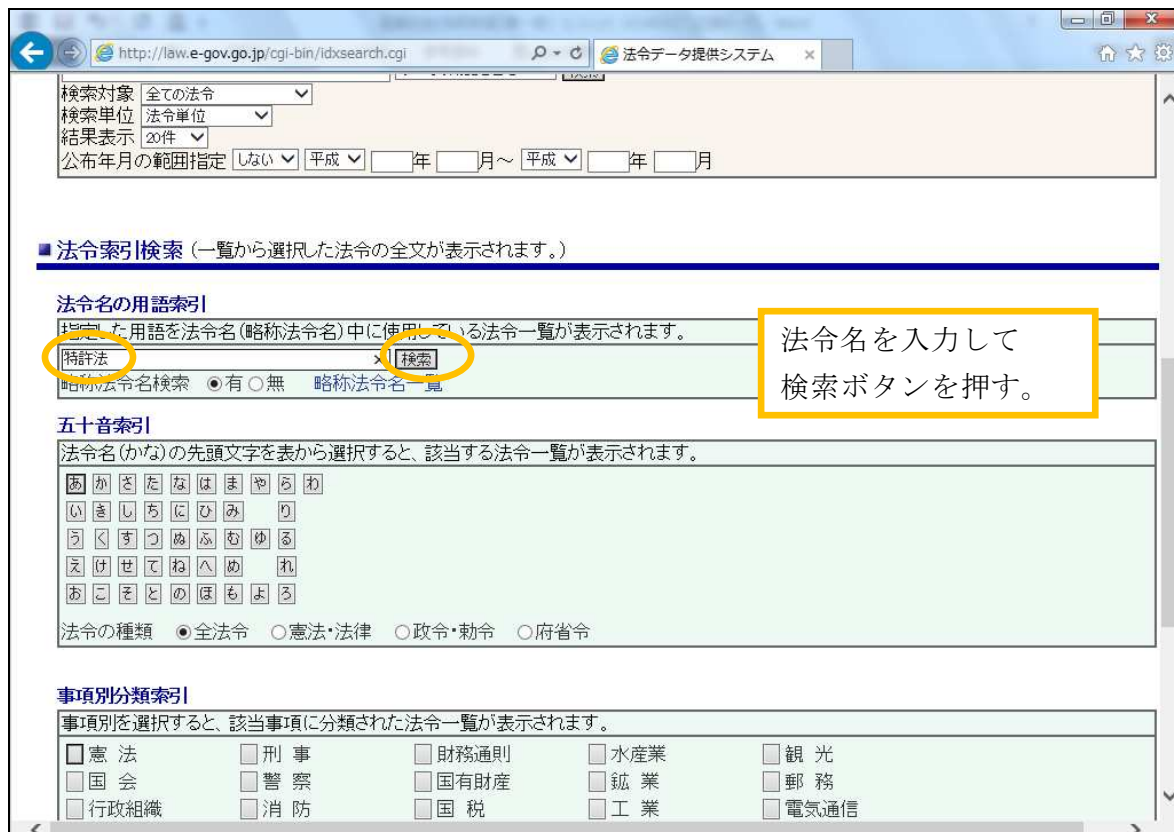
下へスクロールする。

■ **法令用語検索** (指定した用語を含む法令の内容が表示されます。)

任意の用語を全角文字で入力してください。
(複数の用語を入力する場合は、スペースで区切ってください。)

検索対象 全ての法令
検索単位 法令単位
結果表示 20件

すべての用語を含む 検索



http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 法令データ提供システム

検索対象 全ての法令
検索単位 法令単位
結果表示 20件

公布年月の範囲指定 しない 平成 年 月 ~ 平成 年 月

■ **法令索引検索** (一覧から選択した法令の全文が表示されます。)

法令名用語索引
指定した用語を法令名(略称法令名)中に使用している法令一覧が表示されます。

特許法 検索

略称法令名検索 ●有 ○無 略称法令名 一覧

五十音索引
法令名(かな)の先頭文字を表から選択すると、該当する法令一覧が表示されます。

あ か さ た な は ま や り わ
い き し ち に ひ み り
う く す つ ぬ ふ め ぬ る
え け せ て ね へ め れ
お こ そ と の ほ も よ る

法令の種類 ●全法令 ○憲法・法律 ○政令・勅令 ○府省令

事項別分類索引
事項別を選択すると、該当事項に分類された法令一覧が表示されます。

憲法 刑事 財務通則 水産業 観光
 国会 警察 国有財産 鉱業 郵務
 行政組織 消防 国税 工業 電気通信

法令名を入力して検索ボタンを押す。

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxsearch.cgi 索引検索結果一覧画面

索引検索結果一覧画面

条件指定画面へ

法令名中の用語指定「特許法」(略称:有)

「法令名完全一致」該当件数 1件
 「略称法令名検索結果」該当件数 0件
 「法令名検索結果」該当件数 11件

法令名完全一致 該当件数 1件

1. [特許法\(昭和三十四年四月十三日法律第二百一十一号\)](#)

特許法を選択する。

略称法令名検索 該当件数 0件

法令名検索 該当件数 11件

- 特許法施行法(昭和三十四年四月十三日法律第二百二十二号)
- 特許法施行令(昭和三十五年三月八日政令第十六号)
- 特許法施行規則(昭和三十五年三月八日通商産業省令第十号)
- 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令 抄(平成二十三年十二月二日政令第三百七十七号)
- 特許法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う経過措置を定める政令(平成七年五月八日政令第二百五号)

http://law.e-gov.go.jp/cgi-bin/idxselect.cgi?IDX_OPT=1&H_N 特許法

条件指定画面へ 検索結果一覧へ

特許法
(昭和三十四年四月十三日法律第二百一十一号)

目次

特許法
(昭和三十四年四月十三日法律第二百一十一号)

最終改正:平成二四年五月八日法律第三〇号

第一章 総則(第一条—第二十八条)

第二章 特許及び特許出願(第二十九条—第四十六条の二)

第三章 審査(第四十七条—第六十三条)

第三章の二 出願公開(第六十四条—第六十五条)

第四章 特許権

第一節 特許権(第六十六条—第九十九条)

第二節 権利侵害(第一百条—第一百六条)

第三節 特許料(第一百七条—第一百二十二条の三)

第五章 削除

第六章 審判(第二百一十一条—第二百七十条)

第七章 再審(第二百七十一条—第二百七十七条)

他法令を参照している箇所(リンク)をクリックすると、ここにその内容が表示されます。

A-2. 特許公報の調べ方(一例)

ヘルプデスク (9:00-21:00)
03-6666-8801
helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp

特許・実用新案 意匠 商標 審判

特許・実用新案、意匠、商標の簡易検索 [ヘルプ](#)

特許・実用新案、意匠、商標について、キーワードを入力して簡易検索ができます。
分類・文献番号等での詳細な検索をされる場合は、上部各サービス（ナビゲーション部分）をご利用ください。

特許・実用新案を探す OR

検索

キーワードを入力して検索ボタンを押す。

お知らせ [予定一覧](#) [更新履歴](#) [リリースノート](#)

リリース 2015/3/23 [特許情報プラットフォーム\(J-PlatPat\)開始のお知らせ](#)

リリース 2015/3/23 [「サービス開始時の注意事項/制限事項について」](#)

おすすめ

公報発行予定表

文献蓄積情報

ご利用に

> 各サー

> マニ

> 利

ヘルプデスク (9:00-21:00)
03-6666-8801
helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp

特許・実用新案 意匠 商標 審判

特許・実用新案、意匠、商標の簡易検索 [ヘルプ](#)

特許・実用新案、意匠、商標について、キーワードを入力して簡易検索ができます。
分類・文献番号等での詳細な検索をされる場合は、上部各サービス（ナビゲーション部分）をご利用ください。

特許・実用新案を探す OR

検索

ヒット件数 **13件** **一覧表示**

一覧表示ボタンを押す。

お知らせ [予定一覧](#) [更新履歴](#) [リリースノート](#)

リリース 2015/3/23 [特許情報プラットフォーム\(J-PlatPat\)開始のお知らせ](#)

おすすめ

公報発行予定表

ご利用に

> 各サー

ヘルプデスク (9:00-21:00)
03-6666-8801
helpdesk@j-platpat.inpit.go.jp

特許・実用新案

特許・実用新案テキスト検索

PDF表示

検索結果 13件

項番	文献番号	発明の名称	筆頭出願人 (登録公報・US和抄は権利者を表示)	発行日	出願番号	出願日
1	特開2014-039539	玉子焼きの製造方法 およびだし汁	株式会社マーケティング・ビジネスシステムズ	2014年03月06日	特願2013-150239	2013年07月19日
2	特開2007-203017	I Hクッキングヒーター用卵焼き器	茨田 陽介	2007年08月16日	特願2006-055486	2006年02月01日
3	特開2003-061833	卵焼き器	久保浦 重廣	2003年03月04日	特願2001-255832	2001年08月27日

特許・実用新案

特許・実用新案テキスト検索

公開特許公報

特開2007-203017

PDF表示

1 頁 / 3 頁を PDF表示

JP 2007-203017 A 2007.8.16

(19) 日本国特許庁 (JP) (12) 公開特許公報 (A) (11) 特許出願公開番号
特開2007-203017
(2007_203017A)

A-3. 裁判例の調べ方(一例)



裁判所 COURTS IN JAPAN

検索結果一覧表示画面

検索結果一覧表示画面

→各判例について →使い方

総合検索	最高裁判所判例集	高等裁判所判例集	工務裁判所判例集	行政事件裁判例集	労働事件裁判例集	知的財産裁判例集
全判例統合 3件中1~3件を表示 →検索条件指定画面へ戻る						
裁判年月日 降順						
知的財産裁判例	平成9(行ケ)249	特許権	行政訴訟	平成14年04月11日	東京高等裁判所	全文
知的財産裁判例	平成12(行ケ)65	特許権	行政訴訟	平成14年04月11日	東京高等裁判所	全文
知的財産裁判例	平成18(ネ)3677	著作権	民事訴訟	平成14年04月11日	東京高等裁判所	全文

二行目の知的財産裁判例を選択する。

裁判所 COURTS IN JAPAN

検索結果詳細画面

検索結果詳細画面

→各判例について →使い方

総合検索	最高裁判所判例集	高等裁判所判例集	工務裁判所判例集	行政事件裁判例集	労働事件裁判例集	知的財産裁判例集
知的財産裁判例 →検索結果一覧表示画面へ戻る						
事件番号	平成12(行ケ)65					
事件名						
裁判年月日	平成14年04月11日					
裁判所名	東京高等裁判所					
権利種別	特許権					
訴訟類型	行政訴訟					
全文	全文					

全文を選択する。

平成12年(行ケ)第65号審決取消請求事件
 平成14年2月28日口頭弁論終結
 判決

原告	被告	サージカル ナビゲーション テクノロジー アフィリエイトカンパニー オ インコーポレーテッド)
ズ インコーポレーテッド(アン ブ ソファマー ダンネクグループ 訴訟代理人弁理士	伊 藤 武 久 同 藤 田 ア キ ラ 被告 特許庁長官 及 川 耕 造 指定代理人 和 泉 山 等 同 青 山 紘 一 同 大 野 克 人 同 大 橋 良 三	

主 文
 原告の請求を棄却する。
 訴訟費用は原告の負担とする。
 この判決に対する上告及び上告受理の申立てのための付加期間を30日
 と定める。

事実及び理由

第1 当事者の求めた裁判

1 原告
 特許庁が平成10年審判18303号事件について平成11年10月8日に
 した審決を取り消す。
 訴訟費用は被告の負担とする。

2 被告
 原告の請求を棄却する。
 訴訟費用は原告の負担とする。